

震災編

(東海地震事前対策)

第1章 対策の目的

第1節 策定の趣旨及び経過

東海地震（震源＝駿河湾沖、M8程度）の発生に備え、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）の規定に基づく地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）が、1都7県157市町村（平成24年4月1日現在）に指定される中、都内では新島村・神津島村・三宅村が強化地域に指定されている。

東海地震が発生した場合、墨田区は強化地域外ではあるが、震度5弱の揺れの被害を最小限にとどめ、また警戒宣言発令時の社会的混乱を防止する必要がある、以下の中央防災会議による報告もあるが、大震法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震事前対策を策定しているものである。

なお、平成29年9月の中央防災会議の報告によると、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い予測はできないのが実情である。」とされ、今後、国が大震法に基づく現行の地震防災応急対策を改める可能性を示唆している。そのため、本区としては、今後の国や都の動向に注視し、必要に応じて地域防災計画に反映していくこととする。

第2節 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

- 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、次の措置を講じることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
 - 警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置
- 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱の発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策を盛り込んだものである。
- 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本計画震災編（予防・応急・復旧対策）で対処する。
- 区の地域は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後本計画の実施に当たり十分配慮するものとする。

- (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、区分等が必要な対策については、個別の対応を取ることとする（学校、鉄道対策等）。
- (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるところから、対策の優先度を配慮する。
- (3) 各防災関係機関等で関連する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件

本計画の策定に当たっては、次の事項を前提条件とする。

- 1 東海地震が発生した場合、区の予想震度は震度5弱である。
- 2 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を原則として、平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。ただし、各防災関係機関において、対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、その時刻にも対応するものとする。

第2章 処理すべき事務又は業務の大綱

区及び防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1節 区

機 関 の 名 称	事 業 又 は 業 務 の 大 綱
企 画 経 営 室 ファシリティマネジメント担当 (公共施設マネジメント推進課を除く。)	1 区防災会議及び区災対本部に関する事 2 地震予知情報等の収集伝達に関する事 3 地震予知情報等の広報及び広聴に関する事 4 報道機関との連絡に関する事
総 務 部	1 職員の服務及び給与に関する事 2 都及び防災関係機関との連絡調整に関する事 3 車両、舟艇等の調達準備に関する事 4 庁舎等の防災及び点検に関する事 5 男女共同参画に関する事
区 民 部	1 食品等の確保準備に関する事 2 救助物資の配分準備に関する事 3 救助物資の輸送準備に関する事 4 避難施設等の開設準備に関する事
危 機 管 理 担 当 地 域 力 支 援 部 産 業 観 光 部 資 源 環 境 部	1 通信情報の総括に関する事 2 地震予知情報等の収集、伝達に関する事 3 避難施設等の開設準備に関する事 4 救助物資の給与及び貸与準備に関する事 5 施設利用者の保護安全に関する事 6 施設の保全に関する事 7 公害発生の予防及び対策に関する事 8 廃棄物等処理対策に関する事
保 健 衛 生 担 当	1 医療及び防疫用資器材の準備に関する事 2 日赤、墨田区医師会その他関係機関との連絡に関する事
向 島 保 健 セ ン タ ー 本 所 保 健 セ ン タ ー	1 医療及び助産救護に関する事 2 防疫その他衛生活動に関する事 3 施設の保全に関する事
子 ども ・ 子 育 て 支 援 部	1 福祉施設の保全に関する事 2 園児等の保護安全に関する事 3 施設利用者の保護安全に関する事 4 救助物資の配分準備に関する事 5 避難施設等の開設準備に関する事
公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 推 進 課 都 市 計 画 部	建築物の防災に関する事
都 市 整 備 部 立 体 化 ・ ま ち づ くり 推 進 担 当	1 防災資器材の点検及び調達に関する事 2 防災に関する情報の収集及び報告に関する事 3 道路、公園等の保全に関する事 4 河川、護岸の保全に関する事

第1章
対策の目的

第2章
処理すべき事務又は業務の大綱

第3章
災害予防対策

第4章
警戒宣言が発せられるまでの対応

第5章
警戒宣言時の応急活動体制

第6章
区民等にとってのべき措置

会計管理室	現金及び物品の出納及び保管に関すること。
区議会事務局	区議会との連絡調整に関すること。
教育委員会事務局	1 文教施設の保全に関すること。 2 公立学校(園)の幼児、児童、生徒等の保護安全に関すること。 3 施設利用者の安全に関すること。

第2節 都

機関の名称	事業又は業務の大綱
都建設局第五建設事務所	1 水防に関すること。 2 道路及び橋梁の保全に関すること。
都建設局東部公園緑地事務所	公園の保全および震災時の利用に関すること。
都建設局江東治水事務所	水門・排水機場等の保全に関すること。
都水道局墨田営業所	応急給水の準備に関すること。
都下水道局東部第一下水道事務所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ処理に関すること。
都交通局門前仲町駅務管区 都交通局馬喰駅務管区 都交通局江東自動車営業所	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること。
警視庁第七方面本部 本所 警察署 向島 警察署	1 各種情報等の収集及び伝達に関すること。 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 3 交通の混乱等の防止に関すること。
東京消防庁第七消防方面本部 本所 消防署 向島 消防署	1 各種情報等の収集、連絡に関すること。 2 災害の予防及び警戒に関すること。 3 住民等に対する指導に関すること。 4 事業所の消防計画、危険物の予防規程に関すること。

第3節 自衛隊

機関の名称	事業又は業務の大綱
陸上自衛隊	東海地震関連情報の収集・伝達に関すること。

第4節 指定公共機関

機関の名称	事業又は業務の大綱
日本郵便 本所・向島郵便局	郵便等、各事業の運行管理及び施設等の保全に関する事
J R 両国駅 J R 錦糸町駅	1 鉄道輸送に関する事。 2 鉄道施設の保全に関する事。
N T T 東日本	電話等の通信の確保に関する事。
東京電力パワーグリッド 江東支社	1 電力需給に関する事。 2 電力施設等の建設及び安全保全に関する事。
日本通運 ロジステイクス	貨物（トラック）自動車による救助物資の輸送の準備に関する事。
首都高速道路局 東京東局	首都高速道路等の保全に関する事。
東京ガスグループ	1 ガスの供給に関する事。 2 ガスの施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の保全に関する事。

第5節 指定地方公共機関等

機関の名称	事業又は業務の大綱
東京武蔵野鉄道 成電鉄	1 鉄道輸送に関する事。 2 鉄道施設の保全に関する事。
東京地下鉄 日本橋駅務管区住吉地域	1 鉄道輸送に関する事。 2 鉄道施設の保全に関する事。
医師会 歯科医師会 薬剤師会 柔道整復師会 訪問看護協会	1 医療活動に関する事。 2 傘下会員との連絡調整に関する事。
東京都トラック協会 墨田支部	貨物（トラック）自動車による救助物資の輸送の準備に関する事。

第1章 対策の目的

第2章 処理すべき事務又は業務の大綱

第3章 災害予防対策

第4章 警戒宣言が発せられるまでの対応

第5章 警戒宣言時の応急活動体制

第6章 区民等とるべき措置

第3章 災害予防対策

第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防措置は、本計画震災編（予防・応急・復旧対策）予防対策に基づき実施している。

しかし、大規模地震対策特別措置法の制定を契機として、地震の予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という、新たな課題が生じてきた。

このため、本部では①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための必要な設備、資器材等の整備と②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業を取り上げるものとする。

第1項 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、NTT東日本、京成電鉄]

1 情報連絡体制の整備

機 関	事 業 計 画
区	1 警戒宣言及び地震予知情報等の情報を正確かつ迅速に伝達するため、区防災行政無線システムを昭和56年4月に開局した。この通信網の有効性を確保するため、平常時から取扱いに習熟し、災害時に的確に対応できる体制を整える。 2 区内における住民防災組織は、現在、すべての町会・自治会で結成されている。 区では、組織に対して装備強化費を助成し、組織の強化育成を図っているが、今後も引き続き組織活動の育成を図っていく。 また、地震予知情報に伴う活動体制の確立等を指導する。
警視庁第七方面本部 本所・向島警察署	広報資器材の整備 運転車等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するため、広報用横断幕、立看板等の広報資器材を整備する。
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	情報連絡体制等の整備 警戒宣言が発せられた場合においては、区民に対して迅速かつ正確な情報を伝達する必要がある。 一方、消防機関は、発災時に各機関等と情報、連絡体制の強化が必要である。

第1章
対策の目的

第2章
処理すべき事務又は業務
の大綱

第3章
災害予防対策

第4章
警戒宣言が発せられるま
での対応

第5章
警戒宣言時の応急活動体
制

第6章
区民等のとるべき措置

N T T 東 日 本	<p>1 通話自動制御機能の整備 警戒宣言に伴い、通話が集中的に発生した場合、電話がかかりにくくなる。このような状況下においては、防災関係機関等の重要な通話も影響を受けてかかりにくくなるため、早急に一般の電話の利用を制限する必要がある。 このため、電話を自動的に監視制御する通話自動制御装置等の整備を図る。</p> <p>2 緑色及びグレー（デジタル）の公衆電話の整備 一般の電話の利用が制限された場合においても、公衆電話からの通話は確保する。</p> <p>3 防災関係機関等重要加入電話の整備 電話の輻輳時においても、規制を受けない重要加入電話については、従来の防災関係機関のほか、警戒宣言時の社会的混乱の防止のため、重要な役割を果たす機関についても、今後、重要加入電話に含めることについて検討する。</p>
京 成 電 鉄	<p>東京都防災行政無線の設置場所を運輸指令室とし、受信体制を整える。</p>

2 道路交通対策用資器材の整備

警戒宣言が発せられた場合の道路交通の混乱を防止するため、交通規制用標識、車両停止用各種資器材を地域の状況に応じて整備する。

第2項 被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業

[区、NTT東日本、東武鉄道]

1 ブロック塀等の倒壊防止（区）

震度5弱程度の地震であってもブロック塀等の倒壊により死傷者の発生することが予想されることは、宮城県沖地震の例を見ても明らかである。

区では、宮城県沖地震を契機として、昭和54年1月から調査依頼のあったブロック塀の安全調査を実施し、危険なブロック塀等について改修の指導をしている。

今後も引き続き耐震調査を促進するとともに、都と協力して安全指導の強化を図るものとする。

2 落下物の防止（区）

(1) 窓ガラス等の落下物の防止

伊豆沖地震や宮城県沖地震では、窓ガラスや外装材等の落下物による被害が実証され注目された。このため、都では昭和55年度において避難道路沿いの3階以上の建築物について、実態調査を行い、落下危険の可能性のあるものに対して再検討や指導を行った。

区では、この調査を基に区の管轄建物について、安全指導を実施する。

(2) 屋外広告物等の規制

広告塔、看板、工作物等の広告物の中には、地震の際に脱落し、被害を与えることも予想される。このため、区は東京都屋外広告物条例、道路法及び建築基準法に基づき、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、設置者に対し改善指導を行う。

3 通信施設対策（N T T東日本）

(1) 通信網の信頼性向上対策

市外中継線、市内中継線等の伝送路が被災した場合でも、全面的に通信が途絶することのないよう、伝送路を複数のルートに分散する。

(2) 長時間停電対策

発災時には商用電源が長時間にわたり停電することも懸念される。このため、通信用電源に必要な燃料の備蓄を増やすほか、蓄電池の整備、携帯用発動発電機の増備などを行う。

(3) 各種災害対策用機器の配備

発災時における防災関係機関等の重要通信の確保と迅速な復旧に備え、各種の対策用機器を配備する。

4 公共輸送施設対策（東武鉄道）

(1) 線路及び諸施設を点検し、要注意箇所の有無を調査する。

(2) 要注意箇所の点検監視を強化するとともに、地震による被害の軽減対策の可能な箇所については、逐次対策を推進する。

第2節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

区民が東海地震に係る予知情報を正しく受け止め、これに対する的確な行動が取れるように、平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

第1項 広報

[各機関]

地震予知を防災に正しく活かすため、各機関は、平常時から警戒宣言の内容、都（区）の予想震度、警戒宣言時に取られる防災措置の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災による被害の軽減を図る。

1 広報の基本的な流れは①平常時②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで③警戒宣言が発せられたときから発災まで④注意情報が解除されたときの4つに区分し、広報する。

2 広報内容は、下記の事項について実施する。

(1) 東海地震について

(2) 東海地震に関する調査情報・注意情報について

(3) 警戒宣言の内容（警戒宣言の発せられるまでの手続等）

(4) 都（区）の予想震度及び被害程度

(5) 区の対応措置

- (6) 区民の取るべき措置
- (7) 事業所の取るべき措置
- (8) 警戒宣言時に防災機関の行う措置
- (9) 主な例は、次のとおりである。

ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- (ア) 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- (イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- (ウ) その他防災上必要な事項

イ 道路交通混乱防止のための広報

- (ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
- (イ) 自動車利用の自粛の呼びかけ
- (ウ) その他防災上必要な事項

ウ 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報

- (ア) 警戒宣言時等の異常時の電話利用の自粛
- (イ) 回線の輻輳と規制の内容

エ 生活用品等の買い出しによる混乱防止のための広報

- (ア) 生活関連物資取扱店の営業
- (イ) 生活物資の流通状況及び買い急ぎの必要がないこと

オ 預貯金の引き出しなどによる混乱防止のための広報

金融機関の営業と急いで引き出しをする必要がないこと

カ その他の広報

- (ア) 電気、ガス等の使用上の注意
- (イ) 水道水の汲み置き呼びかけ
- (ウ) ラジオ、テレビによる正確な情報の入手
- (エ) 避難地、避難道路の周知
- (オ) 警戒宣言時における応急行動

3 広報手段

広報については、①テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報②インターネット等による速報的な広報③広報紙、印刷物等による地域的・現場的広報により実施する。

4 広報の方法

区及び各防災関係機関の広報は、地域的、現場的広報が中心となるが、区報や区公式ホームページ、SNSをはじめ、各防災関係機関の各種広報、印刷物のほか、あらゆる方法により対応措置の周知と防災意識の普及に努めるものとする。

第2項 教育指導

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、首都高速道路東京東局]

1 児童・生徒等に対する指導（区）

区及び区立学校等においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

(1) 教育指導事項

- ア 東海地震に関する基本的事項
- イ 教職員の業務分担
- ウ 警戒宣言時の臨時休業措置
- エ 児童・生徒の下校等の安全措置
- オ 学校に残留する児童・生徒の保護方法
- カ その他の防災措置

(2) 教育指導方法

- ア 児童・生徒に対しては、震災対策教材に東海地震対策を盛り込み防災教育を行う。
- イ 教職員に対しては、研修等の機会を通じて地震防災教育を行う。
- ウ 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

2 自動車運転者に対する教育（警視庁第七方面本部、本所・向島警察署）

警察署は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適切な行動を取れるように事前に次の事項について教育指導を行う。

(1) 教育指導事項

- ア 東海地震に関する事項
- イ 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- ウ 自動車運転者の取るべき措置
- エ その他の防災措置等

(2) 教育指導の方法

- ア 運転免許更新時の講習
- イ 安全運転管理者講習
- ウ 自動車教習所における教育、指導

3 首都高速道路東京東局の行う広報及び教育

首都高速道路東京東局は、警戒宣言が発せられた場合に備え、運転者に対し、常時次のような広報活動を推進する。

地震警戒宣言が発せられたときの利用者の心得

地震警戒宣言が発せられたときは、運転者は次の事項に留意してください。

- 1 速度を落として走行する。
- 2 一般ラジオ等で地震情報・交通情報を継続して聞き、その情報に応じて行動する。
- 3 目的地まで走行したら、以後は事態が回復するまで、できる限り首都高速道路は利用しない。
- 4 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められた安全対策を速やかに取る。
- 5 現場警察官等の指示に従う。

4 住民防災組織リーダー等に対する指導（区）

地域住民の自主的行動により、地域の防災体制を図るため、住民防災組織の育成強化を図るとともに、住民防災組織リーダー等に対して可能な限り地域の実状に応じた研修を行い、防災知識の向上に努める。また、住民に対しては「墨田区防災の日」を中心とした広報内容の充実を図り、家庭内、職場内等での安全確保についての指導教育に努める。

5 職員に対する防災教育（区）

警戒宣言に伴う防災応急活動対策及び発災後の応急対策について、職員に対し、その行動体制についてあらかじめ周知させる。

第3節 事業所に対する指導

警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、防災体制の確立、情報の収集伝達等、安全対策面からの営業の方針、出火防止及び初期消火、危害防止等について定めておくよう指導する。

第1項 対象事業所

1 一般事業所

- (1) 消防法及び火災予防条例により消防計画等、全体についての消防計画を作成することとされている事業所
- (2) 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所
- (3) 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

2 特定事業所

特定事業所については、次の機関が指導を行う。

- (1) 都環境局
 - ア 高圧ガス製造者、高圧ガス貯蔵所、特定高圧ガス消費者（毒性、可燃性及び支燃性ガスを取り扱う事業所に限る。）
 - イ 火薬類取締法の適用事業所
- (2) 都保健医療局
 - ア 毒物劇物取締法の適用事業所（製造業・輸入業）
 - イ R I（ラジオアイソトープ）使用病院
- (3) 区
 - 毒物劇物取締法の適用事業所（販売業・業務上取扱者）

第2項 事業指導の内容

1 本所・向島消防署

(1) 消防計画等に定める事項

- ア 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関すること。
- イ 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関すること。
- ウ 火気の取扱いの中止等出火防止措置に関すること。
- エ 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- オ 従業員の時差退社に関すること。
- カ 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。
- キ 化学薬品等危険物類の転倒、落下、移動防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること。
- ク 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること。
- ケ 警戒宣言に関する教育訓練に関すること。
- コ 帰宅困難者対策に関すること。
- サ 周辺地域事業所及び住民との協力体制に関すること。
- シ 施設再開までの復旧計画に関すること。
- ス その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。

(2) 予防規程（危険物施設）に定める事項（ただし、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く。）

- ア 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関すること。
- イ 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関すること。
- ウ 危険物等の流出拡散防止のための設備、資器材の点検、配置、その他の措置に関すること。
- エ 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。
- オ 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること。
- カ 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関すること。
- キ 警戒宣言が発せられた場合における応急対策に関すること。
- ク タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。
- ケ 地域住民に対する広報に関すること。
- コ その他地震防災上必要な措置に関すること。

(3) 指導方法

- ア 防災指導等印刷物による指導
- イ 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- ウ 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- エ その他、立入検査等消防行政執行時における指導

2 都環境局

(1) 高圧ガス施設

- ア 警戒宣言時における防災計画の作成を指導し、所定事項を遵守させる。

イ 公益社団法人東京都高圧ガス保安協会及び一般社団法人東京都LPガス協会等などの自主保安団体との協力関係を密にして、危害予防思想の一層の徹底を図る。

(2) 火薬類取扱施設

ア 火薬類製造所に対し、火薬類取締法に基づく危険予防規定による事故発生時の保安体制に準じた体制を取るよう指導し、火薬類貯蔵施設の所有者には、自主管理体制の強化を指導する。

イ 一般社団法人東京都火薬類保安協会及び公益社団法人日本煙火協会東京支部等の自主団体ならびに警察署・消防署と連絡を密にし、危害予防の強化指導を行う。

3 都保健医療局

(1) 毒物、劇物施設（製造業・輸入業）

毒物劇物取締法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における以下の対応措置について指導する。

ア 貯蔵施設等の緊急点検

イ 巡視の実施

ウ 充填作業、移し替え作業時の停止

エ 落下、転倒等による施設の損壊防止のため、特に必要があると認める応急的保安措置

オ 警戒宣言、地震予知情報の収集、伝達

(2) RI 使用病院

医療法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における以下の対応措置について指導する。

ア 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄設備及び放射線治療病院の安全点検と整備

イ RI の使用状況の把握

ウ 新規使用に対する厳重管理の徹底

エ 未使用RI の貯蔵室への格納確認

オ 使用済RI の保管廃棄室への格納確認

カ RI 治療患者に対する発災後の管理体制の周知徹底

キ 警戒宣言・地震予知情報等の収集、伝達

4 区

毒物・劇物施設（販売業・業務上取扱者）

毒物劇物取締法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における以下の対応措置について指導する。

(1) 貯蔵施設等の緊急点検

(2) 巡視の実施

(3) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため、特に必要があると認める応急的保安措置

(4) 警戒宣言、地震予知情報の収集、伝達

第4節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報連絡体制の確立に重点を置いた合同防災訓練や各防災関係機関が実施する訓練が必要となるが、その実施方法等は次のとおりである。

第1項 区

警戒宣言時において、区は、区の地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講じる責務がある。

このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練のための必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会を捉え訓練を実施し、実践的能力の向上に努めるものとする。また、区の防災体制の強化を図るため、防災の日（9月1日）を中心に都が実施する都総合防災訓練に参加し、共同して訓練を実施するものとする。

1 参加機関

- (1) 区
- (2) 区民及び事業所
- (3) 各防災関係機関及び都
- (4) 災害時支援ボランティア

2 訓練項目

- (1) 非常参集訓練
- (2) 本部運営訓練
- (3) 情報伝達訓練
- (4) 現地訓練

第2項 本所・向島警察署

警戒宣言に伴う混乱を防止するため防災関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を行う。

1 参加機関

- (1) 区
- (2) 住民及び事業所

2 訓練項目

- (1) 部隊の招集、編成訓練
- (2) 交通規制訓練（含、低速走行訓練）
- (3) 情報収集伝達訓練
- (4) 通信訓練
- (5) 多数の人が集まる場所における整理誘導訓練

3 実施回数及び場所

毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。

第3項 本所・向島消防署

警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次のとおり訓練を行う。

1 参加機関等

- (1) 消防団
- (2) 協定締結等の民間団体
- (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア
- (4) その他関係機関

2 訓練内容

- (1) 非常招集命令伝達訓練
- (2) 参集訓練
- (3) 初動措置訓練
- (4) 情報収集訓練
- (5) 通信運用訓練
- (6) 震災警防本部等運営訓練
- (7) 部隊編成及び部隊運用訓練
- (8) 消防団との連携訓練
- (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練
- (10) 各種計画、協定等の検証

3 実施回数及び場所

必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。

第4項 都水道局墨田営業所

1 訓練の趣旨

職員の発災時の行動力の向上、防災意識の高揚、災害対策業務の習熟等を図る目的で、発災対応型訓練（直下地震を想定）を年2回程度実施している。

2 訓練の内容

- (1) 本部設営訓練
- (2) 職員の安否確認、庁舎の建物及び設備点検訓練
- (3) 連絡系統の習熟及び無線統制時の通信連絡方法の訓練
- (4) 局内災害時用システムの運用訓練
- (5) 給水拠点における応急給水訓練
- (6) 庁舎の停電対応、復旧訓練

第5項 都下水道局東部第一下水道事務所

1 訓練の趣旨

職員の発災時の行動力の向上、防災意識の高揚、災害対策業務の習熟等を図る目的で、発災対応型訓練（直下地震を想定）を年1回以上実施している。

2 訓練の内容

- (1) 本部設営訓練、避難訓練
- (2) 職員の安全確認、庁舎の建物及び設備点検訓練、消火訓練
- (3) 特定事業場被害状況調査訓練
- (4) 通報連絡訓練
- (5) 管路施設の緊急調査訓練、緊急措置訓練
- (6) 各ポンプ所施設の緊急点検・復旧訓練・停電・復電訓練

第6項 東京電力パワーグリッド江東支社

防災訓練については、警戒宣言の発令や被害の発生を想定した情報連絡及び応動訓練を年1回以上実施し、不具合な点があれば逐次改善を図る。また、各行政機関が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第7項 東京ガスグループ

地震防災に係る措置を円滑に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。訓練内容は次のとおりである。

- 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達
- 2 非常体制の確立
- 3 工事の中断等
- 4 ガス工作物の巡視、点検等
- 5 資器材等の点検
- 6 事業所間との連携
- 7 警戒解除宣言に係る措置
- 8 需要家等に対する要請

第8項 各鉄道機関

防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を可能な限り年1回以上実施する。

- 1 非常招集訓練
- 2 情報連絡訓練
- 3 旅客誘導案内訓練
- 4 各担当業務に必要な防災訓練

また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。

第9項 NTT東日本

警戒宣言時における措置について年1回以上防災訓練を実施する。実施する主な訓練内容は次のとおりである。

- 1 警戒宣言等の伝達
- 2 非常招集
- 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置
- 4 大規模地震発生時の災害応急対策
- 5 避難及び救護
- 6 その他必要とするもの

区防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

第10項 その他の防災機関

警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。

第4章 警戒宣言が発せられるまでの対応

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、本部においては注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定めるものとする。

第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

第1項 情報内容と区及び防災関係機関の配備態勢

[各機関]

気象庁から、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、区及び防災関係機関は、平常時の活動を継続しつつ、次の態勢を取る。

情報の種類	情報の内容	防災対応
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について、直ちには評価できない場合等に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。	情報収集連絡体制

第2項 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の情報活動等

[区]

区は情報監視体制をとり、気象庁、都及び関係機関から情報収集を行うとともに、本章第2節の「注意情報の伝達」に準じて伝達を行う。

第2節 注意情報の伝達

注意情報が発表された場合、各防災関係機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。このため、ここでは注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

第1項 伝達系統

[各機関]

注意情報の連絡を都から受けた時は、区災害対策本部設置に移行できる緊急連絡体制を確保し、伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。

なお、各防災関係機関内部の伝達系統については、種々想定のもとに、各々の機関で定めておくものとする。また、勤務時間外においては、警戒待機態勢の指定職員を通じて、伝達を行うものとする。

第2項 伝達態勢

[区、本所・向島警察署、本所・向島消防署]

1 区

- (1) 区は、都総務局（時間外は夜間防災本部）から注意情報の連絡を受けたときは、有線電話及びその他の手段の活用により、区防災関係機関及び墨田区医師会に伝達する。
- (2) 区各部各課は、区都市計画部危機管理担当防災課から注意情報の連絡を受けたときは、関係事業所及び区立小・中学校（園）長に伝達するとともに、必要な関係機関に対し周知する。

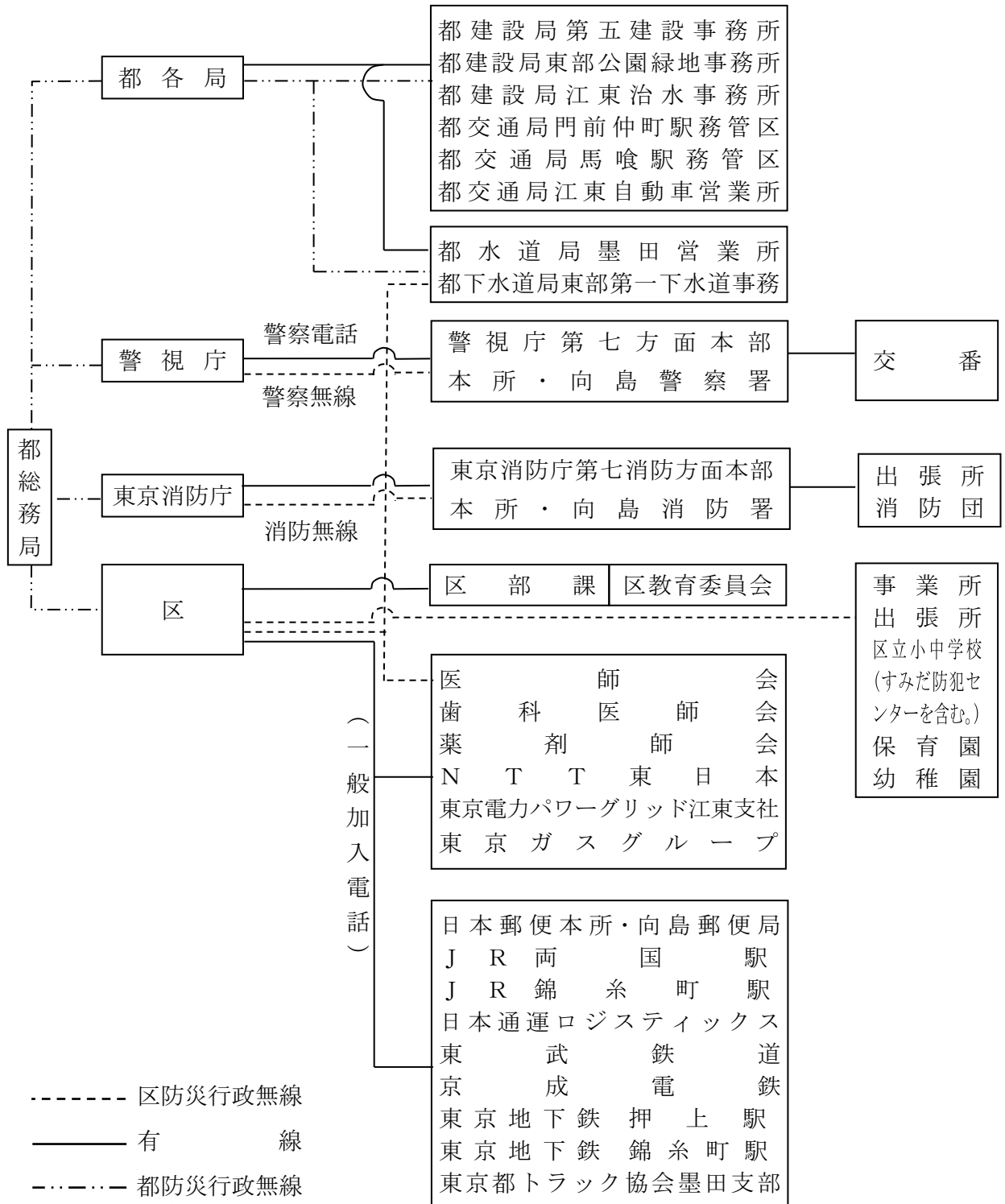
2 本所・向島警察署

警視庁から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに、一斉放送、警察無線及び警察電話等により署内及び交番等勤務員に伝達する。

3 本所・向島消防署

活動準備態勢に入る必要があるため、注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線、その他の手段により、出張所及び消防団に伝達する。

【伝達系統】



(注1) 区は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部課、出先事業所に伝達するとともに、教育委員会を通じて、区立学校（園）に伝達する。

(注2) 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

第3項 伝達事項

[各機関]

- 1 区及び防災関係機関は、注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置を取ることを併せて伝達する。
- 2 注意情報が発表され、その解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

第3節 活動体制

注意情報が発せられた場合、区及び防災関係機関は、区災害対策本部等の設置のための移行準備体制を取るとともに、社会的混乱の発生に備え必要な体制を取るものとする。

第1項 区

- 1 区災害対策本部の設置準備
区は、注意情報が発せられた場合、初動態勢が取れる要員を確保し、区災害対策本部設置に移行できる緊急連絡体制をとるものとする。
なお、夜間休日等の時間外の場合は、臨時非常配備態勢において対応するものとする。
- 2 職員配備態勢
職員の配備態勢は、第1非常配備態勢を取る。
また、遠距離通勤者に対しては、警戒宣言に伴い第2非常配備態勢に移行することを考慮し、待機させるものとする。
- 3 注意情報時の所掌事務
(1) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集、伝達
(2) 都及び防災関係機関との連絡調整
なお、夜間休日等の勤務時間外においては、臨時非常配備職員が当たる。

第2項 警視庁第七方面本部、本所・向島警察署

- 1 警備本部の設置
注意情報発表の伝達を受けた時点で、速やかに警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- 2 職員の動員
職員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報発表の事実を知ったときは自所属に参集する。

第3項 東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署

注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行う。

1 震災態勢

- (1) 情報収集体制の強化
- (2) 震災対策資器材等の準備

2 震災非常配備態勢

主に次の対策をとる。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 気象庁及び防災関係機関（総務省消防庁、都及び警視庁）への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 航空隊運航体制の確保
- (6) 救助・救急資器材の準備
- (7) 情報受信体制の強化
- (8) 高所見張員の派遣
- (9) 出火防止、初期消火等の広報の準備
- (10) その他消防活動上必要な情報の収集

第4項 都水道局墨田営業所

注意情報の連絡を受けた場合、迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報を共有するなど、必要な連絡体制を取る。

第5項 その他の都機関

職員の参集は、第2非常配備態勢を取る。

第6項 防災関係機関等

[JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT東日本、首都高速道路東京東局]

注意情報を受けた場合、各防災関係機関は、次のとおり実情に応じた防災体制を取るものとする。

1 JR両国駅、JR錦糸町駅

注意情報を受けた場合、要員を非常招集して待機する。震災編（東海地震事前対策）第5章第5節第1項「鉄道対策」参照

2 東武鉄道

注意情報を受けたときは、災害対策本部員や応急対策従事員を非常招集するものとする。

3 京成電鉄

- (1) 注意情報を受けたときは、災害対策本部員を招集し待機する。
- (2) 現場長を各々の勤務場所に招集する。
- (3) 運輸指令室に対して応援者を派遣する。

4 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域

気象庁が注意情報を発表した場合、予想される旅客の混乱に対処するため、要員を非常招集する。

5 NTT東日本

東海地震に関連する調査情報が発せられた場合、平常時の活動を継続しつつ、当該情報に関する情報共有を行う。なお、情報の内容に応じ、連絡要員を確保する等、必要な措置を講じる。

6 首都高速道路東京東局

注意情報を受けたときは、緊急態勢をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。

7 その他の防災関係機関

注意情報を受けた場合、各防災関係機関は要員を非常招集し、待機態勢を取るものとする。

第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

この段階では、地震予知測定データに異常が認められることに伴い、判定会によるデータ分析を行っている時期であるから、テレビ、ラジオ等により住民の冷静な対応を呼びかける広報が行われる。

区としては、この段階での住民に対する広報は、原則として行わないこととする。

なお、各現場での混乱のおそれが予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（区、警察署、消防署等）へ通報し、関係機関は必要な情報を区民に広報するものとする。

第5節 混乱防止措置

注意情報等により種々の混乱の発生のおそれがあるとき又は混乱が発生したとき、これらの混乱を防止するための各防災関係機関の対応は、次のとおりである。

第1項 区

1 対応措置の内容

- (1) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施を推進する。
- (2) 都総務局総合防災部との連絡調整を行う。
- (3) 住民からの問合せがあることを予想し、対応態勢を取る（窓口業務は平常どおりとする。）。
- (4) その他、必要と認められる事項に対応する。

2 対応機関

区都市計画部危機管理担当防災課が各部、各防災機関の協力を得て対処する。

第2項 本所・向島警察署

1 主要駅等の警備

注意情報の発表後はあらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱が予想されるJR錦糸町駅及び混乱が発生した駅等に部隊を配備する。

第3項 JR両国駅、JR錦糸町駅

- 1 テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。
- 2 非常参集手配を行うなど、駅要員の増強を図る。
- 3 旅客の安全と、混乱防止のため次の措置を取る。

- (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。
- (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。
- (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。

第4項 東武鉄道

- 1 警戒宣言が発せられた場合に備えて、駅等の対応を円滑にするため、正確な情報の伝達に努める。
- 2 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。

第5項 京成電鉄

駅放送、掲示板及び車内放送等により運行状況の情報提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。

第6項 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域

- 1 職員を派遣し、旅客扱い要員の増強を図るとともに、警察官の派遣を要請する。
- 2 旅客の安全を図るため、状況により次の措置を取る。
 - (1) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静に努める。
 - (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と、状況により旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに実施する。

第7項 NTT東日本

国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。

- 1 情報収集と伝達
- 2 通信の利用制限等の措置
- 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備
- 4 対策要員の確保及び広域応援
- 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資器材の確保
- 6 通信建物、設備等の巡視と点検
- 7 工事中の設備に対する安全措置
- 8 社員の安全確保

第6節 警戒宣言が発せられなかった場合の措置

区	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備態勢の解除を発表した場合は、職員の配備態勢を解除し、平常の勤務形態に戻す。勤務時間外の場合には、原則として帰宅させる。 2 ただし、防災関係機関との連絡調整及び住民からの問合せ等対応する必要がある場合は、職員の一部を残留させ、その事務に従事させる。
防災関係機関	区及び各防災関係機関との連絡調整、住民からの問い合わせに備え、職員の一部を残留させ、その事務に従事させるものとする。

第5章 警戒宣言時の応急活動体制

都においては、新島村、神津島村及び三宅村のみが津波被害による強化地域に指定されているが、その他の地域においても、東海地震が発生した場合は震度5程度の揺れが生じ、ある程度の被害が予想される。区においても、警戒宣言に伴う混乱防止と被害の軽減を図るための的確な対応措置を講じる必要がある。

ここでは、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき対応措置について定めるものとする。

第1節 活動体制

第1項 区の活動体制

[区]

1 区災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、区災害対策本部を設置する。

2 区災害対策本部の組織

区災害対策本部の組織は、墨田区災害対策本部条例及び同条例施行規則に定めるところによるが、その概要は、震災編第6章応急対策第1節第1項「墨田区災害対策本部の組織・運営」による。

※ II-03：墨田区災害対策本部の組織（別冊資料 P173 参照）〈再掲〉

3 区災害対策本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避等の決定
- (3) 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- (4) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (5) 住民への情報提供

4 本部連絡員の派遣

本部長は、各防災関係機関に対し本部連絡員の派遣を求めることができる。

5 配備態勢

警戒宣言時における区本部要員の非常配備態勢は、震災編第6章応急対策第1節「活動体制」に定める第2非常配備態勢とする。なお、夜間、休日等の勤務時間外においては、警戒宣言を知り得た時点において第2非常配備職員は自主的に参集するものとする。

※ II-05：墨田区災害対策本部動員表（別冊資料 P183 参照）〈再掲〉

第2項 防災関係機関の活動体制

[各機関]

- 1 各防災関係機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本計画の定めるところにより、防災対策を実施する。
また、区が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置を取るものとする。
- 2 都の機関は、上記1の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。
- 3 区の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、区等が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

第3項 相互協力

[区]

警戒宣言時において、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するためには、迅速かつ的確な防災活動を実施する必要がある。

このため、各防災関係機関は、平素から十分な協議のもとに相互協力体制を確立しておくものとする。

- 1 都に緊急措置の実施又は応援を求める場合、本部長は都に対して又は他の区市町村もしくは防災関係等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局総合防災部にに対し、次に掲げる事項について、緊急・暫定的に口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。
 - (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害状況及びあつせんを求める理由）
 - (2) 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
 - (3) 応援を希望する物資、資器材、機械、器具等の品名及び数量
 - (4) 応援を必要とする日時及び期間
 - (5) 応援を必要とする場所
 - (6) 応援を必要とする活動内容
 - (7) その他必要な事項
- 2 防災関係機関の長（又は代表者等）は、区又は他の防災関係機関に対処措置の実施を要請し又は応援を求めようとするときは、本部長に対し上記1により処理することとする。

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災関係機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

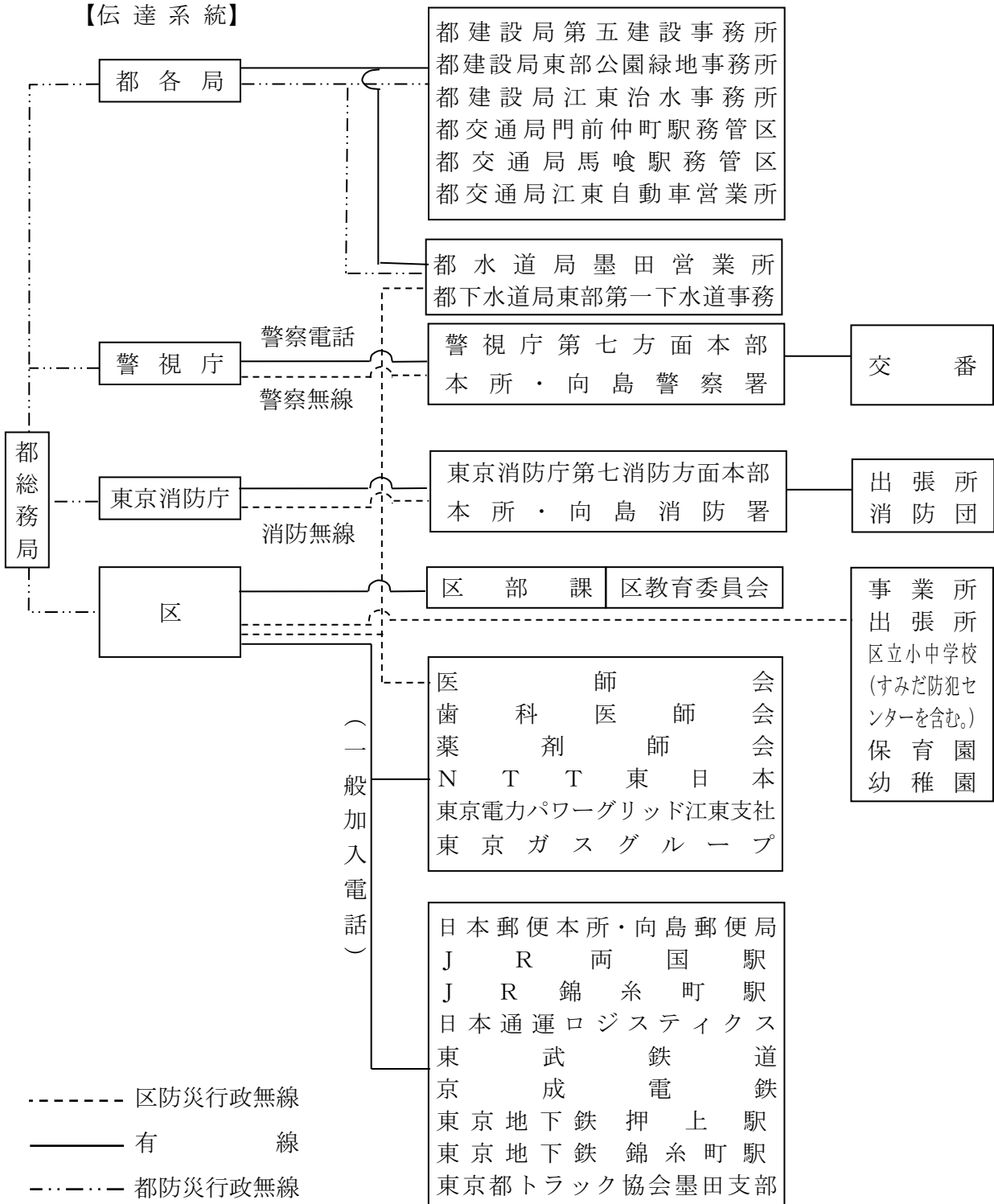
このため、本節では、警戒宣言の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

第1項 警戒宣言の伝達

[各機関]

1 伝達系統

(1) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、次のとおりとする。



第1章
対策の目的

第2章
処理すべき事務又は業務の大綱

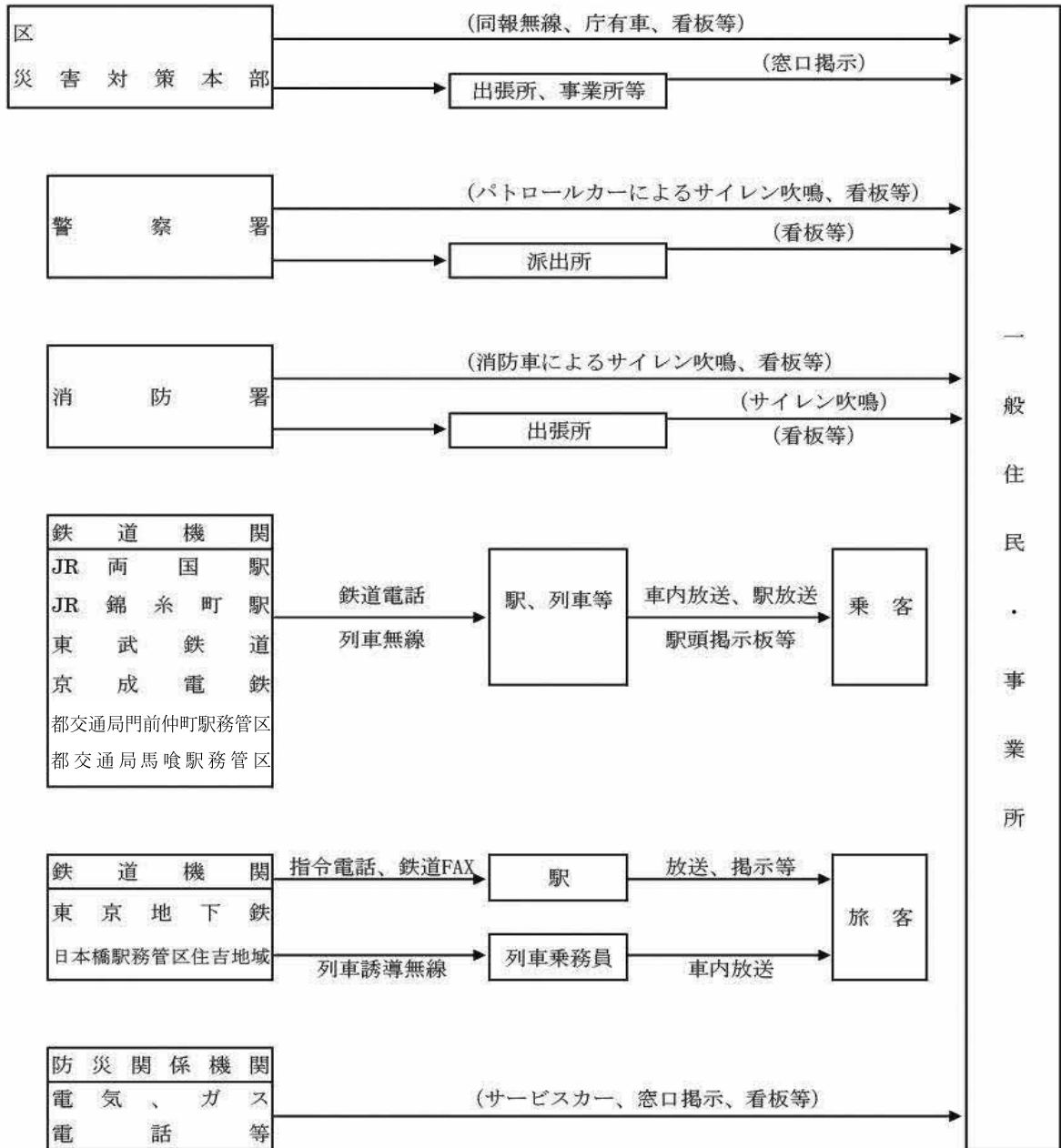
第3章
災害予防対策

第4章
警戒宣言が発せられるまでの対応

第5章
警戒宣言時の応急活動体制

第6章
区民等のとるべき措置

(2) 一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段は次のとおりである。



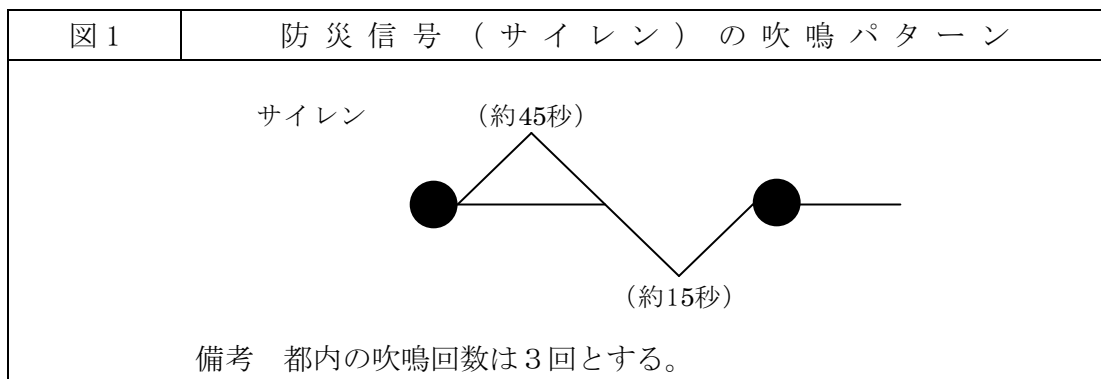
2 伝達体制

(1) 区

ア 区は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部各課、出先機関に伝達するとともに、教育委員会を通じて、区立学校（園）に伝達する。

イ 一般住民に対しては、区防災行政無線のほか、警察署、消防署等の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号（次頁、図1参照）並びに庁有車等の活用により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

- (2) 警視庁第七方面本部、本所・向島警察署
 各警察署は、区に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
- (3) 東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署
 ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、出張所及び消防団に伝達する。
 イ 各消防署（所）は、区に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
- (4) 鉄道機関
 震災編（東海地震事前対策）第5章第5節第1項「鉄道対策」参照
- (5) 医師会
 都医師会又は区災対本部から通報を受けたときは、傘下の病院、診療所に伝達する。
- (6) その他の防災関係機関
 区災対本部から通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関に伝達するとともに特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業所及び施設利用者に周知する。



3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 東京での予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

第2項 警戒時の広報

[各機関]

警戒宣言が発せられた場合に予想される社会的混乱（帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳、交通の混乱等）に対処するため、ラジオ、テレビ等による住民、事業所の取るべき措置のほか、区及び防災関係機関は人命の安全確保を重点に広報活動を実施する。

なお、広報内容は、各防災関係機関が競合しないように留意するとともに、住民に正しく理解されるよう平易な表現で行うものとする。

また、各現場で混乱が予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、区災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた区災害対策本部及び防災関係機関等は、必要な情報を速やかに区民等に広報するものとする。

1 広報

(1) 区の広報

区は警戒宣言が発せられたときは、各防災関係機関と緊密な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を行う。なお、重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

(ア) 警戒宣言の内容の周知徹底

(イ) 人命の安全確保

(ウ) 防災措置の呼びかけ

a 応急用食料、飲料水、非常用持出品等の準備

b 火気の注意

c 家具の転倒、落下、移動防止

d ブロック塀等の点検及び危険箇所の注意喚起

e 窓ガラスの落下防止等

(エ) パニックの防止

a 地域に密着した各種情報の提供

b 的確かつ冷静な対応の呼びかけ

c マイカー利用の自粛

d 電話利用の自粛等

(オ) 時差退社等の呼びかけ

(カ) テレビ、ラジオ等により収集した現況等の伝達

(キ) 区内の状況

イ 広報の実施方法

同時通報用無線、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、区公式ホームページ、危機管理ツイッター、区公式フェイスブック、庁有車、住民防災組織等を通じて行うものとする。

ウ 来庁者に対する窓口における措置

庁舎及び出張所窓口来庁者については、警戒宣言が発せられた旨を窓口に掲示し、周知を図るものとする。

なお、窓口業務については、警戒宣言が発せられた旨を説明し、了解を得るとともに、申し出により即時に処理できるものについてはこれを処理し、その他については、再度来庁の措置を取ることとし、帰宅させることとする。

(2) 各防災関係機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、都及び区に準じて行うものとする。その主なものは、次のとおりである。

(ア) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底

- (イ) 各防災関係機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請
- (ウ) 旅客に対し列車の措置状況を知らせるとともに、旅行見合せの勧告及び時差退社等の協力要請

イ 広報の実施方法

- (ア) 各防災関係機関の広報責任者は、従業員、顧客、区民等に対する広報活動を具体的に定めておくものとする。
- (イ) 情報伝達は従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった方法により行うものとする。
- (ウ) 顧客への伝達は、継続して行うものとする。
- (エ) 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

2 報道機関への発表

警戒宣言時において、住民、事業所等が、社会的混乱の防止及び地震への備えを目的として報道機関に対して各種情報の提供を行う。

- (1) 区本部の報道機関への窓口は、企画経営室広報広聴担当（本部長室事務局）とする。
- (2) 総括的発表に余裕がないとき又は緊急を要する発表は、それぞれの防災関係機関において行うことができる。

警察関係発表責任者 — 警察署副署長

消防関係発表責任者 — 消防署副署長

第3節 消防、水防、危険物対策

第1項 消防対策

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

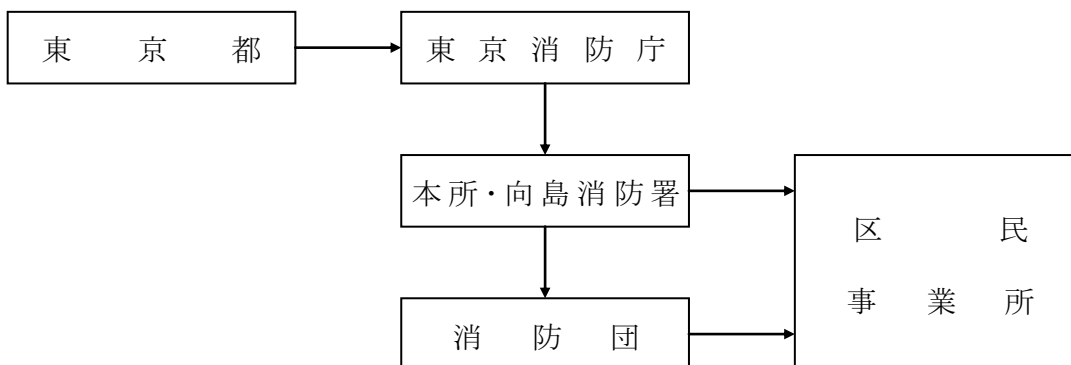
1 活動体制

注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下において、次の対策をとる。

- (1) 震災態勢
 - ア 情報収集体制の強化
 - イ 震災対策資器材の準備
- (2) 震災非常配備態勢
 - ア 全消防職員及び全消防団員の非常招集
 - イ 活動部隊の編成
 - ウ 気象庁及び防災関係機関（総務省消防庁、都、警視庁）への職員の派遣
 - エ 救急医療情報の収集体制の強化
 - オ 航空隊運航体制の確保
 - カ 救助・救急資器材の強化
 - キ 情報受信体制の強化
 - ク 高所見張員の派遣
 - ケ 出火防止、初期消火等の広報の実施
 - コ その他消防活動上必要な情報の収集

2 情報連絡体制の確立、通知

(1) 地震予知情報等の伝達ルート等



(2) 伝達方法

サイレン、広報車等により他の防災機関と協力し、情報等を伝達する。

3 情報連絡体制の確立、通知

区民に対する 呼びかけ	情報の把握	テレビ、ラジオ並びに警察、消防及び区からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用期限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確認 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊落下防止措置
住民防災組織へ の呼びかけ	本部の設置	住民防災組織本部の設置
	情報の伝達	防災機関からの情報を地区内住民へ伝達
	消火救護体制の確立	1 地区内住民に対する区民の取るべき措置の呼びかけ 2 救出救護資器材の点検整備 3 街頭設置消火器の点検及び消火用水の確保 4 区民消火隊ポンプの点検整備及び活動態勢の準備
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配慮
	情報の収集伝達等	1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続停止及び退社等	1 劇場、映画館、地下街及び超高層ビル等、不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2 従業員の時差退社 3 近距離通勤者に対する徒歩帰宅の徹底 4 その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火体制の確保
	危害防止	商品、設備器具等の転倒落下防止措置

第2項 水防対策

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

1 水門等の施設

施設配置要員は、操作規則に基づき速やかに水門等の操作を行う。

【東京都河川管理施設操作規則】

施設名	門扉数	操作基準
木下川排水機場		(平常時) 内水位(旧中川の水位)をA.P. -1.00mに保つように排水操作を行う。 (警戒体制時) 内水位がA.P. +1.10mを越えないように排水操作を行う。
小名木川排水機場		(平常時) 内水位(旧中川の水位)をA.P. -1.00mに保つように排水操作を行う。 (警戒体制時) 内水位がA.P. +1.10mを越えないように排水操作を行う。
竪川水門	2	津波警報が発令された時は、水門を閉鎖する。
源森川水門	1	津波警報が発令された時は、水門を閉鎖する。
北十間川樋門	4	耐震工事中

2 水防資器材の点検整備

- (1) 備蓄資器材の点検整備を行う。
- (2) 水防計画により関係業者に対し、資器材の緊急輸送の準備指令を出す。なお、他の水防管理団体(区)から応援要請があった場合、直ちに対応する。

第3項 危険物対策

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR両国駅、JR錦糸町駅]

1 石油類等危険物の取扱施設

予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について、検討・実施する。

- (1) 操業の制限、停止
- (2) 流出拡散防止等資器材の点検、整備
- (3) 緊急遮断装置の点検、確認
- (4) 火気使用の制限又は禁止
- (5) 消火設備等の点検、確認

2 化学薬品等取扱い施設

学校、病院、研究所等の事業所に対し、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- (1) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置

- (2) 引火又は混合・混触等による出火防止措置
- (3) 化学薬品取扱いの中止又は制限
- (4) 火気使用の中止
- (5) 消防設備等の点検・確認

3 危険物輸送

本所・向島消防署は、消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- (1) 出荷受入れを制限するか又は停止させる。
- (2) 輸送途上における遵守事項を徹底させる。

第4節 警備、交通対策

第1項 警備対策

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

機関	内 容
警視庁第七方面本部 本所・向島警察署	<p>1 警備部隊の編成 警備部隊の編成は、警察署部隊（全署員で編成する。）とする。</p> <p>2 警備部隊の配備 混乱のおそれのある錦糸町駅、ターミナル、錦糸町駅前、東向島交差点、高速6、7号線ランプ等の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配備する。</p> <p>3 混乱防止活動 日常業務の処理のほか、次の点に重点を置き住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 (1) 区内の実態把握に努める。 (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。</p>

第2項 交通対策

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

1 道路交通対策

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講じる。

基本 的 方 針	<p>1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。</p> <p>2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。</p> <p>3 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。</p> <p>4 緊急交通路は、優先的にその機能の確保を図る。</p>
-------------------	--

第1章
対策の目的

第2章
処理すべき事務又は業務
の大綱

第3章
災害予防対策

第4章
警戒宣言が発せられるま
での対応

第5章
警戒宣言時の応急活動体
制

第6章
区民等にとってのべき措置

(1) 交通対策班の設置

注意情報が発表された場合、現場警備本部に交通対策班を設け、管内の指揮体制を取る。

(2) 運転手等の取るべき措置

運転手等の取るべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

ア 走行中の車両

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったとき、慌てることなく低速で走行すること。
- (イ) カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。
- (ウ) 目的地まで走行したら以後は車両を使用しないこと。
- (エ) バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- (オ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに取ること。（震災編（東海地震事前対策）第5章第5節「公共輸送対策」参照）
- (カ) 現場警察官等の指示に従うこと。

イ 駐車中の車両

- (ア) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
- (イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動すること。
やむを得ずそのまま路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切ること。なお、エンジンキーは付けたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (ウ) 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しないこと。

(3) 警戒宣言時の交通規制

- ア 環状7号線の内側の道路では都心方向に向かう車両は抑制する。
- イ 環状7号線以遠の道路
水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路等については、必要に応じ通行を制限する。
その他の交通状況によっては、路線を指定して必要な規制を行うものとする。
- ウ 交通処理要領
警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を高速6号（東駒形ランプ）、高速7号（錦糸町ランプ）及び錦糸町駅前、東向島広小路等主要交差点に配置し、必要により交通検問所（別冊資料IX-17参照）を設置する。なお、事故の多発が予想されるので、東駒形ランプ、錦糸町ランプに救急車の派遣を要請する。

※ IX-16：警戒宣言時における交通規制図（別冊資料 P393 参照）

※ IX-17：警戒宣言時における交通処理図（別冊資料 P394 参照）

第3項 道路管理者等の取るべき措置

[区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局]

機 関	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険な箇所(point)の点検を行う。 2 工事現場は防災措置を取るとともに、避難・緊急活動等の支障とならないよう処置する。
都建設局 第五建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な運行の確保を図る。
首都高速道路 東京東局	<p>警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路パトロール等により、道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ占有許可を与えた者に対し、占有物件の整備等の必要な要請を行う。また、有事に備え、長大橋、トンネル等の大規模構造物には事前にパトロールカーを配備する。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報を運転者に対して行う。 3 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置を取り、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し、被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。
国土交通省 関東地方整備局	<p>管理する都内の国道については、次のような措置を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられた場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。 2 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置を取るものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強落下防止等の保全処置を講じる。

第1章
対策の目的

第2章
処理すべき事務又は業務
の大綱

第3章
災害予防対策

第4章
警戒宣言が発せられるま
での対応

第5章
警戒宣言時の応急活動体
制

第6章
区民等の取るべき措置

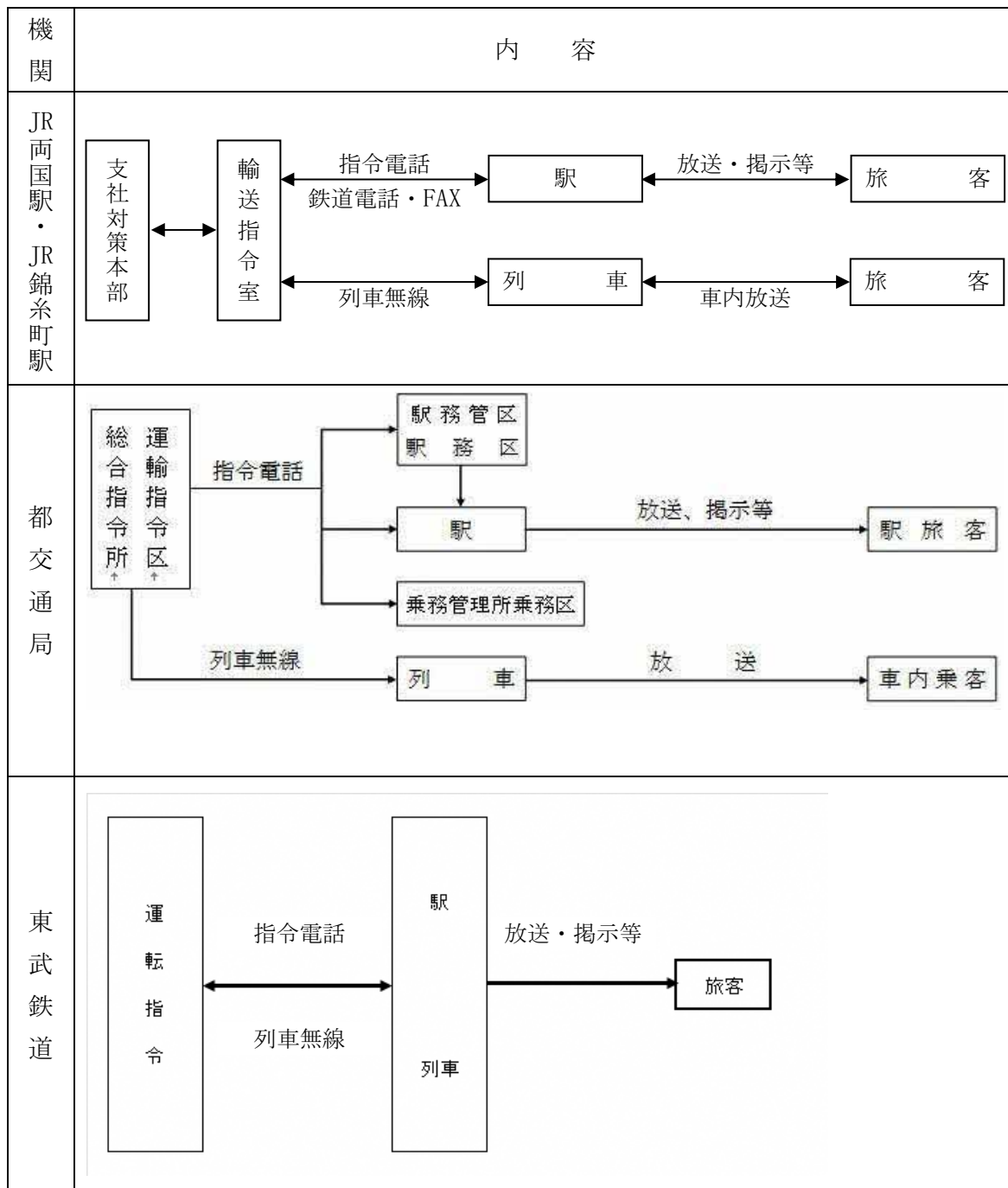
第5節 公共輸送対策

第1項 鉄道対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR両国駅、JR錦糸町駅、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

1 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客等に伝達する。



第1章 対策の目的

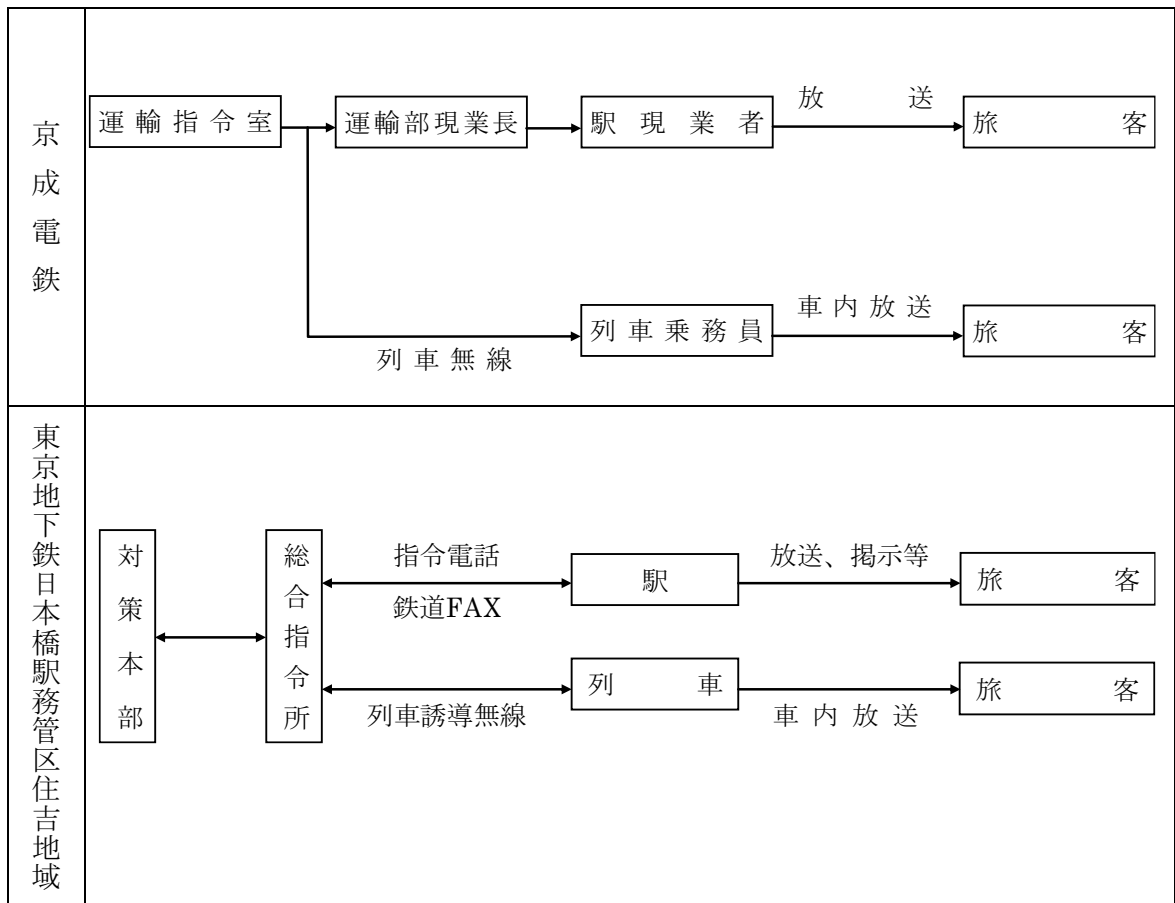
第2章 処理すべき事務又は業務の大綱

第3章 災害予防対策

第4章 警戒宣言が発せられるまでの対応

第5章 警戒宣言時の応急活動体制

第6章 区民等にとってのべき措置



2 列車運行措置

(1) JR両国駅、JR錦糸町駅

ア 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅まで安全な速度で運転し停車する。

イ 強化地域に近接する下記線区は、折り返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、列車の運転を中止する。

(ア) 東海道本線……藤沢・茅ヶ崎間

(イ) 中央本線……高尾・上野原間

(ウ) 青梅線……青梅・奥多摩間

(エ) 相模線……橋本・厚木間

ウ 強化地域外周部における線区（イに記載する線区を除く。）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。

※ IX-18：東日本旅客鉄道路線図（別冊資料 P395 参照）

(2) 都交通局及び民鉄各社

ア 運行方針

防災関係機関、報道機関並びにJRと協力し、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

機 関	警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降
都 交 通 局	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、これに伴う列車の遅延は運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上、実施する。 なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
東 武 鉄 道		
京 成 電 鉄		
東 京 地 下 鉄 日 本 橋 駅 務 管 区 住 吉 地 域		

3 旅客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、旅客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において、旅客の集中を防止するため、次の措置を取る。

(1) 区

- ア 平常時から区民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。
- イ 警戒宣言時において、鉄道機関及び警察署からの情報を基に、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。

(2) 本所・向島消防署

平常時から、区内の全事業所に対して営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。

(3) JR両国駅、JR錦糸町駅、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東武鉄道、京成電鉄

- ア 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力について広報を行う。
- イ 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
- ウ 駅において放送、掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけ、協力を要請する。

(4) 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域

- ア 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。
- イ 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
- ウ 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけ、協力を要請する。
- エ 職員を派遣し、旅客扱い要員の増強を図るとともに警察官の派遣を要請する。
- オ 旅客の安全を図るため、状況により次の措置を取る。

(ア) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静に努める。

(イ) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と、状況により迂回誘導、一方通行等を早めに実施する。

第1章
対策の目的

第2章
処理すべき事務又は業務
の大綱

第3章
災害予防対策

第4章
警戒宣言が
発せられるま
での対応

第5章
警戒宣言時の
応急活動体
制

第6章
区民等のとるべき措置

4 駅における対応

駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講じる。

機関	旅客の安全を図るための措置	その他の措置等
J R 両国駅 J R 錦糸町駅	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 状況により警察官の応援を要請する。	非常参集、鉄道警察隊の派遣要請などにより、駅要員の増強を図る。 支社対策本部の指示により、旅行中止の判断、乗車券類の発売中止などの措置を行う。
都 交 通 局		1 各駅の状況を総合指令所長、駅務管区長に報告し、特別非常配備態勢を基に職員を参集する。 2 状況により乗車券の発売中止を行う。
東 武 鉄 道		
京 成 電 鉄		状況により乗車券の発売中止を行う。

5 主要駅の警備

警察官は、判定会招集の決定後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される錦糸町駅、押上駅、とうきょうスカイツリー駅、東武曳舟駅、京成曳舟駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

6 列車運転中止措置

鉄道機関及び区、警察署、消防署等は、協力して上記措置を取り、列車運行の確保に努めるものであるが、万一、区民及び事業所等の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼす恐れが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

7 長距離旅客の対応措置

東日本旅客鉄道は、強化地域を運行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

8 その他の措置

(1) 都交通局

工事については、警戒宣言が発せられたときは作業を中止するものとし、仮設物の撤去等の必要な安全措置を取る。

(2) 京成電鉄

ア 工事箇所については、防災上危険のない措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。

防災資器材及び復旧資器材の整備を行う。

イ 駅・区等は、水の確保その他鉄道従業員の発災後の活動に支障のないよう措置を取る。

(3) 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域

列車の運行又は旅客公衆及び従業員の安全に関わる工事については、警戒宣言が発せられたときは作業を中止するものとし、必要により仮設物の撤去補強等の安全措置を取る。

第2項 バス、タクシー等対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

2 運行措置

(1) 東京バス協会

ア 路線バス

(ア) 運行方針

防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた運行を行う。

(イ) 運行計画

- a 警戒宣言が発せられたときは、減速（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。
- b 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置を取る。
- c 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止のため適切な措置を取る。
- d 翌日以降については、上記 a～c により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置を取る。
- e 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合、運行を中止する場合がある。

イ 貸切バス

貸切バスについては、やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。

(2) 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会、一般社団法人東京都個人タクシー協会

ア タクシー・ハイヤー

防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた運行を行う。この場合、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。

3 混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区、警察署、消防署及びバス会社等は、時差退社並びに近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、区民、事業所に対する広報及び指導を行う。

(2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関は協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に対応する。

第6節 学校、病院、福祉施設対策

第1項 学校（幼稚園、小学校、中学校）

[区]

各学校では、警戒宣言の解除まで学校教育法施行規則第48条に基づき、臨時休業の措置を取り、幼児・児童・生徒の生命の安全確保を図るものとする。

1 在校時

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業の措置を取る。
- (2) 警戒宣言が発せられた後、児童・生徒等を計画に従って帰宅させる。
- (3) 帰宅に当たって、幼児・児童については事前にあらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者が委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。引き渡すまでは、学校（園）において保護する。なお、心身に障害のある幼児・児童・生徒については、それぞれの実態に応じて一層きめ細かい対応措置を取るものとする。
- (4) 生徒については、個々に帰宅手段（徒歩、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。
- (5) 登校途中の場合は、直ちに帰宅させる。
- (6) 下校時の場合は、地域担当職員が巡回し、警戒宣言の発せられたことを知らせ、速やかに帰宅させる。
- (7) 長期休業中の水泳指導やクラブ活動中の場合は、在校時に準じるものとする。

2 校外指導時

- (1) 修学旅行や移動教室を実施中の場合は、地元官公署と連絡を取り、その他の対策本部の指示に従う。その場合、学校、教育委員会との連絡を密にする。
- (2) 遠足、見学、連合行事等を実施中の場合は、その他の官公署等との連絡を取り、原則として即時帰校（園）のうえ、区教育委員会に連絡し、在校時に準ずる措置を取る。

3 学校（園）におけるその他の対応策

- (1) 幼児・児童・生徒等を帰宅させた後は、水の汲み置き、備品等の転倒、落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等地震による被害軽減の措置を取る。
- (2) 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食糧、寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）で教育委員会と連絡のうえ準備するか、又は地域の業者等から供給を受ける等の手配するものとする。
- (3) 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置を取る。
- (4) 残留する幼児・児童・生徒の数及び校外指導時にとった措置等の必要な事項を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

4 児童・生徒に対する伝達と指導

学校は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に教科指導を「学級指導」に切替え、注意情報が発表されたことを伝達し、注意情報の概要、安全確保の徹底、引渡しや帰宅の準備を含めた授業を行う。

5 注意情報発表時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

注意情報の報道と同時に、保護者による幼児・児童の引取りが予想されるが、小・中学校においては、注意情報発表時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後、直ちに帰宅の措置を取ることとしているため、注意情報発表時に保護者が学校へ殺到し混乱することがないように、学校は、平素から保護者に対して、学校の対応策を周知徹底しておくものとする。

なお、注意情報の報道を得た家庭は、水、食料、救急用品の準備の確認、火災防止、家具の転倒、落下、移動防止など地震に対する被害軽減の措置を取りながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に児童を直ちに引き取る準備を整えるよう周知を図るものとする。

第2項 病院、診療所、薬局

[医師会、歯科医師会、薬剤師会]

1 診療体制

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により退院の許可をあたえる。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

2 防災措置

病院、診療所又は薬局には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講じる。

- (1) 建物・設備の点検
- (2) 薬品・危険物の防災措置
- (3) 落下物の防止
- (4) 非常用設備・備品の点検及び確保
- (5) 職員の分担業務の確認

3 その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じて適宜伝達する。

第3項 福祉施設

[区]

1 保育園、福祉作業所等施設

(1) 保育園

ア 保護者に園児の引取り等について、事前に伝達してある計画に従って確実に保護者に引き渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

イ 引取りのない者は、園において保護する。

ウ 園児の引取りについては、事前に十分な打合せをするとともに、計画の周知徹底を図るものとする。

エ 職員は、園児全員を引き渡した後においても施設内に待機するものとする。

オ 私立保育園については、公立施設に準じた対応を指導するものとする。

(2) 福祉作業所等

ア 利用者の家族に、利用者の引取り等について、事前に伝達してある計画に従って、確実に保護者に引き渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

イ 引取りのない者は、施設内において保護する。

ウ 職員は、利用者を全員引き渡した後においても、施設内に待機する。

(3) 児童館

ア 一般利用児童については、注意情報の通報後、利用を中止し、直ちに帰宅させる。ただし、学童・児童で保護者の引取りのない者は、施設内において保護する。

イ 職員は、利用者を全員引き渡した後においても、施設内に待機する。

(4) 母子生活支援施設

保護者が帰所するまで施設で保護するものとする。なお、私立母子生活支援施設についても同じ対応を指導するものとする。

2 防災措置

(1) 施設設備の点検

(2) 落下物の防止措置

(3) 飲料水の確保、食料・ミルク等の確認

(4) 職員、園児、利用者、保護者等に対する防災教育

(5) 利用者、保護者等に対し、施設側の対応方法の周知

(6) 関係機関との緊密な連絡

第7節 劇場、ビル、区施設等対策

劇場、高層ビル、地下街等不特定多数が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は下記の対応措置を講じる。

第1項 劇場、映画館、高層ビル、地下街等

消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

1 劇場、映画館等

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急処置に必要な資器材の準備
- (5) 営業の中止又は自粛
- (6) 施設利用者に対しての必要な情報伝達及び従業員による適切な誘導の実施

2 高層ビル

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急処置に必要な資器材の準備
- (5) ビル内店舗については、営業の中止又は自粛
- (6) 店舗等の利用者に対しての必要な情報の伝達及び誘導の実施
- (7) エレベーターの運転中止及び避難時の階段利用

3 地下街等

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急処置に必要な資器材の準備
- (5) 地下街店舗については、営業の中止又は自粛
- (6) 利用者に対しての必要な情報伝達及び従業員による誘導の実施

第2項 区施設

1 図書館、生涯学習センター等における措置

直ちに利用を中止し、利用客を帰宅させる。帰宅不能者がいた場合には、施設において一時保護する。なお、警戒解除宣言まで、閉館、閉鎖する。

2 その他の区施設における措置

施設利用及び行事实施の場合においては、直ちに利用、行事を中止し、帰宅するよう指示する。その他の対応については、類似施設と同様な対策を取るものとする。

なお、旧安田庭園は入口の門扉を開放し、住民の出入りを容易にする。

第8節 電話、通信対策

[NTT東日本]

第1項 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては、通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。

1 確保する業務

- (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通信
- (2) 街頭公衆電話からの通信
- (3) 非常、緊急扱い通話

2 可能な限りにおいて取り扱う業務

- (1) 一般加入電話からのダイヤル通話
 - (2) 一般電報の発信及び電話による配達
 - (3) 営業窓口
 - (4) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応
 - ア 故障修理
 - イ 臨時電話、臨時専用回線等の開通
- (注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

第2項 広報措置の実施

1 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を講じた場合、又は取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項についてホームページへの掲載等により、地域の利用者等に広報する。さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞への掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

- (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
- (2) 電報の受付及び配達状況
- (3) 加入電話等の開通、移転等の工事並びに故障修理等の実施状況
- (4) 営業窓口における業務実施状況
- (5) 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。）
- (6) その他必要とする事項

2 前項の広報を実施するに当たり、必要に応じ報道機関と事前協議を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。

第1章
対策の目的

第2章
処理すべき事務又は業務
の大綱

第3章
災害予防対策

第4章
警戒宣言が発せられるま
での対応

第5章
警戒宣言時の応急活動体
制

第6章
区民等のとるべき措置

第3項 防災措置の実施

警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。

- 1 警戒宣言等情報の伝達と周知
- 2 情報連絡室もしくは地震災害警戒本部の設置
- 3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達
- 4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備
- 5 応急復旧体制確立のための措置（要員、資器材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）
- 6 グループ会社等の応援に関する確認と手配
- 7 電気通信設備等の巡視点検
- 8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置
- 9 その他発災に備えた措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等

第9節 電気、ガス、上下水道対策

第1項 電気

[東京電力パワーグリッド江東支社]

- 1 電力供給
東海地震の注意情報または警戒宣言が発せられた場合においても、電力供給は、通常どおり継続する。
- 2 態勢の整備
東海地震の注意情報または警戒宣言が発せられた場合は、それぞれに応じた非常災害態勢を確立し災害の発生に備える。非常災害態勢については、震災編第4章応急対策第4節第3項「電気施設」に準ずる。
- 3 予防措置
東海地震の注意情報または警戒宣言が発せられた場合、工事中の設備は、原則として作業を中止し、現場状況に応じた人身安全及び設備事故防止対策を講じる。

第2項 ガス

[東京ガスグループ]

- 1 ガスの供給
警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造供給は継続する。
- 2 人員、資器材の点検確保
 - (1) 人員の確保と配備
勤務時間内、時間外及び休日における予め定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。
 - (2) 資器材の点検確保

復旧工事用資器材の点検整備を行う。

3 警戒宣言時の需要者に対する広報の内容等

(1) 広報の内容

- ア 警戒宣言、地震予知情報の伝達
- イ 引き続きガスを供給していること
- ウ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱方法
- エ 例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法
- オ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等

(2) 広報の方法

- ア 広報車等により、広報内容を直接需要者に呼びかける。
- イ テレビ、ラジオ及び防災機関に対し広報を行うよう協力を求める。

4 施設等の保安措置

- (1) 緊急遮断装置、放射設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
- (2) 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
- (3) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

第3項 上水道

[都水道局墨田営業所]

1 人員、資器材の点検確保体制

警戒宣言が発せられた場合は、水道局は直ちに、発災に備えて給水対策本部を設置し、各事業所における情報連絡、広報、水道施設の保守点検の強化及び応急資器材の点検整備等を実施し、震災発生時には速やかに応急対策活動ができる体制を確立する。

2 施設の保安措置

水道局の各担当部所において、以下のとおり必要な対応を行う。

- (1) 浄水場（所）、給水所等は、汲み置きに対処できるよう送配水圧を調整する。
- (2) 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- (3) 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。また掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置が取れないものは原則として埋戻しを行う。なお、当局施設が他企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じ安全強化措置を講じる。

第4項 下水道

[都下水道局東部第一下水道事務所]

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

1 施設等の保安措置

(1) 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するため、施設の巡視、点検の強化及び整備を行う。

(2) 工事現場

工事を即時中止し、現場の保安体制を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

2 危険物に対する保安措置

直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外近づけないようにする。

(1) 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。

(2) タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

第10節 生活物資対策

第1項 営業方法

[区]

食料及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店等について、極力営業を継続するよう要請する。なお、この場合、地域住民に対して、営業方法を知らせておくよう要請する。

第2項 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ

[区]

広報車等により、呼びかけを行うとともに、必要に応じて事業所に対して協力を要請する。

第3項 物資の確保

[区]

1 発災に備えて、応急食料、生活必需品の確保調達を行うため、準備体制を整える。

2 関係機関と緊密に連絡を取り、情報の収集に努める。

第11節 金融対策

第1項 金融機関の業務確保

金融機関は、原則として、平常どおり営業を行い、業務の円滑な遂行に努める。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続する。

第2項 金融機関の防災体制等

- 1 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。
- 2 発災後における被害の軽減並びに発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置を取るよう配慮する。

第3項 顧客への周知徹底

- 1 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて店頭でその旨を掲示する。
- 2 上記1についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮する。

第12節 避難対策

[区]

警戒宣言発生時には、原則として避難の必要はないと考えられるので、避難対象地区の選定は行わないが、地震発生に備えて次のことを実施する。

- 1 警戒宣言が発せられた場合、避難所開設準備体制を整える。
- 2 地域住民の避難に備え、関係機関は避難誘導體制の準備を整える。
- 3 一人暮らしの高齢者に対しては、住民防災組織（町会・自治会）の組織活動を中心に、民生委員の協力のもとに、避難の準備体制を取る。
- 4 避難所への輸送体制の準備をする。
- 5 応急仮設住宅用資材等の準備体制を取る。

第13節 救援、救護対策

第1項 給水体制

[区、都水道局墨田営業所]

- 1 発災に備え、給水拠点への職員の派遣準備、給水用資器材の点検等給水体制を整える。
- 2 飲料水の緊急貯水、備蓄を行う。

第2項 食料等の配布体制

[区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運ロジスティックス]

1 職員の配置

発災に備え、被災者救助に必要な応急食料等を輸送、配布するため、備蓄倉庫に職員を派遣するとともに救助物資輸送出動体制を整える。

2 運搬計画

- (1) 備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、輸送車両の調達準備を整える。また、併せて輸送経路の確保準備を図る。
- (2) 区内輸送業者に待機等を要請し、輸送の確保を図る。

3 その他

- (1) 即時調達体制を確保するため、区内商工団体及び小売店等に物資の供給体制を整えるように依頼する。
- (2) 災害時における供給協力に関する協定業者に対し、供給体制を整えるよう要請する。
(応急食料用精米の供給協力に関する協定、応急食糧用麺類等給食の供給協力に関する協定など)

第3項 医療救護体制

[区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]

1 区（保健センター）

保健指導等の保健所業務を一時中止し、次のような対応措置を取るものとする。

(1) 医療救護班等の編成準備

- ア 第2非常配備態勢に伴う医療救護班等の編成
- イ 医療救護班等携行器材の点検整備
- ウ 備蓄医療資器材の点検整備
- エ 災害医療救護班等の活動体制の準備要請

(2) 救護所の開設準備

発災による負傷者の発生に備え、救護所の開設準備を整える。

- (3) 応急救護用品の点検、区施設、区立小・中学校等の備蓄応急救護用品の点検準備をする。

(4) その他

医師会等、消防署と緊密な連絡のもとに、協力体制を確保する。

2 医師会等

発災時の出動要請に備えて、警戒宣言が発せられた場合は医療救護班等の編成等を準備する。

第4項 輸送車両の確保

[日本通運ロジスティックス、東京都トラック協会墨田支部]
機関別の対応は、次のとおりである。

1 日本通運ロジスティックス

要請に応じ、あらかじめ定められた方法により、車両の調達をする。

2 東京都トラック協会墨田支部

要請に応じ、あらかじめ定められた方法により、車両の調達準備をする。

第6章 区民等の取るべき措置

区は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度になると予想されている。震度5弱の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、一部、柱、梁等の継手の破損やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害の発生が予想される。

また、高度に人口や都市機能等が集中していることから、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱の発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、区及び防災関係機関は万全の措置を講じるものであるが、被害及び混乱を防止するためには、区民及び各事業所の果たす役割は極めて大きいと言える。

区民の一人一人が、また各事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、混乱の防止や被害を減少させることができる。

本章においては、区民、住民防災組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときに取るべき行動基準を示すものとする。

第1節 区民の取るべき措置

第1項 平常時

- 1 日ごろから出火の防止に努める。
 - (1) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。
 - (2) ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器が破損したり転倒しないよう対策をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。
 - (3) プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などが無いかなどを点検する。
- 2 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に置いておく。
- 3 家具類の転倒、落下、移動防止及び窓ガラス等の落下防止を講じる。
 - (1) タンス・食器棚・ピアノ等の家具類を固定する。
 - (2) 家具の上に物を置かないようにする。
 - (3) 窓ガラスの古いパテは取り替える。
 - (4) ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をする。
- 4 ブロック塀等の点検補修をする。

ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を講じる。
- 5 食料や非常持出品を準備しておく。
 - (1) 3日分の食料、飲料水を備蓄しておく。地域内の応急給水拠点の確認をしておく。
 - (2) 三角布、絆創膏などの医薬品を備蓄しておく。
 - (3) ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を準備しておく。
 - (4) ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具を準備しておく。

- 6 家族で対応措置を話し合っておく。
 - (1) 警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。
 - (2) 警戒宣言時は電話が繋がりにくくなるので、家族の行動予定を話し合っておく。
- 7 防災訓練や防災事業へ参加する。

都・区市町村・消防署、住民防災組織が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

- 1 情報に注意し、冷静に行動する。
 - (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
 - (2) 慌てた行動を取らないようにする。
- 2 電話の使用を自粛する。
- 3 自動車の利用を自粛する。

第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 情報収集を行う。
 - (1) 区、警察署、消防署等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報収集を行う。
 - (2) 都・区・警察署・消防署等防災機関の情報に留意する。
 - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
 - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - (2) 火気器具周囲の整理を行う。
 - (3) ガスメーターコックの位置を確認する。
 - (4) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、ブレーカーの位置を確認する。
 - (5) プロパンガスボンベの安全点検を行う。
 - (6) 危険物類の安全措置を講じる。
- 3 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽内に水を溜めておく。
- 4 家具の転倒、落下、移動防止措置を確認する。

棚の上の重い物を降ろす、避難経路を塞ぐ家具の固定措置を実施するなど、危険要因を排除しておく。
- 5 ブロック塀等を点検する。

危険箇所はロープを張るなど、付近に近よらないような措置を取る。
- 6 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - (1) 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。

- 8 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。
- 9 防災素材で、火に強く、なるべく動きやすい服装を着用する。
- 10 電話の使用を自粛する。
役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- 11 自家用車の利用を自粛する。
 - (1) 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
 - (2) 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。
 - (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行した後は車を使用しない。
- 12 幼児・児童の行動に注意する。
 - (1) 幼児・児童の遊び場は、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
 - (2) 幼児・児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて対応する。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出は避け、旅行は見合わせる。
- 14 エレベーターの使用は避ける。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 16 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- 17 買い急ぎをしない。

第2節 住民防災組織の取るべき措置

第1項 平常時

- 1 組織の役割分担を明確にする。
- 2 組織の活動訓練や教育、講習を実施する。
- 3 地区内の危険箇所（ブロック塀等）を把握する。
- 4 情報の収集・伝達体制を確立する。
- 5 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- 6 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- 7 消火、救助、炊き出し資器材等の準備及び非常食を備蓄する。
- 8 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- 9 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
- 2 地区内住民に、必要な措置や冷静な行動を取るよう呼びかける。

第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 東海道地震の発災に備え、地区内の危険個所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- 2 住民防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- 3 地区内住民に区民の取るべき措置（本章第1節参照）を呼びかける。
- 4 ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢を整える。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確認を行う。
- 6 要配慮者の安全に配慮する。
- 7 ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- 8 救急医薬品等を確認する。
- 9 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保及び調達方法の確認を行う。

第3節 事業所の取るべき措置

第1項 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄、出火防止対策、従業員・顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規定及びその他の規定等を含む。）に基づいて措置を講じ、注意情報発表以降の行動に備えておく。

なお、防災計画等作成上の留意事項は次のとおりとする。

- 1 都及び区の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄駅、建築構造及び周辺市街地状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。
- 2 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成するものとする。
- 3 責任者の在・不在、夜間の勤務体制を考慮したものとする。
- 4 他の防災又は保安等に関する計画規定がある場合は、これらの計画と整合性を図る。
- 5 事業所内外の情報に応じて適宜、見直しを行い、必要に応じて改正し、常に実情にあったものとする。

第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまでの措置

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時に取るべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他の状況により、必要な防災措置を取る。

第3項 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- 1 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等を取れるようにする。
この場合、障害者や高齢者等の安全確保に留意する。
- 4 都民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売する事業所については、原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。
- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を講じる。
- 6 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じる。
- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、移動、破損防止措置を講じる。
- 8 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- 9 バス・タクシー・生活物資輸送車等住民生活上必要な車両以外の使用はできる限り制限する。
- 10 救助・救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- 11 建築工事及び金属熔触作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。
- 12 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤（通学）者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

風水害編

(予防計画)

「風水害編」に係る関係機関の役割は、震災編第1章「区、区民、防災機関等の基本的責務と役割」に準ずる。

第1章 水害予防対策

- 台風や高潮等により洪水や雨水出水^(*)がしばしば発生し、大きな被害をもたらしている。このため、洪水対策（総合的な治水対策）や高潮対策等について、それぞれの施策を推進している。

第1節 洪水対策（総合的な治水対策）

〔区、都下水道局東部第一下水道事務所、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕

1 東京都豪雨対策基本方針

頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組の方向性を明らかにした。

(1) 基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75mm、多摩部時間65mm）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限に止める減災対策を推進する。

(2) 対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

(3) 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

2 河川改修

本区は、洪水等過去幾度か被害に見舞われてきたが、この間の治水事業によって大河川による水害の危険は低下した。しかし、積年の地盤沈下によって大半が海面下となっており、地球温暖化に伴う気候変動等により突発的な豪雨や大規模な台風が増える中で、高潮、洪水などの水害に対する安全性をさらに高めていかなければならない地域である。

河川の現況は、次表のとおりである。

^(*) 雨水出水とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域もしくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

風水害編（予防計画） 第1章 水害予防対策

第1節 洪水対策（総合的な治水対策）

番号	種別	河川名	管理者	区 域	区内延長 (m)	平均幅員 (m)
1	一 級	荒 川	国	墨田五丁目～東墨田三丁目	3,600	450
2		隅田川	都	堤通二丁目足立区境～千歳一丁目江東区境	6,360	170
3		旧綾瀬川	区	墨田五丁目荒川分派点～ 堤通二丁目隅田川合流点	450	50
4		旧中川		東墨田三丁目荒川分派点～ 立花三丁目江東区境	2,767	70
5		北十間川		立花三丁目旧中川分派点～ 吾妻橋一丁目・向島一丁目隅田川合流点	3,264	18
6		横十間川		業平五丁目北十間川分派点～ 江東橋四丁目江東区境	1,638	41
7		大横川		吾妻橋三丁目・業平一丁目北十間川分派点 ～菊川三丁目江東区境	2,514	30
8		豎 川		江東橋四丁目江東区境～ 両国一丁目・千歳一丁目隅田川合流点	2,677	36
		計			23,270	

※ VIII-06：既往水害被害状況調査（別冊資料 P337 参照）

（1）江東内部河川整備事業

昭和46年3月に策定された「江東内部河川整備計画」に基づき、耐震対策等の整備が進められてきたが、その後、地盤沈下が沈静化したこと等を受けて、平成元年3月に江東内部河川整備計画検討委員会により計画が次のとおり見直された。

ア 治水安全度を向上させるため、埋立・暗渠化により整備する計画であった大横川及び豎川の一部を、新規に耐震護岸河川として整備する。

イ 地震水害に対する安全性を確保しつつ、水面の多様な利用の増進等を促すため、東側の水位低下河川の計画常時水位を A.P. -1.00m に改める。

なお、その後、平成5年3月に第二次水位低下を実施し、実際の常時水位を A.P. -1.00m に変更した。また、現在は、平成28年6月に策定された「荒川水系江東内部河川整備計画」に基づいて整備が進められている。

（2）大横川親水河川整備

北十間川合流点から豎川合流点までの間において、昭和56年度からの盛土造成工事後、上部整備を実施し、旧撞木橋から豎川間を除き、平成5年4月1日から墨田区立公園条例の公園として開放している。

（3）豎川親水河川整備

大横川合流点から横十間川合流点間において、昭和63年度から基礎整備事業を、平成3年度から新辻橋～松本橋間の上部造成工事を実施し、整備した江東橋二丁目先及び同一・四・五丁目先の一部の範囲を、平成5年4月から墨田区立公園条例の公園として開放している。なお、上部整備未了範囲も順次整備し、開放していく。

3 内水排除

江東デルタ地帯では、降雨多量の場合に、各区排水機場及び下水道局ポンプ所から排出される雨水により、内部河川の水位が上昇し、陸地に水が逆流するおそれがある。これを防止するため、下表の排水機場によって防潮堤外に排水し、逆流を防止する。

排水機場	所在地	排水能力 (1台)	台数
辰 巳排水機場	江東区辰巳一丁目 44 番	12m ³ /sec	4 台
砂 町排水機場	江東区新砂三丁目 8 番地先	9m ³ /sec	4 台
小名木川排水機場	江東区東砂二丁目 17 番 1 号	14.5m ³ /sec 9m ³ /sec	3 台 1 台
木 下 川排水機場	江戸川区平井七丁目 34 番 25 号	12m ³ /sec 5m ³ /sec	3 台 2 台
清 澄排水機場	江東区清澄一丁目 2 番 37 号	16m ³ /sec	3 台

本区は一般に平坦な低地であり、地盤の最高地は吾妻橋一丁目隅田公園付近で、A.P. +4m、最低地点は立花三・六丁目旧中川沿い付近で A.P. -1.2m となっている。

また、区の大半の地域が地盤沈下の影響で東京湾平均満潮面より低い土地になっており、区全体がポンプ排水地域である。

近年都市化の進展、道路舗装等による流出係数の増大によって、一部の低地は集中豪雨時の雨水排除が困難となっているため、下水道の雨水排除能力の増大に向け、ポンプ所や幹線管渠の整備を進めることにより、1時間 50mm に対応する施設を早期に完成させていく。

また、今後新設する公共建設物については、雨水利用施設の設置を原則としていくほか、民間建築物についても雨水の利用を指導し、その設置費の一部を助成するなどして、雨水利用を推進していく。

都下水道施設の現況は、次のとおりである。

ア 管渠施設

幹 線	30,579m
枝 線	345,146m
計	375,725m

イ ポンプ所

業平橋ポンプ所（ポンプ所増設中）、吾嬬ポンプ所（雨水ポンプ室再構築中）、隅田ポンプ所、吾嬬第二ポンプ所（発電機等増設中）、両国ポンプ所の5か所であり、ポンプ所所在地、原動機、ポンプ、非常時最大排水能力及び現在有効排水面積は、別冊資料Ⅷ-07 のとおりである。

※ Ⅷ-07：墨田区内東京都下水道局ポンプ所（別冊資料 P338 参照）

ウ 雨水貯水池

豪雨対策のため、大雨時に雨水を貯める施設（三之橋雨水貯水池）を整備する。

エ 水再生センター

砂町水再生センター	江東区新砂三丁目 9 番 1 号
処 理 能 力	日量 658,000m ³
そ の 他	自家発電設備

第2節 広報・啓発

[区]

1 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- (1) 区は、迅速かつ正確な情報の収集・伝達に努めるとともに、防災関係機関と連携し、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。
- (2) 区は、要配慮者が利用する施設や地下街等に対し、気象予報等の伝達を確実に行うとともに、地下街管理者や住民などが必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、迅速に提供するなど、マスコミ等との連携の強化を図る。
- (3) 区は、避難指示発令基準を設定する場合には、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。

2 区民への情報提供

(1) 墨田区水害ハザードマップ

想定される浸水の区域及び深さ、水害時避難場所等の情報を分かりやすく図示したハザードマップを公表し、事前に区民へ周知することは、区民の危機管理意識の向上、自主的避難の確立等、洪水による被害の軽減に極めて有効である。

区は、平成20年5月にハザードマップを作成して以来、適宜改定のもと、直近では令和4年3月に「墨田区水害ハザードマップ」を全面改定のもと、同年6月に全戸配布を行った。

※ VIII-01：墨田区水害ハザードマップ（別冊資料 P327 参照）〈再掲〉

(2) 情報提供体制の強化

令和元年東日本台風で明らかになった課題への対応として、情報連絡体系の確認・整理、防災行政無線の運用改善等を行った。

第3節 高潮対策

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

都では、高潮に関する防災事業は、キティ台風や伊勢湾台風などを教訓に、伊勢湾台風級の台風による高潮からの防御を目標にした「東京都内における高潮対策に関する事業」により、国土交通省、都建設局、港湾局が分担し、外郭防潮堤、水門護岸などで概成している。

また、都においては、昭和49年低地防災対策委員会からの提言を受け、昭和55年度から緩傾斜型堤防整備事業に、昭和60年度からは、スーパー堤防整備事業に着手している。さらに、平成29年度には、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を示した図（高潮浸水想定区域図）を作成した。

これを受け、区においては、令和3年度の「墨田区水害ハザードマップ」の改定の際に、高潮浸水想定区域図に対応したマップを追加した。

第4節 洪水に備えた対策

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

1 浸水想定区域の指定及び浸水深の公表

区は、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される「荒川水系洪水浸水想定区域」に指定されている。

この区域では、洪水予報等の伝達、水害時避難が定められ、特に、地下街等や要配慮者利用施設及び大規模な工場へは、避難や浸水防止等の訓練・計画策定などの義務付けが行われている。

2 浸水想定区域における避難の確保及び浸水防止のための措置

(1) 洪水予報等の伝達方法

風水害編（応急・復旧対策計画）第3章第2節「水防情報」に準ずる。

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

風水害編（応急・復旧対策計画）第7章第2節「水害時避難計画」に準ずる。

中高層住宅・事業所ビル等の管理者及び所有者に対し、水害等（津波を含む。）による浸水時の近隣住民の一時避難受入協力について啓発し、地域の連携により避難体制を確保する。

(3) 避難訓練の実施

浸水想定区域内の浸水防止対策を講じ、必要な訓練についても積極的に行う。

(4) 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場への対応

浸水区域内の地下街等、要配慮者利用施設又は大規模な工場で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地（ただし大規模な工場については、区の条例で定める用途・規模に該当するもので、かつ施設所有者等の申し出があったものに限る）をあらかじめ把握し、洪水予報等の伝達方法を定め、これらの施設の管理者等に情報を伝達する。

ア 地下街等の対応

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための計画を作成する。なお、当該所有者又は管理者は、作成した計画について区に報告するとともに、公表しなければならない。また訓練を行わなければならない。

イ 要配慮者利用施設の対応

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画を作成する。なお、当該所有者又は管理者は、作成した計画について区に報告しなければならない。また訓練を行わなければならない。

※ VIII-08：要配慮者が利用する施設（別冊資料 P339 参照）

ウ 大規模な工場等の対応

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るための計画を作成し、訓練を行うよう努めなければならない。

(5) 浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地

水防法第 15 条第 1 項第 4 号イで定める浸水想定区域内における地下街等で、その利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものは、次に掲げる範囲の施設とする。

ア 地下街等の範囲

地下街等の範囲は、浸水想定区域内に所在する施設のうち、次のいずれかに該当する施設とする。

(ア) 消防法第 8 条第 1 項の規定により、防火管理者を定めなければならない防火対象物で、消防法施行令別表第 1 16 の 2（地下街）に掲げる防火対象物の用途に供されているもの。ただし、施設関係者のみが利用するものを除く。

(イ) 地階に駅舎を有するもの。

(ウ) その他、区長が必要と認めるもの。

イ 地下街の名称及び所在地

(ア) 該当なし

(イ) 下表のとおり

番号	施設名称	施設所在地
1	東京メトロ半蔵門線錦糸町駅	江東橋 3-14-6 先
2	京成押上線・都営浅草線押上駅	押上 1-8-21 先
3	東京メトロ半蔵門線・東武伊勢崎線押上駅	押上 1-1-65
4	都営大江戸線両国駅	横網 1-4-29
5	都営新宿線菊川駅	菊川 3-16-2
6	都営浅草線本所吾妻橋駅	吾妻橋 3-7-16 先

(ウ) 該当なし

(6) 広域的な水没への対応

広域的な水没の危険に備えて、円滑な避難誘導ができるよう、都・区が国等と連携し、避難シナリオや避難計画の策定を進めるとともに、広域避難の実施体制の確立を図る。

3 地下空間への浸水被害対策

(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

ア 適切な地下利用への誘導

区は、都と連携し、条例・要綱等の活用により、適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。

イ 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、施設別の地下浸水対策を行うなど、先行的に対策を促進する。

(2) 施設管理者等への情報提供

区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

(3) 地下空間管理者による情報判断

地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路の確保に努める。

また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めに警戒策を講じる。

4 墨田区水害ハザードマップの作成・公表（区）

風水害編予防計画第1章第2節「広報・啓発」「2 区民への情報提供（1）墨田区水害ハザードマップ」を参照

5 事前防災行動計画（タイムライン）

大規模な洪水被害で区外への避難が求められる地域の水害課題に対し、荒川下流河川事務所では、墨田区を含む16自治体に拡大した「荒川下流タイムライン（拡大・試行版）」を策定・公表した。区は、今後、本タイムラインの運用を通じて、内容の振り返り・見直しを行っていく。

また、都は、住民向けに、気象情報や避難情報に応じて避難行動を時系列で整理する「東京マイ・タイムライン」を作成、公表している。

こうしたタイムラインにさらに検討を加え、有効に活用できるように、洪水に備えた対策を進める。

第5節 都市型水害に備えた対策

[区、都下水道局東部第一下水道事務所、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

1 都市型水害の発生の高まり

市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害が度々起きている。

2 ハードとソフトを組み合わせた浸水対策

都市型水害に対しては、下水道や河川による排水機能の整備などのハード面と、ハザードマップや浸水時の情報提供体制、避難・防災体制の整備などのソフト面の対策を進める。

これらのハード対策及びソフト対策を組み合わせた浸水対策を構築し、それを様々な機会に区民に広報・啓発活動を行うことで、被害を最小限に抑える。

3 区民への浸水情報の提供

(1) 雨量・気象情報等の即時伝達

ア 各管理者の役割

都	降雨に関する情報を提供する。 水防災総合情報システムのホームページを通じて、水位・雨量情報を提供する。
水防管理者（区）	住民からの通報や気象情報の問い合わせ窓口を充実する。
地下空間管理者	地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。

4 避難体制等の整備・確立

(1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

区は、水災対策の要である防災拠点施設が、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

(2) 資器材、物資の備蓄

区は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう地域防災計画、体制を点検し、充実を図る。

(3) 土のうステーション

区民等の自主的な水防活動を促すとともに、都市型水害の減災に資するため「土のうステーション」を設置している。土のうステーションの利用対象者は、区民及び区内個人事業者としている。設置場所は次表のとおりである。

【土のうステーション設置場所】

設置場所	住所
若宮公園	本所二丁目2番19号
吾嬬西公園	八広六丁目53番16号
立花公園	立花一丁目27番5号
錦糸堀公園	江東橋四丁目17番1号
ふじのき公園	東向島二丁目7番5号
つばき公園	墨田五丁目33番9号
平井橋倉庫	立花三丁目29番10号
菊川公園	立川四丁目12番21号
横川公園	東駒形四丁目18番21号
業平公園	業平二丁目3番2号
東墨田公園	東墨田三丁目4番14号
隅田児童遊園	墨田四丁目23番12号

第6節 津波避難対策

震災編第5章予防対策第3節「津波避難対策」に準ずる。

第7節 水防活動

第1項 活動方針等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

水防管理団体である区や関係機関、警察署、消防署等は、洪水や高潮の際に、河川を巡視し、危険な場合には土のうの積み上げ、シートの設置など水害を未然に防止・軽減する水防活動を行う。

区は、外郭堤防の決壊等による浸水発生時に各機関の水防活動等が十分行われるよう、次のような各種の活動を確保する。

- (1) 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送体制
- (2) 水防に必要な器具、資器材及び設備の整備
- (3) 区における相互の協力及び応援体制

機関名	水防活動任務の内容
区	区域内の水防を十分に果たすため、都、都の出先機関、消防署及び警察署と緊密な連絡を保ち、情報交換、相互援助等により円滑な水防活動を行う。
都	区が実施する水防活動が十分行われるよう情報交換や連絡等を密にし、水防上必要な器具、資器材等の整備及び技術的な援助を行う。

第2項 水防組織

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

震災時の水災に対処する非常配備態勢等については、風水害編（応急・復旧対策計画）第3章「水防対策」に基づき実施する。

第3項 資器材の整備

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁（第七消防方面本部、本所・向島消防署）、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

震災時の水災に対処する水防活動等については、風水害編（応急・復旧対策計画）第3章「水防対策」に基づき実施する。

第2章 都市施設対策

- 電気、ガス、水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から、それらの機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策等を行う。

第1節 ライフライン施設

[水道局、下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ、NTT東日本]

1 水道施設防災計画（都水道局）

震災編第4章予防対策第4節「ライフライン施設の安全化」に準ずる。

2 下水道施設防災計画（都下水道局東部第一下水道事務所）

震災編第4章予防対策第4節「ライフライン施設の安全化」に準ずる。

3 電気施設防災計画（東京電力パワーグリッド江東支社）

震災編第4章予防対策第4節「ライフライン施設の安全化」に準ずる。

4 ガス施設防災計画（東京ガスグループ）

ガス施設の風水害対策として、これらの災害の発生に対し機能に重大な支障を来たさないような対策を講じている。

（1）ガス製造設備

ア 浸水のおそれのある設備には、防水壁・防水扉・排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等必要な措置を講じる。

イ 暴風雨・大雪等の影響を受けやすい箇所を固定又は必要に応じて補強を行う。

ウ 暴風雨・大雪等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

（2）ガス供給設備

暴風雨・大雪等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線・橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

※ 上記以外の計画については、震災編第4章予防対策第4節「ライフライン施設の安全化」に準ずる。

5 電信電話施設防災計画（NTT東日本）

非常災害が発生又は発生するおそれがある場合、特に風水害を中心として、通信の疎通維持、応急復旧作業を迅速に行うことを目標とし、予防対策、非常招集態勢の確立、機動力の整備、資器材・工具の確保に万全を期する。

第2節 道路及び鉄道施設

[区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

1 道路、橋梁防災計画

道路、橋梁について、災害時における住民避難及び災害復旧活動等に支障がないよう平常時より整備しておくものとする。

道路は、区内全面舗装済であり、道路自体は水害による破損のおそれはないと思われるが、道路冠水により災害応急活動に支障がないよう、側溝及び溝渠の整備、しゅんせつ等により溢水を防止する。

橋梁については、暴風及び洪水にも十分耐え得るよう設計されているが、荷重制限のある橋や老朽化した橋について、逐次改修中である。

※震災編第4章予防対策第1節「道路及び鉄道施設の安全化」参照

2 鉄道施設防災計画

震災編第4章予防対策第1節「道路及び鉄道施設の安全化」に準ずる。

第3章 応急活動拠点等の整備

震災編第4章予防対策第3節「緊急輸送ネットワークの整備」、震災編第6章予防対策第1節第1項「区庁舎の整備」、同章予防対策第5節第1項「オープンスペースの確保」、震災編第7章予防対策第1節「防災機関相互の情報通信連絡体制の整備」、震災編第11章予防対策第1節「食料及び生活必需品等の確保」に準ずる。

第4章 地域防災力の向上

震災編第2章予防対策第1節第1項「区民等の役割」同章予防対策第2節「地域による共助の推進」、同章予防対策第5節「事業所による自助・共助の強化」、同章予防対策第7節「区民・行政・事業所等の連携」、震災編第3章予防対策第4節第4項「危険物施設等の防災組織」、震災編第10章予防対策第2節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第1節 区民等の役割

- 1 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく発表される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 2 区が作成する墨田区水害ハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 3 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 4 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 5 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる場合は避難所に行く必要がないため、むやみな外出は控える。危険が想定される場合は、事前に安全な親戚・知人宅に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 6 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 7 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を安全な場所に移しておく。
- 8 都・区等が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 9 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 10 雨水をスムーズに排水するため、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。

第2節 住民防災組織の強化

第1項 住民防災組織等の役割

地域組織及び住民が自主的に結成した住民防災組織の役割や取るべき措置は、次のとおりである。

- 1 防災に関する知識の普及
- 2 情報伝達、救出救助、応急救護、避難など各種訓練を実施
- 3 避難、救助、救護、炊出資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
- 4 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- 5 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備
- 6 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- 7 行政との連携・協力体制の整備
- 8 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

第2項 住民防災組織の充実

1 住民防災組織の結成促進

- (1) 区は、住民への積極的な指導・助言により、住民防災組織の組織化を進める。
- (2) 区は、都和連携し、住民防災組織の活性化を目指して、より一層きめ細やかな指導・助言を行う。

2 住民防災組織の活動環境の整備

区は、活動用資器材及び住民防災組織の活動拠点の整備の充実を図る。

3 住民防災組織の訓練用資器材整備

区は、都和連携し、住民防災組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験訓練等を行う上で必要な訓練用資器材を整備する。

4 住民防災組織の活性化

区は、消防署などと連携し、各種防災訓練での技術指導等を通じて、住民防災組織の活性化に努める。

第3節 行政・事業所・都民等の連携

区及び防災関係機関は、災害から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とした次の対策を推進し、地域の防災連携体制を確立する。

1 連携・協力体制

地域の住民防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努める。

2 地域コミュニティの活性化

町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。

3 合同防災訓練の実施

地域の防災体制を確立するため、地域の防災機関、住民防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視するとともに、地域住民が主体となった防災訓練の充実を図る。

4 地区防災計画の作成

区民等から地区防災計画の提案があり、必要があると認められれば地域防災計画の中に位置付ける。

第5章 ボランティア等との連携・協働

震災編第2章予防対策第6節「ボランティア等との連携・協働」に準ずる。

第1章
水害予防対策

第2章
都市施設対策

第3章
応急活動拠点等の整備

第4章
地域防災力の向上

第5章
ボランティア等との連携・
協働

第6章
防災運動の推進

第6章 防災運動の推進

第1節 防災意識の啓発

[各機関]

震災編第2章予防対策第1節第2項「防災意識の啓発」、同節第3項「防災教育・訓練の充実」に準ずる。

第1項 防災広報の充実

- 1 各防災機関が行う広報内容の基準
 - (1) 台風・津波・高潮・局所的集中豪雨に関する一般知識
 - (2) 各防災機関の風水害対策
 - (3) 竜巻に対する備え
 - (4) 局所的集中豪雨対策
 - (5) 家庭での風水害対策
 - (6) 避難するときの注意
 - (7) 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
 - (8) 土砂災害に対する心得
 - (9) 台風時の風に対する対策
 - (10) 災害情報の入手方法
 - (11) 応急救護の方法
 - (12) 住民防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
 - (13) 避難指示等に関する取扱い

2 各防災機関の広報

機関名	内 容
区	防災パンフレットの配布や講習会、SNSを用いた情報配信、防災訓練の実施、海拔表示板の設置などを通じて、住民の防災意識の向上を図る。
東京消防庁第七消防方面本部 本所・向島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、アプリ、SNS、ホームページ及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 2 都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 3 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発を図る。 4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入推進を行う。

第2項 防災教育の充実

機関名	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。 2 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援を行う。 3 各避難所運営主体による避難所運営訓練、総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援を行う。
東京消防庁第七消防方面本部本所・向島消防署	<p>過去の消防活動や経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から都民が自らの生命・身体・財産を確実に守ることができるよう様々な普及啓発を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性を普及啓発する。 2 都総務局と連携し、東京マイ・タイムラインの普及啓発を行う。 3 家庭で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 4 都民防災センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。 5 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 6 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。

第3項 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- 1 区は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- 2 区は、都民防災教育センター等を活用し、地域の防災教育を広める。
- 3 消防署は、学校と連携し、児童・生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。

第2節 水防訓練の充実

[各機関]

水防法又は東京都水防計画に対象とする災害が発生又は発生するおそれがある場合に、被害を未然に防止又は被害を最小限に止めるため、区の地域において円滑に水防活動が実施できるよう、各防災関係機関の協力体制及び水防工法に習熟するための訓練を実施する。

1 区の訓練

機関名	内 容
区	<p>区は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会を捉え、訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関 区、地域住民、事業者、消防署、消防団及び防災関係機関</p> <p>2 訓練項目 本部運営訓練、非常招集訓練、現地実動訓練、図上訓練</p>

各消防署、消防団、区その他防災関係機関
原則として毎年台風シーズン前に実施する。

2 水防訓練

機関名	内 容
区	<p>防災関係機関と協力又は協働し水防訓練を実施する。</p> <p>参加機関 区、消防署、消防団、都関係各局、警視庁等</p>

風水害編

(応急・復旧対策計画)

第1章 初動態勢

震災編第6章応急対策第1節「活動体制」、第4節第1項「応援協力」～第3項「民間協力」、第7項「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

第2章 情報の収集・伝達

震災編第7章応急対策第1節「情報連絡体制」～第4節「広報及び広聴活動」に準ずる。

第1章
初動態勢

第2章
情報の収集・伝達

第3章
水防対策

第4章
警備・交通規制

第5章
救助・救急対策

第6章
医療救護等対策

第7章
避難者対策

第3章 水防対策

- 洪水、津波又は高潮による水災を警戒・防御し、被害を軽減することにより、公共の安全を保持することを目的とする。

第1節 目的及び任務

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区は、水防法第2条に基づく水防管理団体として、同法第3条に規定される区域（区内）の水防責任を果たすため、都、都の出先機関、消防署及び警察署との綿密な連絡を保ち、情報を交換し、相互援助により円滑な水防活動を行う。

消防署は、気象情報等、水位情報等の収集・伝達を行い、必要に応じて水防態勢、水防非常配備態勢（第一～第四）を発令する。水防第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成し、水防基本計画等に基づく活動を実施する。

なお、水防管理団体としての任務とは別に、区は、道路、公園等の管理者として、区が管理する道路、公園等における台風等の風雨、積雪又は路面凍結による区民等公衆の事故等の発生を防止するために墨田区雨雪対応要領を定め、資器材の調達・整備や道路、公園等のパトロール、応急措置等を実施している。

第2節 水防情報

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 気象情報及び洪水予報

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、都が気象庁から入手した情報を、区は防災無線ファックスにて入手する。区は水防管理団体として、その目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

また、地下浸水対策として大雨及び洪水警報の発表時には、風水害編（予防計画）第1章第5節洪水に備えた対策「2 浸水想定区域における避難の確保及び浸水防止のための措置（5）浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地」に記載のある地下街等の所有者又は管理者に対し、注意を促すためファックスによる気象情報等の提供を行う。

2 気象情報の早期収集

気象庁東京管区气象台では、大雨時等において都及び区における避難指示の判断等の防災対策を支援するため、都及び区と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話を設置し、運用している。区は、大雨時等に避難指示の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

(1) 気象情報

ア 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準（令和4年6月30日現在）

種類		区域	発表基準
特別警報	大特警 雨別報 (浸水害)		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されるとき。具体的には、以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。
	高特警 潮別報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	暴特警 風別報		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

(令和5年6月8日現在)

種類		区域	発表基準
警報	大警 雨報		大雨によって重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		墨田区	表面雨量指数※1 29以上
警報	洪警 水報		河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		墨田区	隅田川流域雨量指数※2 47.5以上
警報	高警 潮報		台風や低気圧等による異常な潮位の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		墨田区	※3 潮位 4.0m以上
警報	暴警 風報		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		東京地方	平均風速 25m/秒以上

初動態勢
第1章

情報の収集・伝達
第2章

水防対策
第3章

警備・交通規制
第4章

救助・救急対策
第5章

医療救護等対策
第6章

避難者対策
第7章

種類	区域	発表基準
注 意 報	大雨 注意報	大雨によって土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		墨田区 表面雨量指数 16 以上、 又は土壌雨量指数 165 以上
	洪水 注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により洪水害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		墨田区 隅田川流域雨量指数 38 以上 又は、隅田川流域雨量指数 9 以上かつ表面雨量指数 25.6 以上 又は荒川流域雨量指数 12 以上かつ表面雨量指数 78.7 以上
	高潮 注意報	台風や低気圧等による異常な潮位の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		墨田区 潮位 2.0m 以上
	強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合
		東京地方 平均風速 13m/秒以上

- ※1 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数
- ※2 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指標
- ※3 東京の潮位は、東京都晴海に設置された潮位観測機のデータを標高に換算したものを用いている。

記録的短時間大雨情報	東京地方	1 時間雨量 100mm
------------	------	--------------

第1章
初動態勢

第2章
情報の収集・伝達

第3章
水防対策

第4章
警備・交通規制

第5章
救助・救急対策

第6章
医療救護等対策

第7章
避難者対策

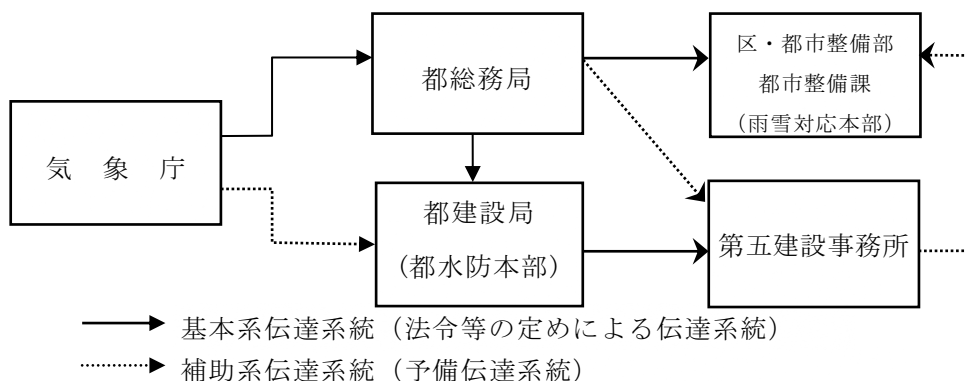
【警報・注意報発表基準一覧表】

令和3年6月8日現在 発表官署 気象庁

墨田区	府県予報区	東京都	
	一次細分区域	東京地方	
	市町村等をまとめた地域	23区東部	
警 報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	29
		土壌雨量指数基準	—
	洪水	流域雨量指数基準	隅田川流域=47.3
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	荒川〔岩淵水門（上）〕
	暴風	平均風速	25m/s
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	4.0m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	16
		土壌雨量指数基準	134
	洪水	流域雨量指数基準	隅田川流域=37.8
		複合基準※1	隅田川流域=(9, 25.6) 荒川流域=(7, 67.3)
		指定河川洪水予報による基準	荒川〔岩淵水門（上）〕
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	2.0m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	なだれ		
低温	夏期（平均気温）： 平年より 5℃以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき 冬期（最低気温）： -7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
霜	4月10日～5月15日 最低気温	2℃以下	
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値

イ 気象情報伝達系統図



第1章
初動態勢

第2章
情報の収集・伝達

第3章
水防対策

第4章
警備・交通規制

第5章
救助・救急対策

第6章
医療救護等対策

第7章
避難者対策

(2) 洪水予報

荒川氾濫注意情報等に係る基準地点は、熊谷・治水橋・岩淵水門（上）水位観測所の3地点であるが、墨田区においては、岩淵水門（上）水位観測所を基準地点としている。

ア 国土交通大臣が洪水予報を行う河川

河川名	区 域
荒 川	左岸 埼玉県深谷市荒川字下川原5番2地先から海まで 右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番18地先から海まで

イ 種類と発表基準

種 類	基準地点	発 表 基 準
荒川氾濫注意情報	岩淵水門（上）	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
荒川氾濫警戒情報	同 上	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
荒川氾濫危険情報	同 上	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
荒川氾濫発生情報	同 上	洪水予報を行う区域において氾濫が発生したとき
荒川氾濫注意情報解除	同 上	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

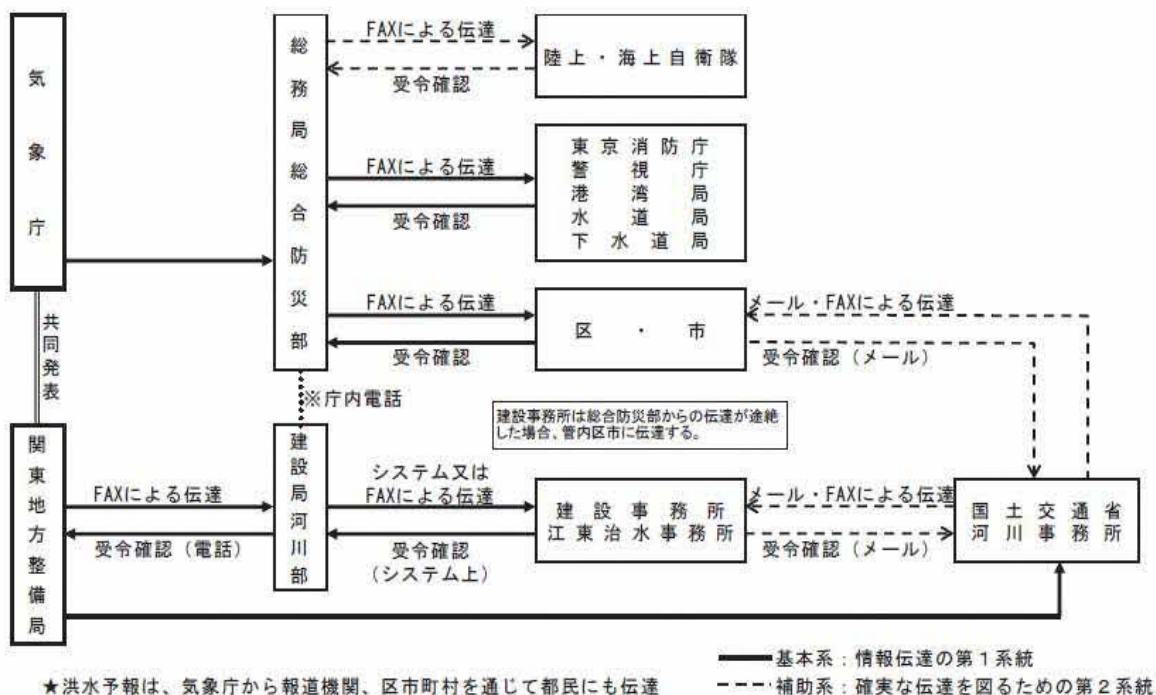
ウ 基準地点と水位

種 類	荒川洪水予報
河川及び区域	荒川（旧川除く。） 左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海まで 右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海まで
基準地点	岩淵水門（上）
水防団待機水位（指定水位）	3.00m
氾濫注意水位（警戒水位）	4.10m
避難判断水位	6.50m
氾濫危険水位	7.70m
計画高水位 ^(*)	8.57m
零点高	A. P. +0.000m

^(*) 治水計画における所定流量を流下させることのできる河道の水位であり、堤防などの河川工作物の設定水位でもある。

エ 洪水予報伝達系統図

各河川の洪水予報^(*)の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



^(*) 国または都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に、国土交通大臣、又は都道府県知事と、気象庁長官とが共同で発表する。

第1章 初動態勢

第2章 情報の収集・伝達

第3章 水防対策

第4章 警備・交通規制

第5章 救助・救急対策

第6章 医療救護等対策

第7章 避難者対策

3 観測施設

情報収集機関は、積極的に東京都水防本部又は第五建設事務所等と連絡を取り、区内の雨量、水位等の資料を敏速に入手し、常に正確な情報の把握に努めるとともに、これらの情報等を速やかに本部長（区長）及び各隊庶務班に報告しなければならない。通常勤務内においてこれらの情報の報告の必要が出た場合は、部長及び各課庶務担当に報告するものとする。

(1) 雨量の通報

次の場合は、本部長に報告するものとする。

- ア 時間に 20mm を超したとき、以後毎時の雨量
- イ 水防用気象情報が発せられ、水防態勢を取っているとき。

(2) 観測施設

気象観測装置及び区周辺地域の気象観測装置から取得した観測値に基づき、設置業者から気象予報の情報提供を受けている。

主な気象情報サービスは、以下のとおり。

一般天気予報	1 時間単位の天気、降水量等
防災業務支援情報	1 時間又は 10 分単位での降水量予測
雨量計情報	雨量計測装置の実績値
台風情報	台風の経路（予測含む。）等

(3) 水位の通報

区が観測情報を得る箇所（雨量、水位等）

水 門 名	河 川 名	所 在 地	管 理 者	電 話
隅 田 水 門	旧綾瀬川	墨田区墨田 5 丁目 23 番 5 号	国・荒川下流河川事務所	(3614) 5433
木下川排水機場	旧 中 川	江戸川区平井 7 丁目 34 番 25 号	都・江東治水事務所	(5620) 2490
竪 川 水 門	竪 川	墨田区千歳 1 丁目 3 番 11 号	都・江東治水事務所	(5620) 2490
源森川水門	北十間川	墨田区吾妻橋 1 丁目 24 番 5 号	都・江東治水事務所	(5620) 2490

4 水防警報

水防警報は、水防活動の基準であり、都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。

(1) 水防警報の伝達

国土交通大臣が行う水防警報の区域及び基準水位観測所

河川名	水防警報区	基準水位観測所						
		名称	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
荒川	左岸:埼玉県戸田市早瀬一丁目4329番地先から海まで 右岸:板橋区三園二丁目80番5地先から海まで	岩淵水門(上)	+3.00m	+4.10m	+6.50m	+7.70m	+8.57m	A.P.0m
隅田川	左岸:荒川分派点から北区志茂四丁目地先まで 右岸:(左岸に同じ)							

(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準

ア 水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたとき。 既に氾濫注意水位（警戒水位）を越えて、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。 氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

イ 荒川下流河川事務所管内における水防警報発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1 不意の高潮を伴う越波、出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることができない旨を警告するもの。	気象情報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	潮位、波浪、雨量、水位、流量、その他の海象状況、河川状況により必要と認められたとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	次のいずれかに該当するとき。 1 氾濫警戒情報（洪水警報）等により、又は水位、流量等その他の河川状況により、岩淵水門（上）水位観測所における水位が、氾濫注意水位（A.P. +4.10m）を超えるおそれがあるとき。 2 気象庁から東京東部地域※において高潮警報が発表され、南砂町水位観測所における水位が氾濫注意水位（A.P. +3.00m）を超えるおそれがあるとき。
指示	潮位、波浪、水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報（洪水警報）等により、又は既に氾濫注意水位（A.P. +4.10m）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする高潮・高波や河川の出水状況が解消した旨及び該当基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき又は氾濫注意水位以上にあっても水防作業を必要とする海象状況、河川状況が解消したと認めるとき。
情報	潮位、波浪、雨量、水位の状況、潮位・波浪予測、水位予測、海象状況、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

※ 気象庁が発表する二次細分区域のうち、江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域（江戸川区の高潮警報は用いない。）

第1章 初動態勢

第2章 情報の収集・伝達

第3章 水防対策

第4章 警備・交通規制

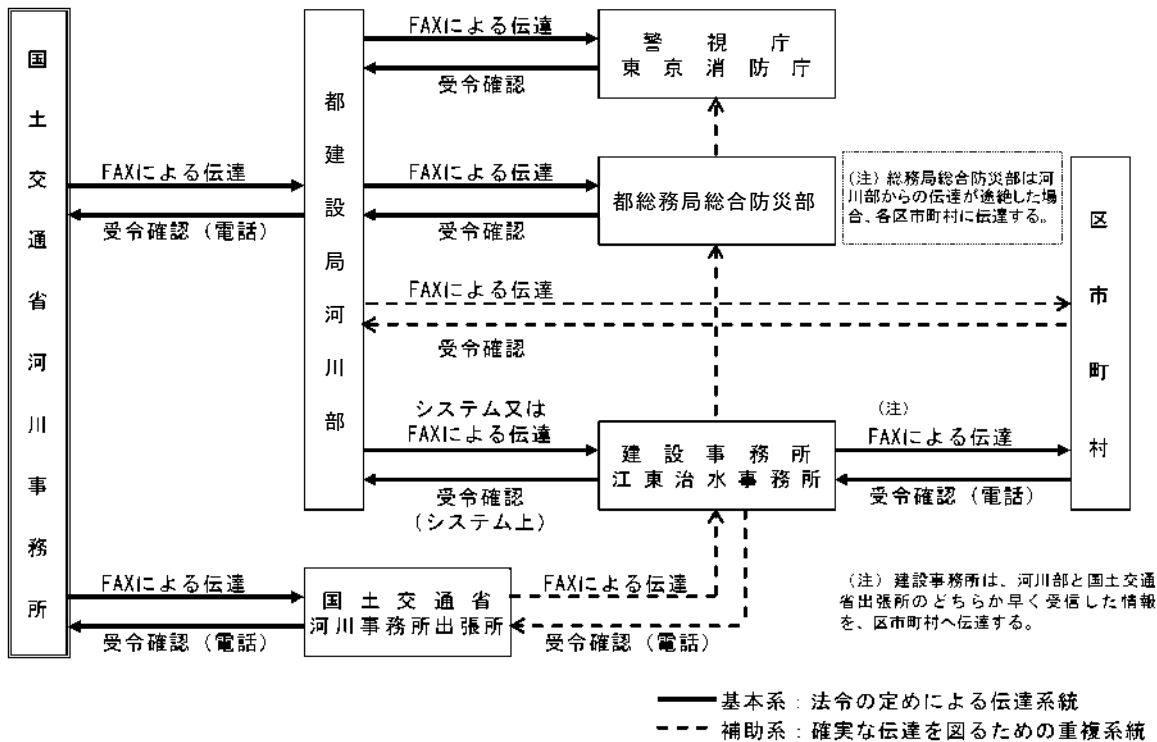
第5章 救助・救急対策

第6章 医療救護等対策

第7章 避難者対策

ウ 水防警報伝達

国土交通大臣の発表する水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



第3節 水防管理者及び水防機関の活動

[区、第五建設事務所、江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 水防管理者及び水防機関の活動

(1) 区の活動

ア 水防管理者(区長)は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都の水防計画で定めるところにより、消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない(水防法第17条)。この場合は、直ちに都水防本部に報告するものとする。

イ 水防上必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のために、警察官の出動を求めることができる(水防法第22条)。

ウ 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない(水防法第29条)。

エ 水防管理者は、水防のため緊急を要するときは、他の水防管理者に対して応援を求めることができる(水防法第23条第1項、同条第2項)。

オ 水防管理者(区長)は、随時区域内の河川、河岸堤防、津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、河岸堤防、津波防護施設等の管理者に必要な措置を講じるよう求めなければならない(水防法第9条)。

(2) 消防署の活動

消防署は、区と密接な連携のもとに水防活動を実施するが、その内容については、東京都水防計画等(本節6参照)に定めるところによる。

(3) 費用負担

ア 水防管理団体は、管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、双方の水防管理団体が協議して定める(水防法第23条第3項、同条第4項、第41条)。

イ 区域外の区が当該水防により著しく利益を受ける場合には、費用の一部を負担する。この額及び方法は、双方の水防管理団体が協議して定める。なお、協議不成立のときは、知事にあっせんを申請することができる(水防法第42条第1項、同条第2項、同条第3項)。

ウ 都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。(水防法第43条)

(4) 公用負担

ア 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる(水防法第28条)。

(ア) 必要な土地の一時使用

(イ) 土石、竹木、その他の資材の使用

(ウ) 土石、竹木、その他の資材の収用

(エ) 車両、その他の運搬用機器又は排水用機器の使用

(オ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明

アの権限を行使する場合、水防管理者等の長にあつては身分証明書を、その他これらの委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する（水防法第28条）。

公用負担権限委任証明書			
第 号	身 分	氏 名	
上の者に〇〇区域における水防法第28条1項の権限行使を委任したことを証明する。			
年 月 日	水 防 管 理 者 (又は消防機関等の長)	氏 名 ⑩	

ウ 公用負担命令票

この権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、事情によりその時間のないときは事後において直ちに処理する（水防法第28条）。

公用負担命令票				
第 号		住 所 負担者氏名		
物 件	数 量	負担内容 (使用・所有・処理等)	期 間	摘 要
水防法第28条の規定により上記物件を取用（使用又は処分）する。 年 月 日				
		水防管理者 氏 名 ⑩ (又は消防機関の長)		
		事務取扱者 氏 名 ⑩		

エ 損失補償

アの権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償する（水防法第28条）。

(5) 水防工法

工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、次の工法を単独又は併用して実施すること。

- | | | | |
|-------|----------|----------|-------|
| ①積土のう | ②鋼板防護 | ③護岸裏積土のう | ④かま段 |
| ⑤月の輪 | ⑥吸水性水のう積 | ⑦シート張り | ⑧立てかご |
| ⑨川倉 | ⑩五徳縫い | ⑪杭打ち継ぎ | ⑫木流し |

(6) 水防訓練

水防法又は東京都水防計画が対象とする災害が発生又は発生するおそれのある場合、被害を未然に防止し又は被害を最小限に止め得るように区の地域における水防活動の円滑な実施を期するため、水防訓練の充実（風水害編（予防計画）第6章第2節「水防訓練の充実」参照）の定めるところにより実施する。

2 資器材等の整備及び輸送

- (1) 水防管理者（区長）は、その管内における水防作業が十分果たせるよう資器材及び設備を準備しておく（震災編第11章予防対策第4節の「備蓄倉庫及び物資拠点の整備」参照）。
- (2) 区は、水防資器材を確保するため、管内資材業者の手持資器材をできる限り調査し、緊急の補給に備えておく。
また、消防団による消防団格納庫等の資器材を活用した水防活動等、消防署との連携により、資器材の効率的な運用を図る。
- (3) 水防管理者（区長）は、非常事態を想定し、相互に連絡、経路又は資器材輸送確保のため、必要な措置を講じておく（震災編第4章予防対策第3節「緊急輸送ネットワークの整備」、震災編第4章応急対策第1節第2項「道路障害物の除去」、震災編第4章応急対策第3節「防災船着場・臨時離着陸場」、震災編第11章応急対策第5節「緊急輸送対策」参照）。
- (4) 資器材等の輸送は、都市整備部（災対建設部）の車両を使用することとし、不足するときは区本部に要請する。

3 水防上注意を要する箇所等の基準

区は、河川管理者及び消防機関と合同で点検を行うとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(1) 国管理河川の重要水防箇所

都内の国管理河川における重要水防箇所の評定基準は、次のとおりである。

種別	重要度		要注意区間
	水防上最も重要な区間	水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	/
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じ	

	<p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>ていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>	
<p>基礎地盤漏水</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤の変状が集中している箇所</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所</p>	
<p>水衝洗掘</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所</p>	
<p>工作物</p>	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所</p>	

第1章 初動態勢

第2章 情報の収集・伝達

第3章 水防対策

第4章 整備・交通規制

第5章 救助・救急対策

第6章 医療救護等対策

第7章 避難者対策

工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防 破堤跡 旧河川			新堤防で築造後3年以内の箇所破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘			陸閘が設置されている箇所

(2) 都管理河川の水防上注意を要する箇所

都内の一級及び二級河川(国管理を除く)における水防上注意を要する箇所の基準は、次のとおりである。

種別	基準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
	(解説) 過去の溢水実績等を踏まえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
	(解説) 伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
	(解説) 堤防・護岸(天然河岸を含む)が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所
陸閘	陸閘が設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所
	(解説) 原則として出水期(6月～10月)に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所

※ VIII-09：水防上注意を要する箇所等一覧(別冊資料 P350 参照)

4 通信連絡施設

区は、水防における相互の連絡、指示、通報又は伝達の通信連絡が迅速かつ円滑に行われるように通信連絡施設の整備強化に努める。また、水防活動に当たっては、無線による情報に注意を払うとともに、必要な情報は速やかに本部長(区長)、各隊庶務班に報告する。ただし、勤務時で必要な情報については、各課庶務担当に連絡する。

5 水防活動報告等

水防管理者(区長)は、水防作業終了後3日以内に水防活動報告表(別冊資料VIII-10)により、各箇所に取りまとめ報告する。また、公共土木施設被害が発生したときは、速やかに被害報告書(別冊資料VIII-11)により報告する。

- ※ VIII-10：水防活動報告表（別冊資料 P351 参照）
- ※ VIII-11：被害報告書（別冊資料 P352 参照）

6 水防計画等（東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署）

（1）活動方針

洪水、高潮、津波、暴風雨、豪雨又は雨水出水等による大規模な水災が発生する危険があるとき又は発生したときは、警防本部長の命により方面隊長及び署隊長は、この計画の定めるところにより、区災害対策本部その他の防災関係機関と密接な連携のもとに水防活動を実施し、被害の発生拡大の防止に努めるものとする。

（2）事前措置

消防方面本部長及び消防署長は、水災防御を効果的に実施するため、定期的に訓練を実施する。

（3）水防非常配備態勢

水防非常配備態勢が命令された場合は、計画に基づき活動を実施する。ただし、局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され又は発生した場合は、消防署長が署ごとに水防第一非常配備態勢及び水防第二非常配備態勢を発令する。

（4）部隊編成

水防部隊の編成は、災害の状況により適宜編成し、対応する。

（5）活動要領

水災の発生が予想されるとき又は発生したときは、事前計画に基づき水防活動を実施する。

ア 態勢の確立

水防第二非常配備態勢発令と同時に、東京消防庁警防本部、第七消防方面本部及び区災害対策本部と緊密な連携を保持し、適確な情報に基づき計画に定める各非常配備態勢の確立に努める。また、区との情報共有及び意思決定の迅速化を図るため、区に必要な要員を派遣する。

イ 監視警戒の実施

水防第二非常配備態勢発令と同時に監視警戒を実施する。監視警戒計画は別に定める。水防第一非常配備態勢時において、必要がある場合は実施する。

7 水防作業の実施

水防管理者（区長）の要請又は監視警戒その他により水防作業の必要を認めるときは水防作業を実施する。

（1）部隊運用要請

部隊運用は、災害の規模に応じ署隊内で処理し得るものは署隊長が行い、他の署隊の応援を要するものは方面隊長が、他の方面からの応援を要するものについては、警防本部長がこれを行う。

（2）資器材の使用収用

水防のため緊急を要するときは、水防計画の定めるところにより、現場において必要な資器材を使用収用する。

8 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

ア 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者（区長）、警察または消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。

イ 決壊後であっても、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 立ち退き

ア 立ち退きの指示

(ア) 洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者（区長）は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。

(イ) この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

イ 避難誘導等

(ア) 立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者（区長）と協力して救出または避難誘導する。

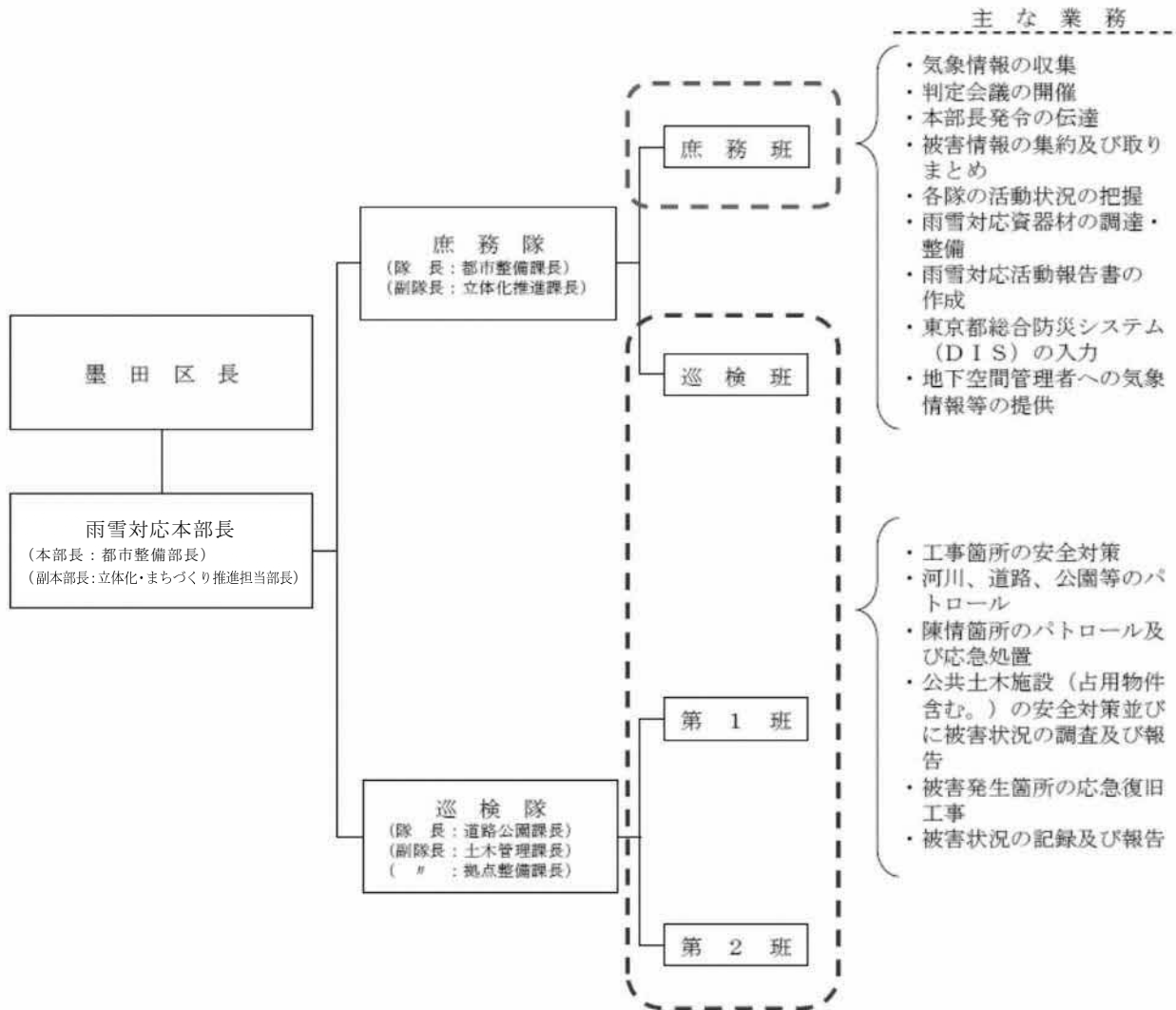
(イ) また、水防管理者（区長）は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

第4節 道路公園等管理者としての活動

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 雨雪対応

(1) 区の雨雪対応組織



(2) 雨雪対応本部

区は、区が管理する道路、公園等における台風等の風雨、積雪又は路面凍結による区民等公衆の事故等の発生を防止するため、雨雪対応を行うものとする。

ア 雨雪対応本部の設置及び廃止

(ア) 雨雪対応本部長は、原則として次の場合に雨雪対応本部を設置する。

- a 気象庁から区に対して、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪及び高潮のいずれかの警報が発表されたとき。
- b その他、雨雪対応本部長が必要と認めたとき。

(イ) 雨雪対応本部長は、次の場合に雨雪対応本部を廃止する。

- a 気象庁から発表されていた区に対する警報が解除される等、雨雪対応がおおむね終了したと認めるとき。

b 災害対策基本法第23条の2の規定に基づく区災害対策本部又は墨田区災害
 応急対策本部設置要綱第1条の規定に基づく墨田区災害応急対策本部が設置
 され、雨雪対応本部が統合されたとき。

(3) 雨雪対応業務の分担

雨雪対応の分担等については、別冊資料Ⅷ-12のとおりである。

※ Ⅷ-12：雨雪対応隊別分担（別冊資料P353参照）

(4) 区における雨雪対応態勢の種類と基準

種類	内容及び基準	人員
情報連絡態勢	主として情報の収集及び連絡に当たり、水害又は雪害が発生した場合等、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢 ※気象庁が発表する気象警報等の発表により、本部長が必要と認めて本部を設置したとき	正副本部長、各正副隊長及び庶務隊庶務班長外
第1次警戒配備態勢	次のいずれかの場合に該当し、主として気象観測並びに資器材の準備及び点検を行い、直ちに雨雪対応が行える態勢 1 気象庁が発表する気象警報等のうち、警報が発せられたとき 2 強風による道路上への落下物や障害物など小規模な風害の発生が確実視されたとき、又は発生したとき 3 道路冠水など、小規模な水害の発生が予想されたとき、又は発生したとき 4 積雪若しくは路面凍結により駅周辺等の除雪活動が必要と予想されたとき、又は除雪活動を行うとき	情報連絡態勢を含め、全体のおおむね30%
第2次警戒配備態勢	次のいずれかの場合に該当し、第1次警戒配備態勢を強化する態勢 1 街路樹の複数倒木による交通障害等、大規模な風害の発生が予想されたとき、又は発生したとき 2 公共施設や宅地の床上・床下浸水等、中規模な水害の発生が予想されたとき、又は発生したとき 3 積雪若しくは路面凍結により駅周辺、橋りょう、坂道等の除雪活動が必要と予想されたとき、又は除雪活動を行うとき	情報連絡態勢を含め、全体のおおむね60%
第3次警戒配備態勢	第2次警戒配備態勢を更に強化し、本部が全力をもって雨雪対応をとる態勢 本部長が必要と認めたとき	全職員

※ 気象庁が発表する気象警報等とは、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、暴風警報・強風注意報、高潮警報・注意報、大雪警報・注意報及び台風情報をいう。
 なお、特別警報（発表される可能性の気象情報含む）、記録的短時間大雨情報、荒川氾濫警戒情報又は荒川氾濫危険情報が発表された場合は、墨田区災害対策本部又は墨田区災害応急対策本部による対応となる。

第1章
初動態勢

第2章
情報の収集・伝達

第3章
水防対策

第4章
警備・交通規制

第5章
救助・救急対策

第6章
医療救護等対策

第7章
避難者対策

第4章 警備・交通規制

- 災害の発生が予想される場合には、早期に警備体制を確立し、避難誘導及び他機関の防災活動に対する協力をを行う。
- 災害が発生した場合には、区民の生命、身体、財産の保護及び被災地における秩序の維持を行い、治安に万全を期する。

第1節 警備活動

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

1 警備体制

風水害警備に際し、第七方面本部及び各警察署は、段階に応じて発令される警備体制を取るものとする。

ただし、発令がない場合であっても管内の情勢等により必要と認められるときは、各段階の態勢を取ることができる。

なお、風水害警備の態勢は、気象状況、被害状況等に応じて、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階とする。

2 警備部隊の編成

(1) 警備本部の設置

ア 第七方面本部長は、警戒態勢もしくは非常態勢が発令された場合又は方面区域内に相当の被害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合には、方面警備本部を設置し、方面区内の総括的指揮に当たるものとする。

イ 警察署長は、警戒態勢若しくは非常態勢が発令された場合又は管内に被害が発生しもしくは発生するおそれがある場合に現場警備本部を設置して警備指揮に当たるものとする。

(2) 警備部隊の編成

ア 管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合に警察署長は、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備に当たるものとする。

イ 被災状況に応じ長期間警備本部を設置して警備に当たる警察署にあつては、日勤員をもって所要の部隊を編成し、警備に当たるものとする。

ウ 第七方面本部長は比較的被害の少ない警察署又は長期警備実施を必要としない警察署をもって方面機動隊を編成し、状況に応じて方面区内の警備及び応援派遣に備えるものとする。

3 警備活動

災害に対する警察の活動は、東京都地域防災計画並びに警視庁警備規程及び風水害警備実施要綱、その他関係規程によるほか、おおむね次の事項について実施するものとする。

- (1) 事前対策
 - ア 危険地域（箇所）の調査
 - イ 避難収容施設（避難先）の確認
 - ウ 防災訓練の実施
- (2) 応急対策
 - ア 災害に関する情報の収集
 - イ 避難者の誘導
 - ウ 交通規制及び秩序の維持
 - エ 犯罪の予防検挙

4 犯罪の予防

- (1) 災害時には、窃盗、その他復旧資器材等に関する犯罪の多発が予想されるので、これらの警戒取締りを厳重にし、犯罪の予防検挙の実効を期する。
- (2) 各種犯罪の未然防止に努めるとともに流言飛語の防止に努め、区民の安心を図る。
- (3) 被災地における土地の境界、漂流物その他による紛争事案に対する視察を行い、紛争防止に努める。

5 被災者の救出

出水による溺死者、家屋の倒壊等による埋没者その他死傷者等を発見した場合には、区その他の防災関係機関と協力して被災者の救出・救護に全力を尽くすものとする。

6 被災地の警備

所要の警備部隊をもって被災地の警備を強化するとともに避難者収容所、救護物資集積所、その他重要防護対象等に警戒員を配置して警戒警備の万全を期するものとする。

第2節 交通規制

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

1 被災地における交通規制

- (1) 交通機関の被害状況を速やかに調査するとともに交通情報の収集に努める。
- (2) 広域的災害発生の場合において道路交通法により行う交通規制については、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な措置を取るものとする。

第5章 救助・救急対策

第1節 救助・救急活動体制等

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 区との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- 2 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- 3 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。
- 4 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

第2節 救助体制の整備

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 先遣隊として災害実態の早期把握や、活動・指揮拠点を形成するため、ドローン、特殊車両、エアボート等を装備する即応対処部隊を運用し、即応体制を強化している。
- 2 災害発生時に救助活動を迅速に行うため、特殊車両や重機等の資器材を備えた消防救助機動部隊等を整備し、救助体制の強化促進を図る。
- 3 水害地の救助活動を効率的に行うため、水防部隊の整備強化を図り、風水害地からの救助体制を強化する。
- 4 災害時に使用する建設資器材及び船艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を樹立する。
- 5 災害現場において東京DMA Tと連携した救助及び傷病者の救護体制を確立する。

第3節 救急体制の整備

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 救急活動を効率的に行うため救急車等の増強を図り、風水害により発生する傷病者に対する搬送体制を強化する。
- 2 重症度、緊急度の高い傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の人員確保及び高度救急資器材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図る。
- 3 傷病者の搬送を効率的に行うため、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」等を活用し、医療情報収集体制を強化する。
- 4 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。

第4節 消防団の救出・救護活動能力の向上

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 応急救護資器材の整備を行う。
- 2 応急手当普及員の養成など、教育訓練の充実を図る。
- 3 災害時に消防署及び消防団に配置されている資器材を有効に活用し、消防職員との連携による救出・救護活動体制の充実を図る。

第5節 区民の救出・救護活動能力の向上

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 消防署は、災害時に、区民自らが、適切な応急手当を行える能力を身に付けられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。
- 2 事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。
- 3 一定の応急手当技能を有する区民に対してその技能を認定する。

第6節 事業所の救出・救護活動能力の向上

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

- 1 救出活動技術の普及啓発
- 2 消防署は、事業所の実態に応じ、組織、資器材を有効に活用した活動が行えるように訓練を通じて自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を推進する。
- 3 応急救護知識の普及及び技術の向上
 - (1) 消防署は、火災予防条例第55条の5に基づき、自衛消防活動中核要員を中心に、事業所の従業員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図る。
 - (2) 応急救護知識及び技術を有する者を中心とした訓練を推進することで、応急救護能力の向上を図る。

第6章 医療救護等対策

震災編第8章応急対策第1節「初動医療救護体制等」、第3節「遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等」、同章復旧対策第1節「防疫・保健活動」、第3節「火葬等」、震災編第10章応急対策第4節「動物救護」に準ずる。

第1章
初動態勢

第2章
情報の収集・伝達

第3章
水防対策

第4章
警備・交通規制

第5章
救助・救急対策

第6章
医療救護等対策

第7章
避難者対策

第7章 避難者対策

- 風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供及び注意喚起等を講じるとともに、避難指示等の発令時には速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。

第1節 避難計画

震災編第10章予防対策第1節「避難体制」、同章応急対策第1節「避難誘導」、第2節「要配慮者の安全対策」に準ずる。ただし、荒川水系荒川浸水想定区域図（想定最大規模、国土交通省関東地方整備局・平成28年5月30日指定）による荒川の洪水などの水害時避難計画は、本章第2節に定める。

第2節 水害時避難計画

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 計画方針

荒川水系荒川浸水想定区域図に基づき、荒川の洪水などによる水害の発生において人的被害がないことを目的とし、区及び警察署、消防署が一体となって避難体制を確立する。なお、あらかじめ住民に対しては、墨田区水害ハザードマップ等により避難先及び避難の方法、避難情報の伝達方法等を周知徹底しておくものとする。

また、大規模な水害が発生し、又は発生するおそれがある時は、広域避難を原則とするが、一定の要件を備えた上での在宅避難などあらゆる避難方法を取ることで、時間的余裕がない場合は、区が指定する水害時避難場所や区が水害時の一時避難施設として協定を締結した公共住宅や民間施設等を緊急避難先とするなど、一層の対策向上を図っていく。

また、「水害時における避難受入れに関する協定に伴う防災対策用資器材交付要綱」を制定のもと、水害時に近隣住民の避難受入れが可能な集合住宅に対し防災対策用資器材を交付している。

2 避難の種類

(1) 広域避難

立ち退き避難は、有効かつ安全な避難方法であり、特に区内はほぼ全域が浸水想定区域に当たるため、洪水や高潮が発生するおそれが高い場合は、区外の浸水想定区域外にある親戚・友人宅・勤務先・ホテルなどへの立ち退き避難（広域避難）が原則となる。

また、広域避難の実施に当たっては、都が協定を締結した施設を利用するほか、都に近隣区市との調整を要請する。なお、大規模水害時の避難先の確保については、都と墨田区を含む広域避難自治体が連携して、施設管理者と協定締結に向けた調整等を進めている。広域避難先確保に係る協定は、都と施設管理者が締結する包括協定と、墨田区を含む広域避難自治体と施設管理者が締結する細目協定からなる。

※ III-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊資料 P207 参照）〈再掲〉

（2）区内における避難

広域避難を実施する時間的余裕がない場合は、区内における避難を呼びかける。避難の判断基準は、以下のとおりとする。

ア 在宅避難

水害時において自宅に浸水しない居室があり、家屋流出の危険性がない場合は、食料や水、簡易トイレ等を浸水継続時間に耐えられる十分な量を備えた上で、自宅等で避難する。

イ 縁故避難

水害時において親戚・友人宅・勤務先・ホテルなどに浸水しない居室があり、家屋流出の危険性がない場合は、食料や水、簡易トイレ等を浸水継続時間に耐えられる十分な量を備えた上で、避難する。

ウ 水害時避難場所（洪水・高潮）への避難

洪水、高潮が発生するおそれが高い場合は、区が指定する水害時避難場所（洪水・高潮）へ避難する。

※ VIII-13：水害時避難場所一覧（別冊資料 P354 参照）

なお、ア～ウの避難ができなかった場合については、水害時避難場所（洪水・高潮）に指定されていない小中学校等及び区営住宅（共用部分）、都営住宅（共用部分）、公社賃貸住宅（共用部分）等並びに周辺の3階以上の堅牢な建物へ避難する。

この場合、建物の所有者に対しては、近隣住民及び来街者等の一時避難受入について協力するよう周知する。

3 避難指示等の判断基準等

内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」によると、立ち退き避難が必要な災害の事象には、水害（河川の氾濫）、高潮災害、津波災害等がある。

平成30年度の改正では災害発生のおそれの高まりに応じて、住民等が取るべき行動が5段階（警戒レベル1～5）に分けられ、情報と行動の対応が明確化された。

※ VIII-14：警戒レベルと取るべき行動（別冊資料 P356 参照）

区長は、必要と認める地域の「必要と認める居住者等」に対し、避難のための立退きを指示することができるようになった（災害対策基本法第60条第1項）。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、区長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置「緊急安全確保措置」を指示することができるようになった（災害対策基本法第60条第3項）。

災害対策基本法第61条の4から第61条の8では、災害が発生するおそれがある段階における広域避難等の円滑な実施を確保するため、広域避難について、都内の区市町村長との協議や居住者等の運送の要請ができるよう規定が整備された。また、区市町村長や都知事が適当な協議の相手方を見つけられない場合等において、円滑かつ迅速な広域避難の実施に支障を来たさないよう、都知事又は内閣総理大臣による助言規定が設けられた。

【区における避難指示等の発令基準】

(1) 高齢者等避難の発令基準

高齢者等避難の発令基準は、原則として次のいずれかの事態になったとき発するものとする。なお、避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合には、適切な時間帯に高齢者等避難を発令する。

- ア 国土交通省及び気象庁から荒川氾濫警戒情報が発表されたとき。
- イ 荒川岩淵水門（上）の水位が避難判断水位に達したとき。
- ウ 区外において洪水が発生した場合で、区に被害を及ぼすと見込まれたとき。
- エ 都知事から高齢者等避難を発令するように勧告又は助言を受けたとき。
- オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため、区長が必要と認めたとき。

(2) 避難指示の発令基準

避難指示の基準は、原則として次のいずれかの事態になったとき発するものとする。

- ア 国土交通省及び気象庁から荒川氾濫危険情報が発表されたとき。
- イ 荒川岩淵水門（上）の水位が氾濫危険水位に達したとき、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
- ウ 区内の荒川の堤防において漏水又は亀裂が発見されたとき。
- エ 都知事から避難指示を発令するように勧告又は助言を受けたとき。
- オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため、区長が必要と認めたとき。

(3) 関係機関への通知及び、協力要請

- ア 区長は、高齢者等避難又は避難指示を発令した場合は、直ちに都知事に報告し、また、区内消防署及び警察署にも通知する。
- イ 避難指示は、警察署、消防署その他関係機関の協力を得て当該地域の住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。その取扱いは、災害情報収集、伝達要領に準ずる。
- ウ 避難指示の発令に当たっては、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、報道機関等に通知するとともに、速やかに報道してもらうよう要請する。
- エ 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は避難指示等に当たって国（指定行政機関の長等）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定されている。

4 避難誘導

(1) 高齢者等避難、避難指示の伝達方法

区は高齢者等避難、避難指示を発令した場合、PUSH型とPULL型の双方を組み合わせ多様化・多重化した情報を伝達する。なお、伝達方法は以下のとおりとする。

- ア 防災行政無線
- イ Lアラート（災害情報共有システム）
- ウ 区公式ホームページ、危機管理ツイッター、区公式フェイスブック
- エ 安全・安心メール、緊急速報エリアメール・緊急速報メール
- オ 広報車輻

カ 報道機関（テレビ・ラジオなどへの協力依頼）

(2) 避難誘導態勢

高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、区は警察署、消防署の協力を得て、本節2「避難の種類」の一（1）広域避難」又は「（2）区内における避難」に掲げた避難先を目標として避難誘導する。また、被害の状況に応じて次なる避難先へ移行できる態勢（被害情報の把握、避難道路の安全確認、避難経路の策定）に万全を期して避難誘導を実施する。しかし、急な浸水等や流速により、避難する途中あるいは避難先の建物が崩壊するおそれがある等の理由により、身の安全を図ることが困難と判断される場合には、付近の小・中学校又は他の3階以上の堅牢な建物へ避難させる。

(3) 事前避難

各警察署長は、災害が発生するおそれがある場合にその情勢を判断し、区長の行う早期避難の指示等について協力するとともに、要配慮者に対して自主的にあらかじめ区が設置する水害時避難場所（洪水・高潮）に避難させ、又は安全地域の親戚、知人宅に自主的に縁故避難するように指導する。

なお、本部長（区長）が避難の指示をすることができないと認めるとき又は本部長（区長）から要求があったときには、警察官が直接住民に避難を指示するものとする。

(4) 避難誘導

ア 避難指示が出された場合には、各警察署長は防災関係機関と協力して、あらかじめ指定された水害時避難場所（洪水・高潮）に地域又は町会・自治会単位に、住民の誘導を図るものとする。

イ 避難指示に従わないものについては、説得に努め、状況により強制措置を取る。

(5) 避難時危険箇所

水防法第15条第1項第2号に基づく、避難路その他の避難経路について、以下の箇所は、水害時に水没するおそれのあるアンダーパス等であり、避難経路として選定しないよう指示する。また、当該危険箇所については、ハザードマップに記載し周知を図る。

ア 白鬚地下自動車道（特定都道461号 堤通二丁目地内）

イ 東武伊勢崎線アンダーパス（特別区道墨119号 東向島二丁目）

ウ 言問橋通りアンダーパス（特例都道461号 向島一丁目）

エ 蔵前橋通りアンダーパス（特別区道墨106号 横網二丁目）

5 避難所の設置及び開設（区）

(1) 洪水の沈静後、水害時避難場所等に避難した被災者を一時収容し保護するため、小・中学校等を避難所として開設する。また、可能であれば必要に応じ野外収容施設等を設置する。また、区内の都立高校についても避難所として指定するため、施設利用に関する協定を締結している。

(2) 高齢者や障害者等のいわゆる要配慮者とその家族に対しては、専用の要配慮者救護所を設け、避難所生活での困難さを和らげるよう努める。要配慮者救護所の運営は、災対要配慮者救護部の職員を中心に実施する。

(3) 常に介護を必要とするなど、避難所での生活が困難な要配慮者とその家族のために、より専用的なケア体制を備えた福祉避難所を特別養護老人ホーム及び特別支援学校等

に設置する。福祉避難所に移送する必要がある要配慮者については、災対要配慮者救護部職員が福祉避難所と調整のうえ移送し、適切な対応を実施する。

- (4) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、避難所の所定の場所に「避難所」の標示を提示する。
- (5) 避難所を設置する場合は、管理責任者を定める。また、管理責任者は、女性や要配慮者の視点を踏まえた管理運営に努める。
- (6) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、区長（区本部長）は、都知事の事前承認を得る。
- (7) 避難所の運営に必要な資器材、台帳をあらかじめ整備しておく。なお、収容基準については、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。
- (8) 避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
- (9) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を来たさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。
 - ※ V-04：指定避難所一覧（別冊資料 P255 参照）＜再掲＞
 - ※ V-05：福祉避難所一覧（別冊資料 P256 参照）＜再掲＞

6 避難所の管理（区）

震災編第10章応急対策第3節「避難所の開設・運営」に準ずる。

7 避難者の他地区への輸送及び受入れ

震災編第10章応急対策第6節「被災者の他地区への移送」に準ずる。

（参考）国土交通省及び気象庁が発表する荒川洪水予報の種類

種類	発表基準	水位	対応する区の避難情報
氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	氾濫注意水位 4.10m	—
氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点において ・氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難判断水位 6.50m	高齢者等避難
氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。	氾濫危険水位 7.70m	避難指示
氾濫発生情報 （洪水警報）	洪水予報を行う区域において氾濫が発生した後速やかに。		—

※ 岩淵水門（上）における水位。ただし、他の観測地点において同様の水位に達した場合も洪水予報が発表される。

第3節 要配慮者の安全対策

震災編第10章応急対策第2節「要配慮者の安全対策」に準ずる。

第1項 地域における安全対策

1 救護体制の確立

震災編第10章応急対策第2節「要配慮者の安全対策」に準ずる。

2 福祉避難所等の設置

震災編第10章応急対策第2節「要配慮者の安全対策」に準ずる。

3 防災行動力の向上

都及び東京消防庁は、区等と共同して、住民防災組織等を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練の実施を推進するなど、防災行動力の向上に努めていく。

4 緊急通報システムの整備

都は、65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進めており、その一層の活用を図るように努める。

5 避難体制の整備

震災編第10章予防対策第1節「避難体制」に準ずる。

第2項 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る。

1 社会福祉施設等と地域の連携

消防署は、事業所、町会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するよう、その促進を図る。

2 避難行動の習得

区は、総合防災訓練等の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施する。また、各施設は、自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

第4節 広域避難

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

国は、首都圏大規模水害対策大綱に基づき、平成25年11月に首都圏大規模水害対策協議会を立ち上げて以来、荒川の洪水氾濫等に係る広域避難対策の検討を開始した。また、都は平成25年7月に広域避難検討会議を設置のもと、大規模水害の発生が予想される場合における住民の円滑な避難を検証するためのシミュレーションや、具体的な避難対策の検討を行ってきた。

さらに、東京都東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）では、平成27年度、「江東5区大規模水害対策協議会」を設置のもと、平成28年8月に「江東5区大規模水害避難等対応方針」を策定した。この対応方針では、住民への情報伝達や広域避難などの課題を明らかにするとともに、想定し得る最大規模の水害の発生に対する広域避難を軸とした避難対応について江東5区が一体的かつ主体的に講じることを前提に、大規模水害時における避難対応の理想像をとりまとめている。

また、この対応方針を実現するため、平成28年度より「江東5区広域避難推進協議会」を発足し、引き続き広域避難の実現について検討を進めている。平成30年8月には江東5区で発令する避難情報等の発令基準を定めた「江東5区大規模水害広域避難計画」及び「江東5区大規模水害ハザードマップ」を策定・公表した。

今後も、国及び都が主催する「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」と連携し、広域避難場所の拡充や具体的な避難手段等を検討していくとともに、大規模水害のリスクや広域避難の必要性について、区民等への意識啓発に取り組んでいく。

※ VIII-15：江東5区大規模水害広域避難計画（概要）（別冊資料 P357 参照）

※ VIII-16：江東5区大規模水害ハザードマップ（概要）（別冊資料 P359 参照）

1 区民等への意識啓発

- (1) 墨田区水害ハザードマップやリーフレットの配布
- (2) 区報や区公式ホームページ、SNS等による周知
- (3) シンポジウム等の開催

2 広域避難先の確保や避難手段の検討

- (1) 「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」との連携
- (2) 鉄道事業者等の関係事業者との調整

3 避難誘導

- (1) 他区市町村へ広域避難要請
- (2) 自主的広域避難情報、広域避難指示の発令
- (3) 段階的に避難させる住民の抽出、呼び掛け
- (4) 域内垂直避難（緊急）の発令

4 避難所の開設・運営

(1) 受入側区市町村

ア 要請に基づく避難所及び福祉避難所の開設

イ 避難所運営

ウ その他、震災編第10章応急対策第3節「避難所の開設・運営」に準ずる。

(2) 要請側区市町村

ア 避難所への職員派遣

イ 避難所運営への積極的な協力

ウ その他、震災編第10章応急対策第3節「避難所の開設・運営」において区市町村の役割とされる業務

第8章 物流・備蓄・輸送対策

震災編第4章予防対策第3節「緊急輸送ネットワークの整備」、同章応急対策第1節第2項「道路障害物の除去」、第3節「防災船着場・臨時離着陸場」、震災編第11章応急対策第1節「食料及び生活必需品等の供給」～第2節「飲料水等の供給」、第5節「緊急輸送対策」に準ずる。

第9章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

震災編第13章応急対策第6節「トイレの確保及びし尿処理」～第8節「災害廃棄物処理」に準ずる。

なお、事前に台風・大雨等の災害発生が見込まれる場合は、下記の基準により、ごみ・資源物の収集作業を中止する。

【ごみ・資源物の収集作業中止基準】

JRなどの主要交通機関の計画運休が発表された場合、計画運休当日のごみ・資源物収集は原則、中止とする。計画運休が午後から始まる場合でも当日の収集は、原則、中止とする。

ただし、計画運休の即日実施が、収集作業日の当日に発表された場合は、作業の進捗状況や、職員の参集状況等を勘案して、収集の実施・中止を当日に判断する。

区が水害への対応から、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した場合、その時点でごみ・資源物収集を原則、中止とする。

墨田区を対象地域に含む「大雪特別警報」が発令された段階で、収集日当日でも原則、中止とする。

第10章 ライフライン施設の応急・復旧対策

- 風水害その他の災害から上下水道、電気、ガス、通信施設を防護するとともに、早期復旧を図るための施策を樹立し、社会公共施設としての機能を維持する。

第1節 水道施設

[都水道局墨田営業所]

震災編第4章応急対策第4節第1項「水道施設」に準ずる。

第2節 下水道施設

[都下水道局東部第一下水道事務所]

震災編第4章応急対策第4節第2項「下水道施設」に準ずる。

第3節 電気施設

[東京電力パワーグリッド江東支社]

震災編第4章応急対策第4節第3項「電気施設」に準ずる。

第4節 ガス施設

[東京ガスグループ]

ガス施設の応急対策は次のとおりである。

- 1 河川増水による架管に対する遮断バルブの調査及び流失防止の処置を取る。
- 2 過去の風水害その他の災害による被害予想施設を掲示し、重点的に監視する。
- 3 水害、冠水地域の整圧器の機能を監視する。
- 4 ガス導管内への流水防止のためガス供給を遮断する。
- 5 ガス導管内の採水作業を早急に実施する。

(震災編第4章応急対策第4節第4項「ガス施設」参照)

第5節 電気及びガス施設消防活動計画

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスグループ]

震災編第4章応急対策第4節第5項「電気及びガス施設消防活動計画」に準ずる。

第6節 通信施設

[NTT東日本]

震災編第4章復旧対策第4節第3項の「電気・ガス・通信施設」に準ずる。

第11章 公共施設等の応急・復旧対策

- 浸水被害の拡大防止に全力を尽くすとともに、公共土木施設及び鉄道施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う。

第1節 公共土木施設等

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局]

1 河川施設応急対策計画

東京都水防計画による水防活動と並行して区内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、警戒箇所については直ちに都建設局並びに第五建設事務所、江東治水事務所に報告するとともに必要な措置を講じるものとする。

区から報告を受けた場合には、都建設局並びに第五建設事務所、江東治水事務所は、応急措置に関し、技術的に援助及び総合調整を行う。

2 内水排除施設応急対策計画

(1) 目標

高潮及び降雨のため洪水のおそれがあるときは、水門等を閉鎖し、排水ポンプにより内水を排除する。

(2) 活動内容

日常から気象情報の収集に努め、降雨の状況により必要なときは、即座に水門を閉鎖し、排水ポンプを全力運転して内水排除に努める。

(3) 移動ポンプの要請

排水機場施設に被害を生じたとき、及び各排水機を全力運転してもなお浸水区域が拡大する場合で、既設機能のみでは防げないときは、直ちに、都建設局に報告するとともに、各種排水機器により被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については可能な限り区において早急に復旧させるよう努める。

3 道路応急対策計画

(1) 活動方針

浸水により被害を受けた道路（橋を含む。）は速やかに復旧し、特に救助活動のために必要な道路及び避難者の通路に当たる道路は重点的に復旧作業を行い、交通路の確保に努める。

(2) 活動内容

機関名	内 容						
区	1 浸水時における救助活動の円滑な運営に資する。 2 道路の被害は、速やかに都に報告し、直ちに排土作業、盛土作業等の被害状況に応じた応急復旧作業を実施し、交通路の確保に努めるものとする。また、被害状況により応急修理ができない場合は、警察署等防災関係機関と連絡のうえ、通行止又は交通規制の表示等必要な措置を講じる。 3 上下水道、電気、電話等道路専用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事故連絡する。						
都	1 国又は区からの報告により道路の被害を知ったときは、直ちに必要な指示を与え、第五建設事務所は状況に応じて現場に職員を派遣する。 2 相互判断に基づき、対策と必要な調整を行う。						
首都高速道路東京東局	1 情報連絡窓口 災害時の情報連絡窓口は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="464 770 1410 887"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 770 938 808">首都高速道路窓口</th> <th data-bbox="938 770 1410 808">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 808 938 846">東京東局保全管理課</td> <td data-bbox="938 808 1410 846">03-5640-4854</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 846 938 887">東京東局交通管制室</td> <td data-bbox="938 846 1410 887">03-5640-4800</td> </tr> </tbody> </table> 2 災害時における体制 災害又は交通障害の発生が予想されるとき、あるいは災害が発生したときは、警戒体制、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制を取り、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講じる。 3 災害応急対策 災害が発生したときは、運転者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。 (1) 災害が発生したときは、首都高速道路東京東局は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を運転者に広報する。 (2) 運転者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請等により、被災者の救出救護、その他安全確保に努める。 (3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 (4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。 4 災害時の広報 運転者が非常事態に即応して適切な措置が取れるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に運転者に提供する。 5 緊急道路啓開 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。	首都高速道路窓口	電話番号	東京東局保全管理課	03-5640-4854	東京東局交通管制室	03-5640-4800
首都高速道路窓口	電話番号						
東京東局保全管理課	03-5640-4854						
東京東局交通管制室	03-5640-4800						

第8章
物流・備蓄・輸送対策

第9章
ごみ処理・トイレの確保及び
びし尿処理・障害物の除去、
災害廃棄物処理

第10章
ライフライン施設の応急・
復旧対策

第11章
公共施設等の応急・復旧
対策

第12章
応急生活対策

第13章
災害救助法の適用

第14章
激甚災害の指定

第2節 鉄道施設

[JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

震災編第4章応急対策第2節「鉄道施設」に準ずる。

第3節 社会公共施設等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会]

震災編第3章応急対策第1節第3項「社会公共施設等」に準ずる。

第8章
物流・備蓄・輸送対策

第9章
ごみ処理・トイレの確保及
びし尿処理・障害物の除
去・災害廃棄物処理

第10章
ライフライン施設の応急・
復旧対策

第11章
公共施設等の応急・復旧
対策

第12章
応急生活対策

第13章
災害救助法の適用

第14章
激甚災害の指定

第12章 応急生活対策

震災編第6章応急対策第5節「労働力の確保」、震災編第13章応急対策第3節「家屋・住家被害状況調査等」、第4節「罹災証明書の発行準備」、第9節「応急教育」、同章復旧対策第1節「被災住宅の応急修理」～第3節「区営住宅の応急修理」、第6節「義援金の保管及び配分」～第8節「融資計画」、第10節「租税等の徴収猶予及び減免等」に準ずる。

第13章 災害救助法の適用

震災編第13章応急対策第10節「災害救助法の適用」に準ずる。

第14章 激甚災害の指定

震災編第13章応急対策第11節「激甚災害の指定」に準ずる。

第8章
物流・備蓄・輸送対策

第9章
ごみ処理・トイレの確保及
びし尿処理・障害物の除
去・災害廃棄物処理

第10章
ライフライン施設の応急・
復旧対策

第11章
公共施設等の応急・復旧
対策

第12章
応急生活対策

第13章
災害救助法の適用

第14章
激甚災害の指定

その他災害編

「その他災害編」では、危険物事故、大規模事故、火山噴火、複合災害対策をとりあげる。

なお、「その他災害編」に係る関係機関の役割は、震災編第1章「区、区民、防災機関等の基本的責務と役割」に準ずる。

第1章 危険物事故対策

自然災害だけでなく、大規模な火災や爆発など、通常の事故とは異なり、社会的に大きな影響を及ぼす事故又はその可能性がある大規模な事故災害も災害対策基本法の災害に含まれる。

ここでは、大規模な火災や爆発などの大規模事故の原因となる危険物等の事故による災害の発生を防止し、災害発生時の被害の拡大を防止するための危険物事故対策を示す。

第1節 予防対策

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区内には「町工場」と言われる製造業が多く、石油、火薬類、高圧ガスや化学薬品等の危険物を扱う事業所も立地することから、危険物等の発火、爆発、漏えいなどの事故が起きた際の対応が求められる。区内の危険物施設における事故発生時の安全を図るため消防法及び東京都火災予防条例等に基づき、以下の対策を行うほか、震災編第3章予防対策第4節「出火、延焼等の防止」の定める対策を行う。

なお、ここでいう危険物等とは次のものを指す。

種類	根拠法	例
石油等危険物	消防法第2条第7項に規定されているもの	(例) 石油類 (ガソリン、灯油、軽油、重油) など
火薬類	火薬類取締法第2条に規定されているもの	(例) 火薬、爆薬、火工品 (工業雷管、電気雷管等) など
高圧ガス	高圧ガス保安法第2条に規定されているもの	(例) 液化石油ガス (LPG)、アセチレン、アンモニアなど
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの	(例) 毒物 (シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物 (ホルムアルデヒド、塩素等) など

1 予防査察

消防署は、消防法その他法令に基づき危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令基準に不適合な場合は、改修、移転等危険物の規制を実施する。

2 事業所防災対策の強化

消防署は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

3 消防体制の強化

消防署は、危険物等の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について指導・教育を行う。

第2節 応急対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

危険物事故発生時の応急対策を以下のとおり行うほか、震災編第3章応急対策第2節「危険物等の応急措置による危険防止」の定めによる。

1 事業所における応急対策

危険物等により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、危険物等の性質に応じた延焼・誘発・その他防止措置、従業員等の避難などの応急対策を実施する。

2 消防署、区等における応急対策

(1) 災害情報の通報等

消防署は、把握した被害や事故の状況を都や関係機関に緊急通報し、継続して状況の把握に努める。また発生事業所の管理者等に対し、応急措置の実施要請、命令等を行う。

(2) 消防活動

消防署は、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救出等に関する必要な措置を講じる。

(3) 被害の拡大防止措置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 区は、必要に応じ避難指示等を行い、避難誘導や避難所開設などに当たる。

ウ 警察署は、住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

(4) 救急医療

事業所、消防署、医療機関は、連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

(5) 災害対策本部の設置等

区長は、危険物事故の規模が大きく広範な対応が必要と判断した場合は、災害対策本部を設置し、必要な配備体制のもとに関係機関と連携して応急対策に当たるものとする。

3 危険物等による環境汚染の防止対策

区は、消防署や防災関係機関と協力して、危険物等の漏えいによる環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

4 広報活動

危険物等の漏えい状況や火災拡大など地域への影響等について、防災行政無線や区公式ホームページやSNSを活用するなどして広報を行う。

また、必要に応じて相談窓口を設置し、住民等からの各種問合せに対応する。

第2章 大規模事故対策

都市において高度に集積した交通機関にあって、大規模な交通事故や鉄道事故などの事故災害が発生する可能性がある。

ここでは、航空機事故、鉄道・道路事故などの大規模事故の際に、防災関係機関が取る応急対策を示す。

第1節 航空機事故

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区内において、航空機の墜落等による大規模航空機事故が発生した場合の応急対策について定める。

1 東京消防庁の対応

東京消防庁は、市街地等の航空機事故の場合、東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。

2 都及び関係機関の対応

都及び関係機関は、航空機事故に関する緊急連絡通報を確保し、事故の規模・態様により「現地連絡所等」を設置して対応に当たる。米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。

3 区の対応

区は、消防署、警察署等と連携して、必要に応じ次の措置を講じる。

- (1) 情報の収集、関係機関との連絡調整
- (2) 応急医療救護
- (3) 遺体の収容
- (4) 広報活動
- (5) 防疫・清掃
- (6) 避難の指示
- (7) 避難所の開設
- (8) 被災者等への支援

第2節 鉄道事故

[区、J R 両国駅、J R 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、都交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区内において、列車の衝突、脱線等の大規模事故の際に、防災関係機関が取るべき対策について定める。

1 鉄道事業者の対応

事故等の発生を想定した訓練を実施し、常に復旧体制を整備する。

各職場においては、平素から事故発生時の旅客及び列車運転の取扱い方について関係者に周知徹底させるとともに、関係機関との協力計画を推進する。

非常災害に際しては、人命尊重、安全確保を第一とし、被害を最小限に止め、早期復旧に努め、輸送の確保を図る。

事故が発生した場合は、災害対策本部を設置して対策要員を非常招集し、迅速な措置を講じる。

2 消防署の対応

消防署は、事故の状況に応じて東京DMATを要請するなど、関係機関と連携し、救出救助活動及び救急活動を行う。

3 警察署の対応

警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防署その他の関係機関と協力して、救助、交通規制等必要な措置を講じる。

4 区の対応

区は、消防署、警察署等と連携して、必要に応じ次の措置を講じる。

- (1) 情報の収集、関係機関との連絡調整
- (2) 応急医療救護
- (3) 遺体の収容
- (4) 広報活動
- (5) 旅客等への支援

第3節 道路・橋梁事故

[区、都建設局第五建設事務所、首都高速道路東京東局、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区内において、道路・橋梁等が損壊被害を受けたり、車両火災などにより機能不全に陥るような大規模事故の際に、防災関係機関が取るべき対策について定める。

1 道路管理者の対応

大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限に止め、輸送の確保を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 関係機関への連絡
- (2) 応急措置・復旧体制の確保
- (3) 応急・復旧措置の実施

2 消防署の対応

消防署は、事故の状況に応じて東京DMA Tを要請するなど、関係機関と連携し、救出救助活動及び救急活動を行う。

3 警察署の対応

警察署は、事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。

4 区の対応

区は、所管する道路で大規模事故が発生した場合に、被害を最小限に止め、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。また、事故の状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。

また、事故に伴う火災延焼等が発生した場合は、消防署、警察署等と連携して、必要に応じ次の措置を講じる。

- (1) 情報の収集、関係機関との連絡調整
- (2) 避難の指示
- (3) 避難誘導
- (4) 避難所の開設

第3章 火山噴火対策

火山噴火による降灰被害は、都市においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。

ここでは、主に富士山に関わる被害想定を基に、区に影響があると考えられる火山噴火被害を取り上げ、防災関係機関が取る対策を示す。

第1節 区に影響があると考えられる火山噴火情報の収集・伝達

[各機関]

富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」によれば、墨田区は富士山山頂火口から距離があるため、火山噴火現象により人命に影響を及ぼす可能性はないと考えられるが、風向きによっては、2~10cm程度の降灰によって区民等の生活に影響が及ぶことが想定される。

また、富士山以外の火山噴火被害の例としては、天明3年(1783年)の浅間山噴火が大量の火山灰を広範囲に堆積させ、遠くは江戸、銚子にまで達したといわれる。

ここでは、こうした火山噴火による降灰被害を想定した対策について取りまとめる。

1 火山情報の収集

区は、富士山及び浅間山などの火山が噴火し、区に影響の及ぶおそれのある場合は気象庁の発表する火山警報等(特に降灰については降灰予報及び風向き等)の情報を収集する。

【気象庁が発表する火山に関する情報】

情報名	概要
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。</p> <p>また、発表時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>
噴火に関する火山観測報	<p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報を適時発表する。</p>

降灰予報	<p>噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報。</p> <p>噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動を取れるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動を取れるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動を取れるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。</p>
------	---

2 降灰状況の報告

区は、降灰状況を調査し、都に報告する。都及び各県から収集された降灰の状況は、気象庁で取りまとめられ、火山活動解説資料として公表される。

3 区民への広報

(1) 区

区は、区に降灰のおそれがある場合は、防災行政無線や区公式ホームページ、SNS等を活用することにより、降灰の予想、外出、健康被害防止等への注意喚起について区民に周知する。

(2) 警視庁

警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都本部、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに警察署等を通じて、区民に周知する。

(3) 東京消防庁

東京消防庁は、火山活動に関する重要な情報について、都本部等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等から区民に周知する。

4 被害状況調査

区及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達システムにより都等に報告する。

第2節 降灰対策

[各機関]

1 警備、交通規制

降灰による様々な都市機能の低下による社会的混乱や、視界不良等による交通の混乱が発生することが想定される。このため、警察は、犯罪の予防、取り締まり、交通規制等を行う。

2 交通機関の応急・復旧対策

道路管理者及び鉄道事業者は、降灰により、施設が被害を受けた場合、速やかに被害を調査し関係機関に周知するとともに、降灰による事故車両や放置車両の撤去等の道路啓開作業を行い、速やかな復旧を図る。

3 ライフライン機関等の応急・復旧対策

ライフライン機関は、それぞれの活動体制を確立し、機能の維持のため応急対策活動を実施する。また、被害状況や復旧見込みに関する情報発信の方法を検討するように努める。

4 宅地等の降灰対策

火山噴火による降灰が長期化し、宅地等に堆積した場合は、次の対応を検討する。なお、火山灰の収集は、原則、土地の所有者又は管理者が行うものであるが、宅地への降灰で区民の対応が困難な場合は、区が対応する。

機関名	対応
区	宅地の降灰について、以下の対策を行う。 ① 降灰予報やその他火山情報の把握 ② 宅地の降灰運搬 ③ 収集した降灰の処分 ④ 測定機器の設置・測定 ⑤ 被害額の算定・報告
都 都市整備局	降灰予報やその他火山情報の把握や測定機器の設置、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害額などの報告等を行う。
国土交通省 都市・地域整備局	都及び区市町村からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講じる。

5 火山灰の収集及び処分

(1) 火山灰の収集・運搬

火山灰の収集・運搬は、原則、次のとおり対応する。

ア 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。

イ 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないよう努める。

ウ 宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行う。

エ 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬は、各施設管理者が行う。

(2) 火山灰の処分・最終処分場の確保

除去した火山灰を、一時的に保管する仮置き場や最終処分場所については、選定方針や候補地を事前に検討するように努める。

また、火山灰の処分の方法については、都及び関係機関との検討を踏まえ、決定する。

6 その他の対応

区は、降灰の被害状況に対応して、避難、応急医療救護等、必要な対策を実施する。

第4章 複合災害対策

地震や風水害、火山噴火に伴う降灰被害、感染症の拡大などが同時期に重なる複合災害のリスクも想定される。

ここでは、複合災害に備え、留意すべき事項などの複合災害対策を示す。

地震や風水害、火山噴火に伴う降灰被害、感染症の拡大など、同種あるいは異種の災害が同時または時間差で発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。こうした複合災害を念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する。

災害類型	震災時に想定される主な複合災害
地震 + 風水害	1 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 2 避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
地震 + 火山噴火	1 救出救助活動や物資、燃料の搬送、災害廃棄物の撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 2 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰過重により建物被害が激甚化
地震 + 感染拡大	1 感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 2 救出救助活動や避難者の受入れ等で感染防止対策が必要となり、活動が長期化

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、本冊各編に掲げてきた各種対策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

類型	留意事項
共通事項	1 複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進する。 2 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策を加速化する。 3 様々なシナリオを想定したBCPを策定し、訓練を繰り返し実施する。 4 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難を推進する。 5 夏季発災時における熱中症対策
大規模自然災害 + 大規模自然災害	1 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画を策定し、受援応援体制を強化する。 2 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等を検討する。 3 後発災害により避難生活が長期化することに伴う災害関連死を抑止するための対応を行う。
感染症対策 + 大規模災害	1 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制を確保する。 2 避難所における感染拡大による災害関連死を抑止するための対応を行う。

復興編

第1章 復興の基本的考え方

大規模な災害により区の地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、区の地域をできる限り速やかに再建するために、区は区民の生活及び都市の両面における復興計画を作成して、都をはじめとする防災関係機関との連携の下、計画的に復興を図ることとし、平成10年度に「墨田区震災復興計画策定指針」を作成した。

その後、墨田区災害復興基本条例（平成16年墨田区条例第16号）を制定するとともに、「墨田区災害復興マニュアル」を策定した。また、平成15年度から18年度にかけて、地域住民や各種専門家らと復興模擬訓練を実施し、復興期における体制を検証のもと、平成19年度、区の復興支援及び防災まちづくり支援を行う各種専門家で構成される墨田区災害復興支援組織を発足させた。

また、都は平成27年度に東京都震災復興マニュアルの修正を行った。今後、この修正内容を「墨田区災害復興マニュアル」に反映するなど都と連携を図るとともに、国等の動向にも注視しながら復興対策の充実を図っていく。

第1節 復興の基本理念

復興に際しては、区民の暮らしの安定と向上を目的に、区の地域力を原動力として、従前のコミュニティをできる限り維持しつつ、生活の再建、再度災害の防止、生活・経済環境の向上を目指した復興を総合的に進める「暮らしの復興」を目指し、復興の課題に対し総合的・計画的に取り組み、歴史と文化を生かした安全で住みやすい快適な環境創造を図る。

また、「暮らしの復興」に当たっては、区民、事業者、行政等が協働して復興対策を推進し、「墨田区基本構想」の具現化を引き続き図るものとし、加えて、大規模災害後に区民が復興への意欲と希望を持つことができる、区民共有の「復興スローガン」を設定するものとする。

第2節 復興の基本目標

墨田区災害復興基本条例に定める復興の基本理念の実現を目指しながら、女性や要配慮者等多様な視点や災害関連死対策の観点も十分踏まえつつ、従前の状態に戻ることが難しい被災者に対する新たなコミュニティの創出や新しいライフスタイルの確立のための支援等についても検討する必要がある。

このため、被災後に策定する「墨田区災害復興基本方針」及び「墨田区災害復興計画」に定める復興の基本目標については、実際の被災規模や被災後の諸事情や墨田区災害復興基本条例の位置付け等も踏まえつつ新たに設定する。

なお、復興の基本目標は、短期・中期等の具体的な目標を設定することにより、復興対策の達成状況や効果等を把握し、新たな復興対策の立案又は復興対策の見直し等に反映する。

※ I-06：墨田区災害復興基本条例（別冊資料P8参照）

第2章 復興本部

第1節 復興本部の設置

災害により重大な被害を受けた場合は、被災後における復興に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、墨田区災害復興基本条例及び墨田区災害復興本部の設置及び運営に関する規則に基づき、「墨田区災害復興本部」を設置する。

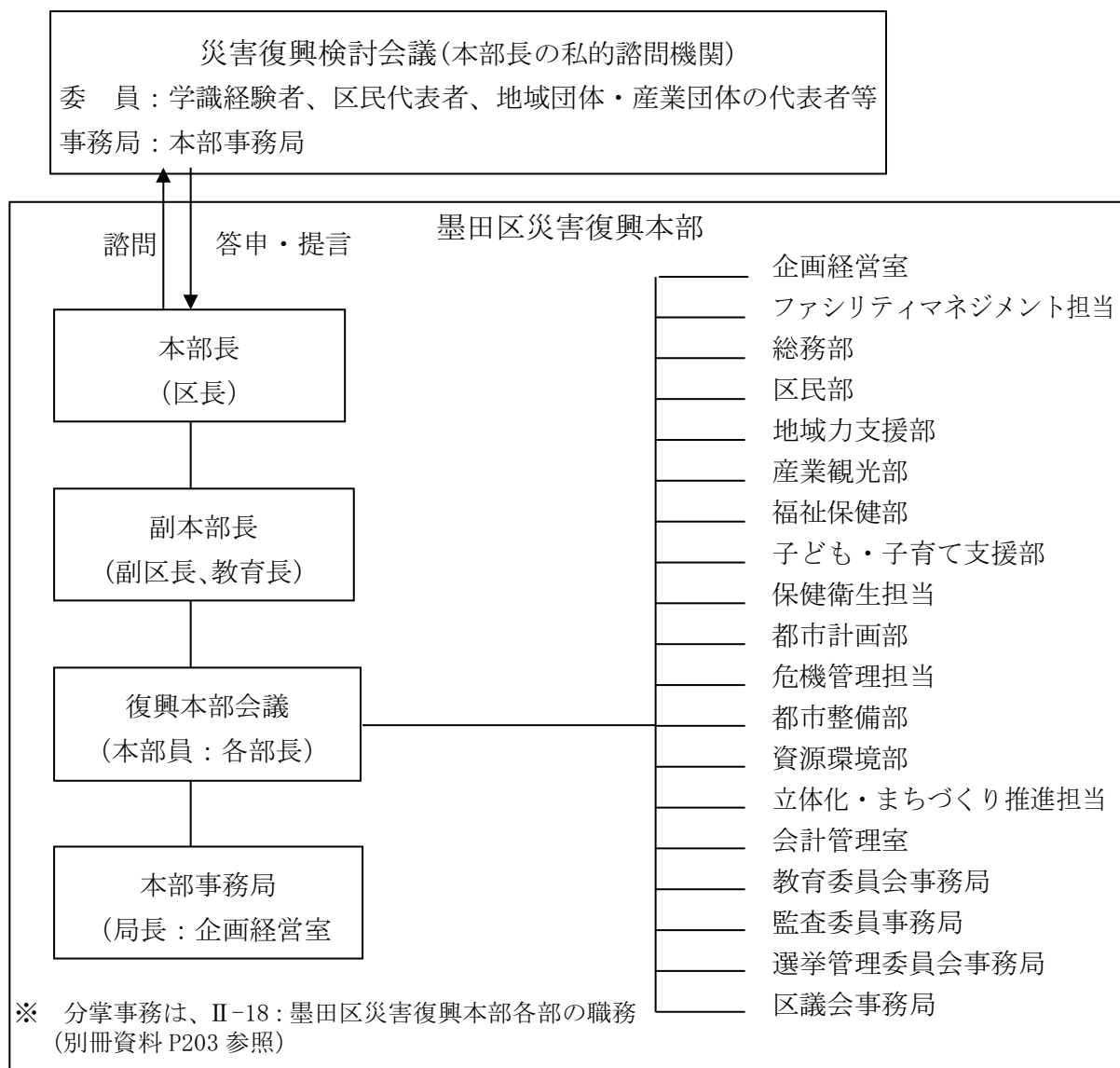
なお、災害復興本部及び同事務局の設置に至るまでの間は、「区災害対策本部」の組織に「区災害復興本部準備室」を設置し、復興対策に関する調整や災害復興本部設置の準備等を行い、被災後2週間を目途に区長を本部長とする「区災害復興本部」を設置する。

本部長は、復興に関する重要な課題について総合的な調整を行う場として、「災害復興本部会議」を設置、招集、開催するとともに、「墨田区災害復興計画」の策定に際し、復興の目標を検討・提言する「墨田区災害復興検討会議」を私的諮問機関として設置する。

復興対策がおおむね完了したと認めたときには、本部長は災害復興本部を廃止する。

※ I-06：墨田区災害復興基本条例（別冊資料 P8 参照）＜再掲＞

【「墨田区震災復興本部」等の構成】



第1章
復興の基本的考え方

第2章
復興本部

第3章
災害復興計画の策定

第4章
復興の全体像

第5章
地域力を生かした復興プロセス

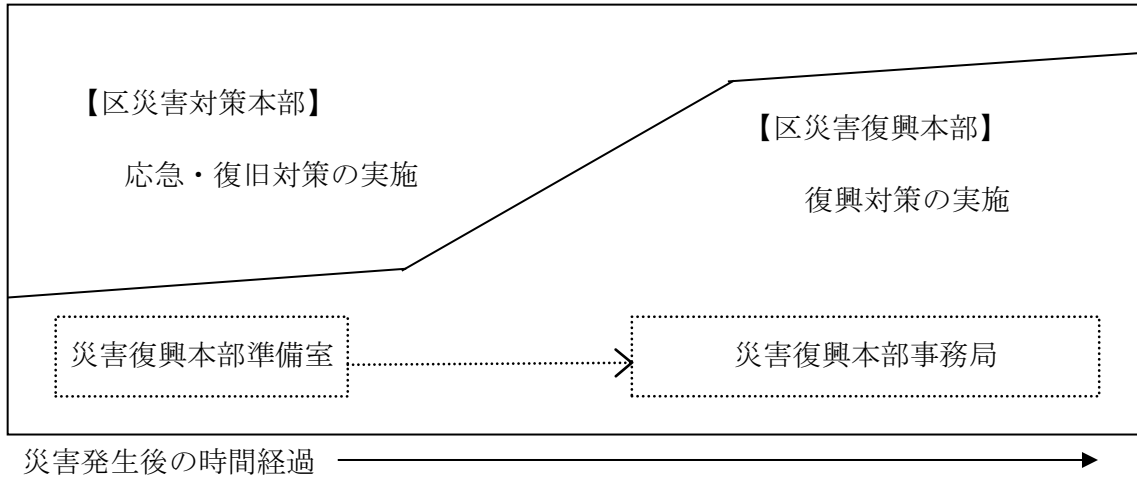
第6章
復興対策の財源確保

第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

「区災害対策本部」を中心に実施する応急対策と「区災害復興本部」が実施する復興対策については、事業の連動性、整合性を図る必要がある。

このため、応急・復旧対策のうち復興対策に影響を与えるものについては、「区災害対策本部」と「区災害復興本部」が緊密に連携を図りながら取り組むこととする。

【「区災害対策本部」と「区災害復興本部」の関係】



第3章 災害復興計画の策定

第1節 災害復興基本方針の策定

第1項 復興の基本方針

復興対策の基本方針は、次のとおりとする。

- 1 暫定的な生活及び生業の場を確保するなど、被災による都市・生活構造の急激な変化を最小限に止め、できる限り被災者の経済的・身体的・精神的負荷の軽減を図る。
- 2 地域の力を最大限に引き出し、区民、事業者、NPO、ボランティア、行政との協働による地域社会の復興を推進する。
- 3 被災後における応急・復旧対策と復興対策との連携、復興対策とその後の平常時の行政施策との連携を図る。
- 4 建物・沿道の不燃化促進や都市施設の整備、オープンスペースの確保、コミュニティ住宅の供給等を含む密集市街地の改善・整備、まちづくりへの区民参加の促進など、区がこれまでに取り組んできた災害に強い地域づくりの知恵と経験を活かしていく。

第2項 災害復興基本方針決定までの流れ

災害により重大な被害を受けた場合においては、被災後における復興に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、墨田区災害復興基本条例及び墨田区災害復興本部の設置及び運営に関する規則に基づき「墨田区災害復興本部」を設置し、その設置から2週間以内に「墨田区災害復興基本方針」を決定する。

第2節 災害復興計画の策定

区長は、「墨田区災害復興基本方針」及び本部長の私的諮問機関である「墨田区災害復興検討会議」の提言に基づき、「墨田区災害復興計画原案」を作成し、パブリックコメント等の手続を経て、「墨田区災害復興計画」とし、各種広報媒体を活用し、広く区民に公表・周知する。

なお、分野別の復興計画については、「墨田区災害復興基本方針」及び「墨田区災害復興検討会議」の提言並びに「墨田区災害復興計画」に基づき関係各部が策定する。

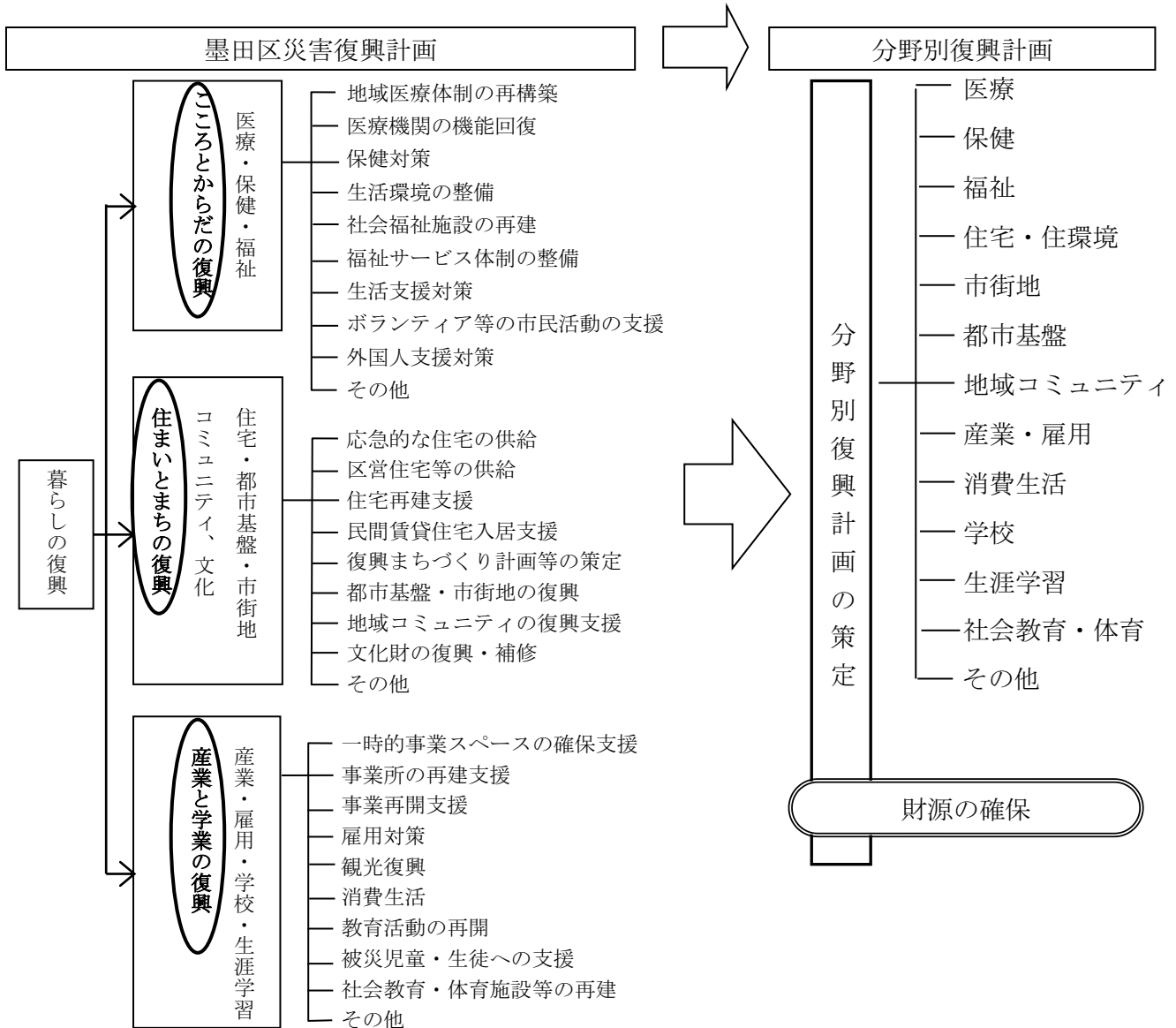
第1項 災害復興計画体系

「暮らしの復興」を成し遂げるために、その柱として「こころとからだの復興」「住まいとまちの復興」「産業と学業の復興」の3つを打ち出し、「墨田区災害復興計画」を策定するものとする。

また、復興の主体を被災区民とし、公助としての行政、共助としてのNPOやボランティア、各種の専門家集団が支援し、地域協働復興の体制を整える。

さらに、被災者のいち早い復興を立ち上げるために、暫定的な生活の場を確保し、できる限り従前居住地での暮らしのシステムを壊さないよう、地域復興を図る。

■災害復興計画体系の基本的考え方■



第2項 災害復興計画の位置付け

災害復興計画の位置付けについては①「墨田区災害復興計画」を「墨田区基本計画」に代わるものとして策定②「墨田区災害復興計画」を「墨田区基本計画」の下位計画として策定、の2つの場合を想定し、実際の被害規模や被災後の諸事情を勘案して選択する。

第3項 地域復興計画の尊重

区は復興区民組織（復興編第4章第2節第2項「復興区民組織」参照）から「地域復興計画」の提案があった場合は、その計画を尊重するとともに、「墨田区災害復興計画」と「地域復興計画」に齟齬が生じた場合には調整に当たる。

第3節 特定分野計画の策定

急務となる分野に関しては、災害復興計画の策定と並行して分野別復興計画を策定する。

第4章 復興の全体像

第1節 多様な主体の協働による復興の推進

復興対策の推進に当たっては、区民一人一人の取組、区民同士の協働による取組、それを支える専門家やNPO等の活動など、自助・共助の取組を推進するとともに、それらに対して区をはじめとする行政が積極的に支援することにより、自助・共助・公助のバランスの取れた復興を進める。

第1項 区の役割

1 災害復興本部の設置・運営

必要に応じて災害復興本部を設置し、必要な施策を実施する。また、「災害復興基本方針」及び「災害復興計画」を策定する。

2 暫定的な生活の場の確保

被災者のいち早い復興を立ち上げるため、被災者が被災地を離れずに復興事業に携わることができるよう、暫定的な生活の場を確保する。

3 地域協働復興の推進

「災害復興計画」の策定に当たっては、区民等の意見を十分に聴取するよう努めるとともに、復興対策の実施においては、区民等の適切な合意形成に努める。

そのため、自助・共助・公助の連携による地域協働復興を進めることとし、認定要件を満たす復興区民組織（次頁参照）からの申請により地域復興協議会の認定を行うほか、復興区民組織への適切な支援や平常時における区民主体の地域づくり活動の支援などを行う。

また、専門家及びNPO等の活動機会の拡充など必要な支援を講じるよう努める。

第2項 区民、事業者、専門家等との連携

区民及び地域内に居住する事業者は、自立的かつ相互に協力し合いながら、自らの生活及び生業の復興並びに地域協働復興に努めることとし、区民等とそれらを支える専門家等は、災害復興基本方針及び災害復興計画に協力し、実現を目指していく。

また、復興区民組織は、地域内に居住する区民及び事業者の合意形成を図り、地域復興のための企画、立案、実行等に取り組み、地域の復興に努める。

第3項 国、東京都との連携

災害発生後の復興対策、施策を円滑に実施するために、財源の確保や法制度の運用等支援が必要となることから、国及び東京都と連携を図り復興に努める。

第2節 地域協働復興の推進

第1項 地域協働復興の考え方

区は、災害により重大な被害を受けた場合において、被災後における地域住民の力を最大限に活かした復興を推進するため、区民、事業者、NPO・ボランティア、専門家、行政など多様な主体の連携と協働による地域社会の復興を図る。

この多様な主体の協働による復興の中心的存在は区民であるとして、災害時における復興区民組織の活動を支援するとともに、平常時から区民及び地域組織の育成及び活動を支援する。

第2項 復興区民組織

復興区民組織とは、地域協働復興活動の推進を目的として、地域住民等を構成員として組織された団体であり、そのうち区長が「墨田区地域協働復興の推進に関する規則」に基づき認定した復興区民組織を地域復興協議会という。

地域復興協議会は、地域社会の復興を総合的かつ計画的に推進するための主体として、地域の合意を図り、地域復興に関する計画等の協働立案、提案を行うとともに、地域復興に関するルールづくりや公共施設等の協働運営、復興事業への直接参加などにより、復興地域づくりを進めるものとする。

なお、復興区民組織の形態については、地域防災活動拠点会議や町会、自治会、商店会、まちづくり等の活動グループが復興区民組織として連携し、活動することを想定する。

第3項 災害復興支援組織

災害復興支援組織とは、地域協働復興支援に関する専門能力を有する者のうち、墨田区災害復興支援組織設置要綱に基づき登録を行った者等により構成される。

本組織においては、平常時は、本区の復興体制に関する検討、防災まちづくりへの支援及び復興に関する事前研究を行い、災害により重大な被害を受けた場合は、復興区民組織及び地域復興協議会に対する専門能力を活用した支援及び災害復興計画策定に関する提案を行う。

※ I-10：墨田区災害復興支援組織設置要綱（別冊資料 P24 参照）

第5章 地域力を生かした復興プロセス

第1節 復興市街地づくり

復興市街地づくりにおいては、区民の「暮らしの復興」に資するための住宅や工場、商店等の再建など、地域の特性を生かした活力のある災害に強い市街地の形成を目指し、従前の市街地特性、すなわち、都市基盤施設の整備状況と被害状況によって、連続復興、修復型復興、クリアランス復興等の復興市街地づくりを進める。

第2節 復興市街地づくりの手順

本区における復興市街地づくりは、次の手順で行う。

- 1 家屋被害概況調査
 - (1) 家屋被害概況調査の実施
 - (2) 家屋被害台帳の作成・公表
- 2 家屋被害状況調査
 - (1) 家屋被害状況調査の実施
 - (2) 家屋被害状況情報の公表
- 3 墨田区都市復興基本方針の策定・公表
- 4 第一次建築制限（建築基準法第84条）
 - (1) 建築制限区域の指定・告示
- 5 復興対象地区の指定・告示
- 6 墨田区都市復興基本計画（骨子案）の検討・策定・公表
- 7 第二次建築制限（被災市街地復興特別措置法第7条）
 - (1) 被災市街地復興推進地域（案）の作成と都市計画決定・告示
- 8 復興まちづくり計画等の策定・公表
- 9 墨田区都市復興基本計画の策定・公表
- 10 災害復興事業の推進

第6章 復興対策の財源確保

震災後においては、応急対策から復興対策に係る財政需要が増大することが予想される。特に、本格的な復興を迅速かつ円滑に実施するためには、災害発生後の早い時期から財源の確保に向けた取組が必要である。

このため、災害直後からできる限り早い時期に復興対策に係る財政需要の見込額を算定し、予算の執行方針を策定することとする。

また、区が単独で復興対策に係る財源を十分に確保することは困難であることから、国・都に対して現行制度・事業の特例措置の要望等を行い、財源の確保に努めることとする。

さらに、都において、国及び被災区市町村と協議の上、復興基金を設立することとしており、都等と緊密な連携を図りながら取り組むこととする。